

# 第7期銀河福祉タウン計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画  
《平成30年(2018年)4月～平成33年(2021年)3月》

「本別ならではの町民力を結集し、  
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」  
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～



平成30年3月  
北海道 本別町

# 「福祉でまちづくり」宣言

私たちが健康で心豊かに安心して暮らすことは、町民すべての願いで、明るい福祉社会を誰もが望んでいます。

私たちは、豊かな自然と風土に恵まれたこの素晴らしい故郷を守り、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築くため、ここに「福祉でまちづくり」を宣言します。

- 1 家庭の和 地域の輪で 明るく住みやすい まちづくり
- 1 豊かな経験を活かし 町民参加の元気な まちづくり
- 1 地域福祉の充実で いつまでも笑顔で暮らせる まちづくり
- 1 人権を尊重し 一人ひとりが生きがいもてる まちづくり
- 1 人にやさしい 福祉の心を育む まちづくり

平成 18 年 3 月

北海道本別町

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
第1節 策定の背景と目的.....	1
1 背景.....	1
2 目的.....	3
第2節 計画の位置付け.....	4
第3節 計画の期間.....	5
第4節 計画の策定方法.....	5
1 策定体制.....	5
2 高齢者実態調査の実施.....	6
3 町民の意見反映.....	7
4 計画策定後の点検体制.....	7
第5節 日常生活圏域の設定について.....	8
第2章 高齢者を取り巻く現状.....	9
第1節 人口の推移.....	9
1 総人口の推移.....	9
2 高齢者人口の推移.....	10
3 40～64歳人口の推移.....	10
第2節 日常生活圏域別人口.....	11
1 人口の推移.....	11
2 高齢者人口の推移.....	12
第3節 自治会別人口・世帯の状況.....	13
1 本別地区.....	13
2 勇足地区.....	14
3 仙美里地区.....	14
第4節 世帯の状況.....	15
1 総世帯数の推移.....	15
2 高齢者のいる世帯の推移.....	15
3 世帯類型別にみた高齢者のいる世帯の推移.....	16
第5節 認知症高齢者の状況.....	17
第6節 介護保険事業の実施状況.....	18
1 認定者の状況.....	18
2 総給付費の状況.....	21
3 介護サービス別の状況.....	22
4 介護保険事業の比較分析.....	26

5 介護人材の状況.....	28
<b>第7節 高齢者福祉施策の状況.....</b>	<b>29</b>
1 第6期計画の事業評価.....	29
2 基本目標で掲げた主な施策.....	31
<b>第8節 アンケート結果からの課題.....</b>	<b>33</b>
1 アンケート調査結果の概要.....	33
2 アンケート結果からの課題の取りまとめ.....	39
<b>第3章 計画の基本的な考え方.....</b>	<b>41</b>
<b>第1節 本別町が目指す高齢者の姿.....</b>	<b>41</b>
<b>第2節 基本理念.....</b>	<b>43</b>
<b>第3節 基本目標.....</b>	<b>43</b>
1 本別で安心の介護を提供する.....	43
2 本別ならではの住まいの場を確保する.....	43
3 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する.....	43
4 住み慣れた本別で安心して生活する.....	43
<b>第4節 重点的に取り組むこと.....</b>	<b>44</b>
1 「介護の担い手」と「地域の担い手」の確保.....	44
2 「介護基盤」の整備.....	44
3 地域共生社会の実現に向けた地域づくり.....	45
<b>第5節 施策の体系.....</b>	<b>46</b>
<b>第4章 施策の展開.....</b>	<b>49</b>
<b>第1節 本別で安心の介護を提供する.....</b>	<b>49</b>
1 介護人材の確保とサービスの質の向上.....	49
2 介護に関する情報の公開.....	57
3 介護給付費の適正化.....	57
4 低所得者への対応.....	59
<b>第2節 本別ならではの住まいの場を確保する.....</b>	<b>61</b>
1 高齢者向け住宅の整備.....	61
2 高齢者の住まいに関する相談体制の整備.....	64
3 住まいの場として特別養護老人ホームの整備.....	65
<b>第3節 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する.....</b>	<b>66</b>
1 介護予防・日常生活総合支援事業の推進.....	66
2 健康づくりの推進.....	73
3 生きがいづくりと社会参加の推進.....	77
4 社会参加による生活支援や介護予防の推進.....	80
<b>第4節 住み慣れた本別で安心して生活する.....</b>	<b>84</b>

1	ひとり暮らしになっても大丈夫.....	85
2	認知症になっても大丈夫.....	87
3	要介護状態になっても大丈夫.....	93
4	災害が発生しても大丈夫.....	97
5	医療と介護の連携強化.....	98
6	地域での支え合いの推進.....	103
7	その他.....	104
<b>第5章 介護保険給付等に係る見込み.....</b>		<b>109</b>
<b>第1節 介護保険の財源構成と制度改正.....</b>		<b>109</b>
1	介護保険給付の財源構成.....	109
2	介護保険料の見直しについて.....	109
<b>第2節 将来フレーム.....</b>		<b>111</b>
1	総人口の推計.....	111
2	日常生活圏域別の高齢者人口推計.....	113
3	被保険者数の推計.....	114
4	認定者の推計.....	115
<b>第3節 サービス利用者数の見込み.....</b>		<b>116</b>
1	居宅サービス.....	116
2	地域密着型サービス.....	121
3	施設サービス.....	126
<b>第4節 介護保険事業の見込み.....</b>		<b>128</b>
1	サービス見込量の推計.....	128
2	サービス事業費の推計.....	131
<b>第5節 保険料の算定.....</b>		<b>133</b>
1	標準給付費見込額.....	133
2	地域支援事業費.....	134
3	保険料収納必要額及び介護給付費.....	134
4	所得段階別被保険者の推計.....	135
5	保険料基準額の算定.....	135
6	所得段階別保険料.....	136
<b>資料編.....</b>		<b>137</b>
1	本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿.....	137
2	本別町健康長寿のまちづくり会議開催状況.....	138
3	本別町健康長寿のまちづくり条例.....	139
4	保険者機能強化推進交付金の評価指標への対応状況.....	142
5	介護保険サービス別の実績.....	147



# 第1章 計画の策定にあたって

## 第1節 策定の背景と目的

### 1 背景

#### (1) 国の動向

##### 1) これまでの制度改革の流れ

国において、平成26年には、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、地域支援事業の充実、低所得者の保険料軽減の強化、予防給付のうち訪問介護及び通所介護の地域支援事業への移行、特別養護老人ホームへの新規入所者を原則要介護3以上の高齢者に限定すること及び所得・資産のある人の利用者負担の見直し等を一体的に行う介護保険制度の改革が行われたところです。

それらを踏まえ、第6期計画においては、介護予防・日常生活支援総合事業の開始、在宅医療・介護連携の推進、地域包括支援センターの増設による総合相談等の機能強化、認知症初期集中支援チームの配置等に取り組んできました。

##### 2) 今後の取組

平成28年には、厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、地域包括ケアシステムをさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、地域住民が「我が事」として取り組む仕組みと、市町村が「丸ごと」相談できる体制（地域共生社会）づくりの推進が掲げられています。

平成29年には、地域包括ケアシステムの深化・推進及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取組の推進、医療・介護の連携の推進、地域共生社会の実現に向けた取組の推進、現役世代並みの所得のある人の利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等の措置を講ずることなどの介護保険制度の見直しが行われたところです。

また、平成30年度から北海道で策定する医療計画の作成・見直しのサイクルが一致することとなります。病床の機能の分化及び連携の推進による効率的で質の高い医療提供体制の構築並びに在宅医療・介護の充実等の地域包括ケアシステムの構築が一体的に行われるよう、在宅医療等の新たなサービス必要量に関する計画の整合性を確保することが重要とされています。

## (2) 町の動向

### 1) 「福祉でまちづくり」の歩み

本町は、平成18年3月に町民全体で「福祉」を推進するため、「福祉でまちづくり宣言」を行いました。この宣言は、実行委員会メンバーが中心となり、感謝の心、思いやりの心で、ともに仲良く支え合い、住みよい福祉のまちを築き、未来ある子どもたちへと引き継ぐことを目指しています。

この宣言後、「介護保険推進全国サミット」の開催、本別・勇足・仙美里のどこに住んでも介護サービスが利用できる「小規模多機能型居宅介護事業所」の整備、地域共生ホーム「きらり」や高齢者共同生活住宅「清流ハウス8」などの介護施設や住まいの場の整備を進め、平成29年11月からは仙美里地区において高齢者向け共同生活住宅を着工しています。

また、第6期計画においては、地域包括ケア体制充実の一環として、新しい総合事業への移行と生活サービスの体制整備、在宅医療・介護連携の推進、認知症ケア体制の強化等を推進してきました。

さらに、「ひとりの不幸も見逃さない」を合い言葉に自治会内での見守り、除雪、サロン活動などを行っている「在宅福祉ネットワーク」、ひとり暮らし高齢者などの見守り・買い物支援を定期的に行う「安心生活創造事業」、「もの忘れ散歩のできるまち」を合い言葉に進めている認知症高齢者施策、「生活介護・支援サポーター」や「市民後見人」など社会福祉協議会に設置した「あんしんサポートセンター」で活躍をいただいている担い手の養成、さらには未来ある子どもたちに「福祉でまちづくり」を引き継ぐための「福祉教育の推進」など、本別の「町民力」「地域の底力」を結集し、町民の皆さんとともに全国に先駆けた様々な施策や取組など、「福祉でまちづくり」を着実に進めてまいりました。

近年は全国的な傾向として介護人材不足が顕著になっており、町内においても介護人材確保は喫緊の課題となっているため、人材確保及び離職防止のための幅広い施策を総合的に推進してきました。

### 2) 後期高齢者人口のピークは8年後

住民基本台帳人口をもとにした人口推計では、平成30年頃に高齢者人口のピークを迎え、その後は緩やかに減少に転じると予測されています。介護を必要とする人が増える75歳以上（後期高齢者）人口のピークは、8年後の平成38年（2026年）になると想定されており、高齢化率は総人口の減少に伴い上昇します。

高齢化率が上昇することが問題ではなく、本町がいつの時点で介護を必要とする人（人数）がピークを迎え、そのときに対応するためのサービスや仕組みをつくっていくことが重要になります。

## ■推計人口と高齢者人口・高齢化率の推移

	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成38年 (2026年)
総人口	7,561	7,413	7,286	7,144	6,983	6,859	6,057
高齢者人口	2,850	2,883	2,868	2,878	2,869	2,837	2,601
65～74 歳	1,327	1,337	1,329	1,324	1,304	1,285	971
75 歳以上	1,523	1,546	1,539	1,554	1,565	1,552	1,630
高齢化率(%)	37.7	38.9	39.4	40.3	41.1	41.4	42.9

[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）、平成30年以降は推計値

## 2 目的

### (1) まちぐるみ支え合いの仕組みづくり

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続するためには、「医療・介護・予防・住まい・生活支援」サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」＝「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」が必要です。

本町の後期高齢者（75歳以上）がピークを迎える平成38年（2026年）に向けて、これまで以上に「町民力」・「地域力」を活かしながら、元気な高齢者が社会参加しやすいまちづくりを進めることが重要です。

「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」⇒「本別の町民力を結集した地域包括ケアシステム」を推進するためには、行政、社会福祉協議会やサービス事業者だけでなく、町民を含めたすべての関係者が、高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標の達成のために同じ方向を向いて取り組むことが必要になります。

### (2) 2025年（7年後）を見据えた計画づくり

「第7期銀河福祉タウン計画」（介護保険事業計画とこれを包含する高齢者保健福祉計画）の策定にあたっては、「団塊の世代」が75歳以上になり、介護を必要とする人が増加する「2025年」を見据えた計画（第6期～第9期）における2期目（平成30（2018）～32（2020）年度）の計画となります。

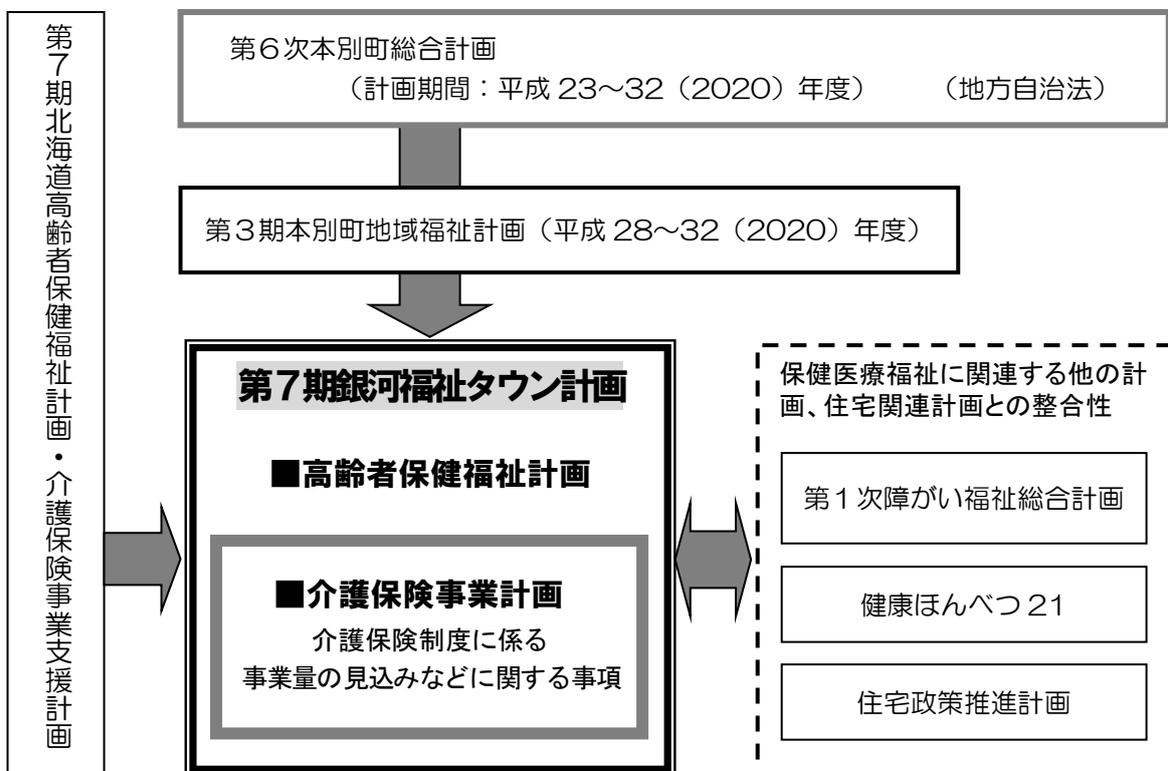
本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、「住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が、今以上に増えることを目指していきます。」

## 第2節 計画の位置付け

第7期銀河福祉タウン計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づき定められる老人福祉計画及び介護保険法第117条の規定に基づき定められる介護保険事業計画を一体的に策定し、介護保険を含めた高齢者の保健福祉全般にわたる総合的な計画です。

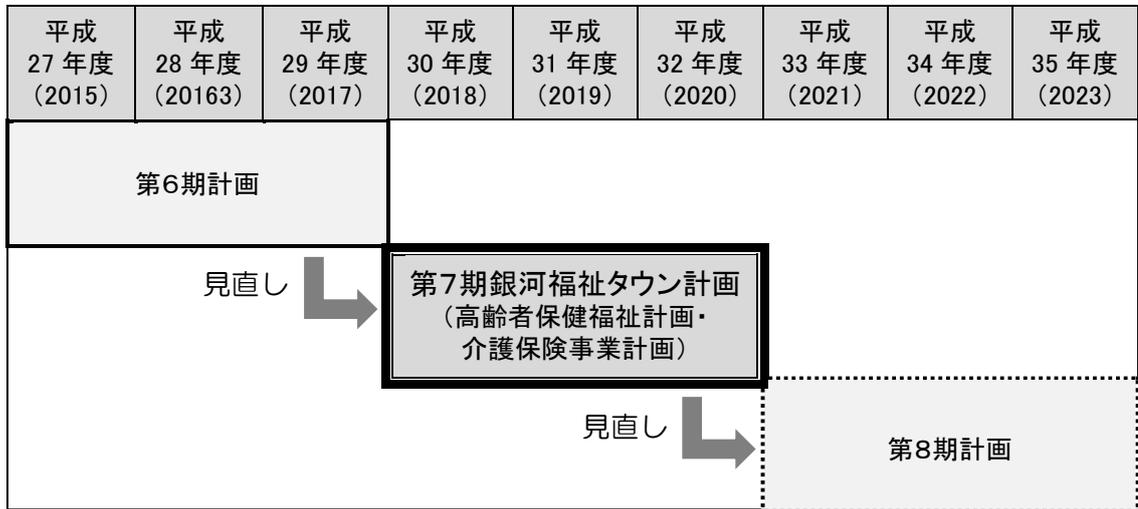
また、本計画は、「第6次本別町総合計画（計画期間：平成23～32（2020）年度）」を最上位計画とし、「第7期北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」（計画期間：平成30～32（2020）年度）をはじめ、本町の関連する諸計画と整合性を図るものです。

### ■第7期銀河福祉タウン計画と他計画の関連



## 第3節 計画の期間

本計画は、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）までの3年間を計画期間とします。なお、計画の最終年度である平成32年度（2020年度）に次期計画策定に向けた見直しを行うこととします。



## 第4節 計画の策定方法

### 1 策定体制

#### (1) 行政内部の体制

行政内部の策定体制については、総合ケアセンター、地域包括支援センター、健康管理センターが中心となり現状分析や課題の抽出、計画案の検討を進めるとともに、町が運営する国保病院、老人ホーム、住宅施策を担当する建設水道課などの関連部局や本別町社会福祉協議会と密接な連携を図り、計画策定にあたりました。

#### (2) 本別町健康長寿のまちづくり会議

第6期計画（平成27～29年度）の達成状況や反省点について「本別町健康長寿のまちづくり会議<sup>1</sup>」の事業評価部会において事業評価を行い、同まちづくり会議において「第7期銀河福祉タウン計画」の策定にあたっての審議を行いました。

<sup>1</sup>本別町健康長寿のまちづくり会議

地方自治法第138条の4第3項に規定する町長の付属機関で、保健福祉施策への町民の参加等を目的に、平成13年3月に町民主導により制定された「本別町健康長寿のまちづくり条例」第7条に基づき設置された会議です。被保険者の代表としての公募町民、保健福祉関係者、介護サービス事業者等の22人の委員で構成されています。

## 2 高齢者実態調査の実施

第7期介護保険事業計画策定にあたって、高齢者の生活状況や支援ニーズ、在宅介護者の状況等を把握するため、国の示す調査手法に基づき、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査を実施しました。

### (1) 調査対象及び調査方法等

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
調査の目的	要介護状態になる前の高齢者について、要介護状態になるリスクの発生状況、社会参加の状況などを把握し、地域の抱える課題を特定することを目的に実施しました。	要介護認定者の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向け、介護サービスのあり方を検討し、計画に反映させることを目的として実施しました。
対象者	65歳以上の要介護認定を受けていない高齢者（要支援認定者、総合事業対象者を含む）	要介護認定者及び介護者の家族（施設入所者は除く）
調査地域	町内全域	町内全域
調査基準日	平成29年4月1日	平成29年4月1日
調査期間	平成29年5月～7月	平成29年5月～7月
調査方法	配布：郵送 回収：訪問	配布：郵送 回収：訪問

### (2) 回収結果

	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	在宅介護実態調査
配布数 A	2,489	153
回収数	2,364	137
有効回収数 B	2,364	137
有効回収率 $B \div A \times 100$	95.0%	89.5%

### 3 町民の意見反映

---

「第7期銀河福祉タウン計画」の策定にあたり、広く町民の意見を反映させるため、平成30年2月1日号の町広報紙に、計画の概要や介護保険事業の今後の方向性、介護保険料などを特集記事として掲載し、平成30年2月1日～23日の期間で広く町民からの意見を募集しました。

さらに、広くご意見や要望をうかがうために、平成30年2月14日～16日にかけて、地域説明会を本別地区・勇足地区・仙美里地区の3会場で開催し、計画への町民の意見反映を行っています。

### 4 計画策定後の点検体制

---

「本別町健康長寿のまちづくり会議」において、本計画の町民による進捗状況の確認、事業評価を引き続き実施します。地域密着型サービスの質の確保・運営評価、地域包括支援センターの運営・評価等についても同会議において実施します。

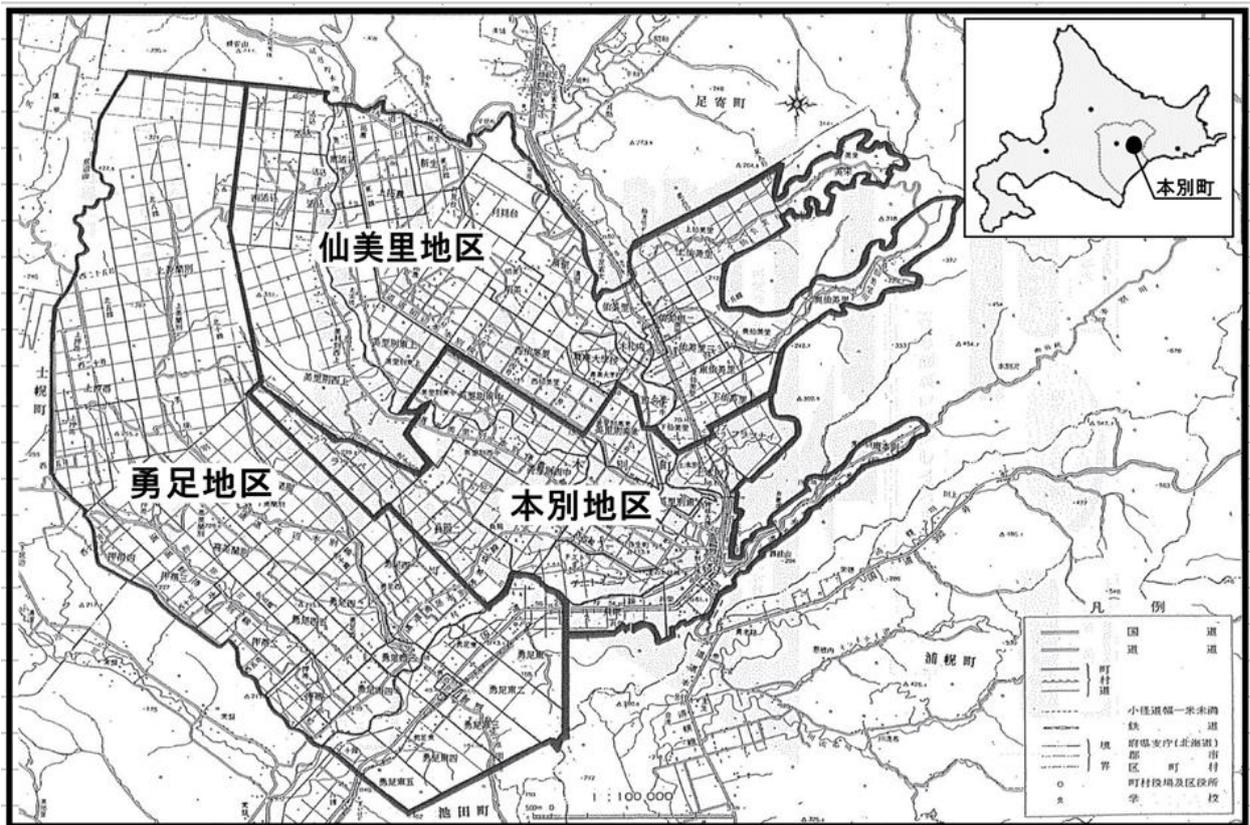
また、計画に設定された目標に関して達成状況を評価し、未達成の場合にはその原因の分析と改善策の検討を行うとともに、必要に応じて目標の見直しを行います。

## 第5節 日常生活圏域の設定について

第3期計画において、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、介護保険事業計画における日常生活圏域として、「本別地区」「勇足地区」「仙美里地区」の3圏域を設定しました。

第7期計画期間中においても、この3地域を日常生活圏域として、地域密着型サービスの基盤整備を進めていきます。

### ■本別町の日常生活圏域



日常生活圏域名	自治会数	自治会名	担当民生委員数
(1)本別	41	北1丁目、北2丁目、北3丁目、北4丁目、北5丁目、北6丁目、清流町、北7丁目、北8丁目、南1丁目、南2丁目、南3丁目、南4丁目、柳町、緑町、柏木町、向陽町、東町、朝日町、山手町、錦町、栄町、新町、中央小学校、中学校、高等学校、東本別、共栄、共栄1、負箆1、負箆2、チエトイ1、チエトイ2、弥生町、美里別西中、美里別東中、美里別高東、美里別東下1、美里別東下2、上本別、追名牛	23
(2)勇足	15	勇足元町、北糖自治会、勇足東1、勇足東2、勇足東3、勇足東4、勇足東5、勇足西1、勇足西2、勇足西3、勇足西4、勇足西5、押帯、上押帯、美蘭別	5
(3)仙美里	21	仙美里元町、美里別西上、活込、美里別東上、追名牛、仙美里1、仙美里2、木札内、仙美里3、上仙美里、美栄、奥仙美里、東仙美里、仙美里ヶ丘、西仙美里、拓農、上拓農、清里、新生、月見台、明美	7

※「追名牛」は本別、仙美里で重複。民生委員数は33人で圏域の重複あり。

# 第2章 高齢者を取り巻く現状

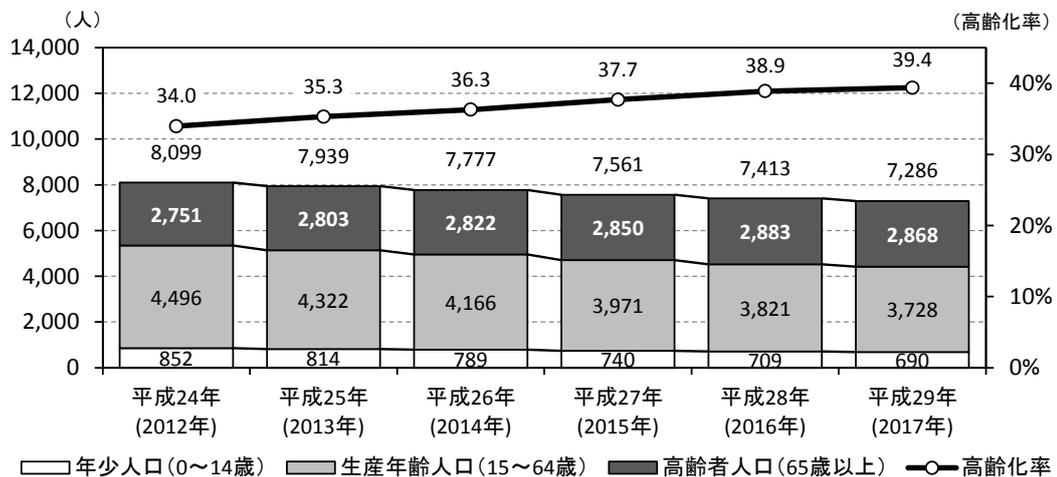
## 第1節 人口の推移

### 1 総人口の推移

本町の総人口は減少を続けており、平成29年の住民基本台帳による総人口は7,286人となっています。

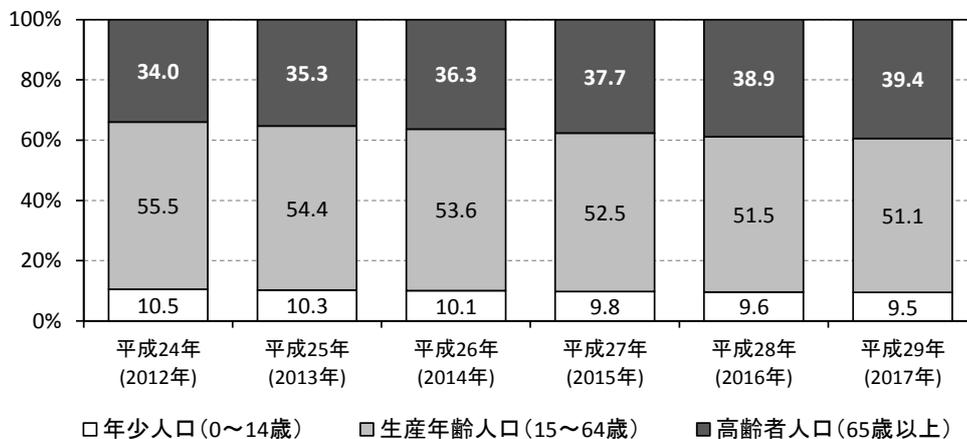
年齢3区分別の人口をみると、生産年齢人口及び年少人口は減少傾向が続いており、高齢者人口は平成28年までは増加していましたが、平成29年は減少に転じ2,868人となっています。また、高齢化率は増加を続けており、平成29年は39.4%となっています。

#### ■年齢3区分別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

#### ■年齢3区分別人口割合の推移



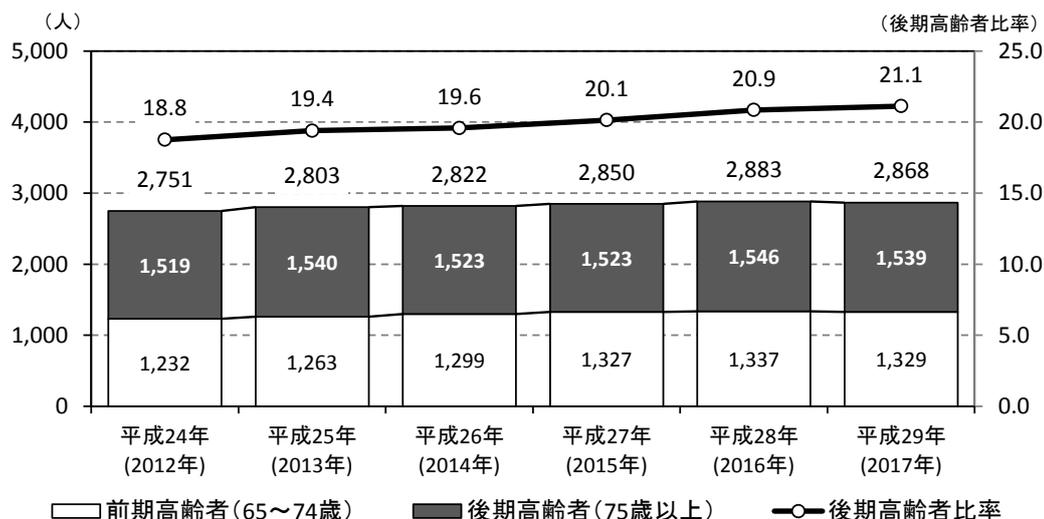
[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

## 2 高齢者人口の推移

高齢者人口の内訳をみると、前期高齢者（65～74歳）は平成24年から増加傾向にありましたが、平成29年に減少に転じています。

後期高齢者（75歳以上）は年によって増減があり、おおむね横ばいに推移していますが、後期高齢者比率（総人口に占める後期高齢者の割合）は増加傾向が続いています。

### ■高齢者人口の推移

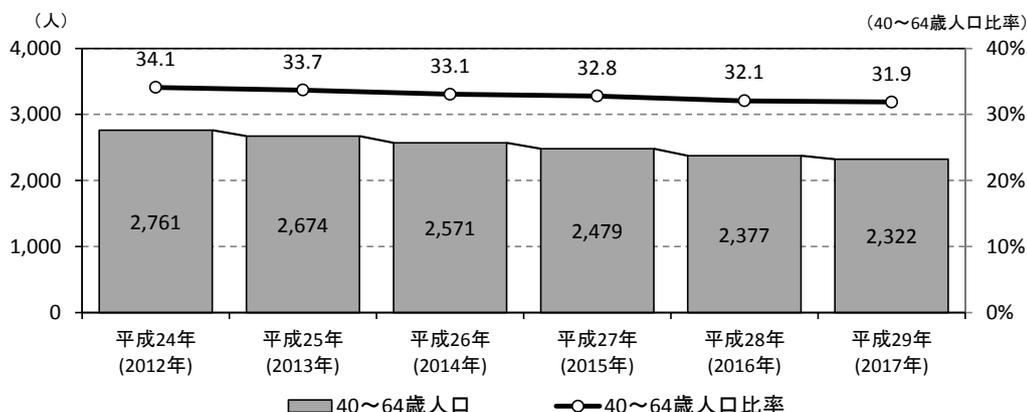


[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

## 3 40～64歳人口の推移

40～64歳（第2号被保険者）の人口は減少傾向が続いており、平成24年の2,761人から平成29年には2,322人に減少しています。また、40～64歳人口比率（総人口に占める40～64歳人口の割合）も減少を続けています。

### ■40～64歳人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

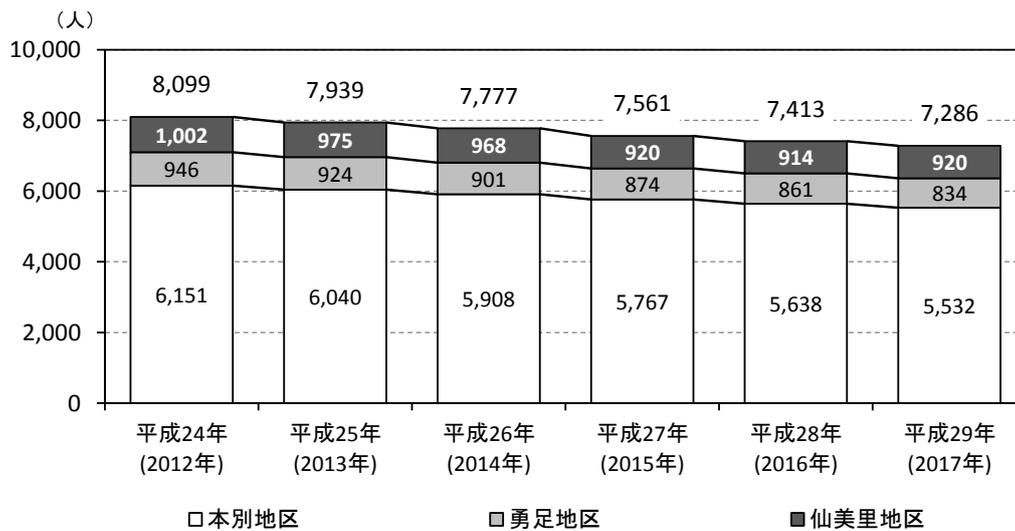
## 第2節 日常生活圏域別人口

### 1 人口の推移

本町の日常生活圏域別の人口は、本別地区が全体の約76%を占め、勇足地区及び仙美里地区がそれぞれ約12%となっています。

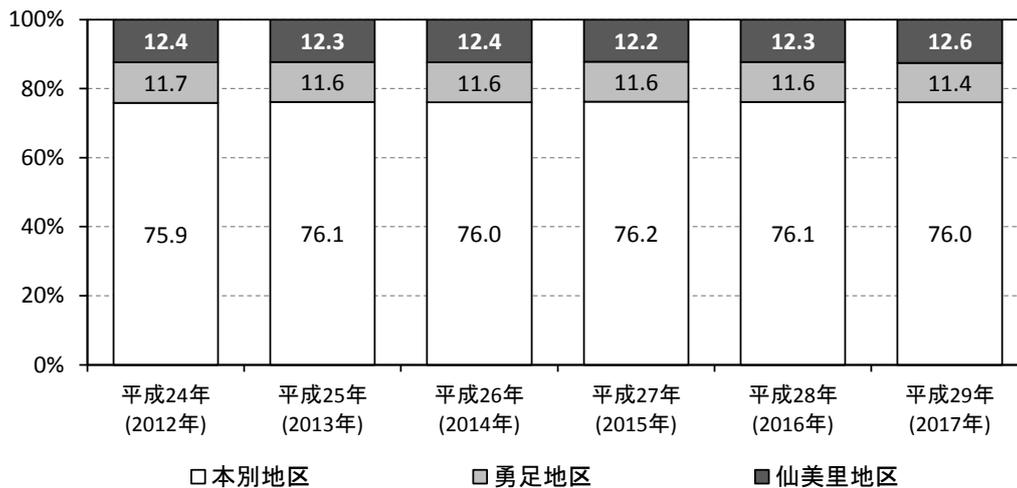
いずれの地区も人口はおおむね減少傾向となっていますが、仙美里地区は平成29年に微増となっています。

■日常生活圏域別人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

■日常生活圏域別人口割合の推移



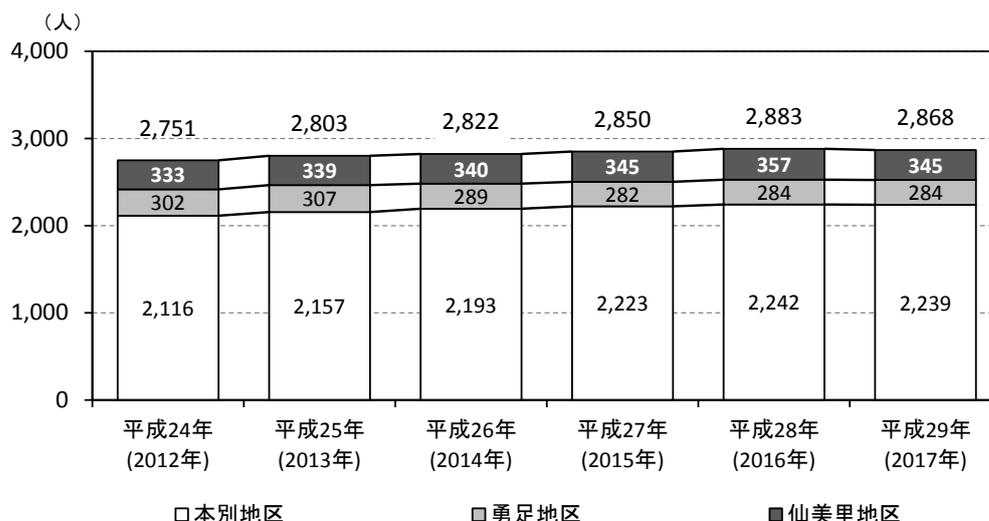
[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

## 2 高齢者人口の推移

日常生活圏域別に高齢者人口の推移をみると、平成28年まではいずれの地区もおおむね増加していましたが、平成29年は本別地区及び仙美里地区で減少しています。

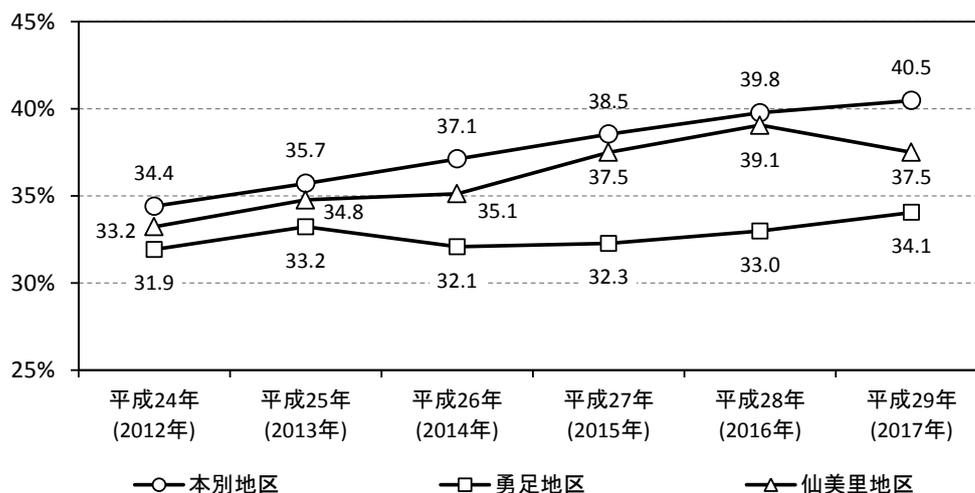
高齢化率はいずれの地区もおおむね増加傾向にあり、特別養護老人ホーム及び老人保健施設のある本別地区は高齢化率が高く、勇足地区は高齢化率が低くなっています。仙美里地区は農業大学校寮の人口を除くと、本別地区と同等以上の高齢化率となります。

### ■日常生活圏域別の高齢者人口の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

### ■日常生活圏域別の高齢化率の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月末現在）

## 第3節 自治会別人口・世帯の状況

### 1 本別地区

自治会名	人口 (人)	世帯 (世帯)	0~14歳 (人)	15~64歳 (人)	65歳~ (人)	高齢化率 (%)
北1丁目	44	26	1	25	18	40.9
北2丁目	68	34	7	29	32	47.1
北3丁目	144	83	6	67	71	49.3
北4丁目	155	84	12	77	66	42.6
北5丁目	140	74	13	89	38	27.1
北6丁目	150	76	19	80	51	34.0
清流町	145	81	13	80	52	35.9
北7丁目	185	103	10	101	74	40.0
北8丁目	284	146	28	152	104	36.6
南1丁目	122	64	11	58	53	43.4
南2丁目	278	145	31	123	124	44.6
南3丁目	44	21	6	20	18	40.9
南4丁目	317	169	34	156	127	40.1
柳町	135	67	17	75	43	31.9
緑町	130	74	13	62	55	42.3
柏木町	364	187	40	178	146	40.1
向陽町	369	222	28	168	173	46.9
養護	9	9	0	0	9	100.0
特養	50	50	0	1	49	98.0
東町	152	75	9	67	76	50.0
朝日町	67	37	2	28	37	55.2
山手町	182	91	34	106	42	23.1
錦町	172	98	15	81	76	44.2
栄町	360	186	27	172	161	44.7
新町	483	247	42	255	186	38.5
中央小学校	35	16	9	26	0	0.0
中学校	22	13	3	19	0	0.0
高等学校	24	13	6	18	0	0.0
東本別	14	6	0	8	6	42.9
共栄	137	69	10	75	52	38.0
共栄1	28	13	1	14	13	46.4
負箆1	50	18	5	23	22	44.0
負箆2	51	20	4	24	23	45.1
チエトイ1	29	13	2	10	17	58.6
チエトイ2	28	9	2	12	14	50.0
弥生町	192	85	31	109	52	27.1
太陽の丘	5	4	0	0	5	100.0
美里別西中	58	25	3	28	27	46.6
美里別東中	45	15	7	20	18	40.0
美里別高東	55	14	10	25	20	36.4
美里別東下1	49	24	1	19	29	59.2
美里別東下2	26	13	1	17	8	30.8
上本別	101	59	4	56	41	40.6
追名牛	34	8	4	19	11	32.4
本別地区計	5,532	2,886	521	2,772	2,239	40.5

[出典]住民基本台帳（平成29年10月末現在）

## 2 勇足地区

自治会名	人口 (人)	世帯 (世帯)	0~14歳 (人)	15~64歳 (人)	65歳~ (人)	高齢化率 (%)
勇足元町	216	113	27	110	79	36.6
北糖自治会	37	19	7	30	0	0.0
北糖寮	18	15	1	17	0	0.0
勇足東1	38	17	1	14	23	60.5
勇足東2	18	7	2	7	9	50.0
勇足東3	42	12	7	20	15	35.7
勇足東4	45	12	6	18	21	46.7
勇足東5	29	13	2	12	15	51.7
勇足西1	42	13	2	26	14	33.3
勇足西2	27	8	5	11	11	40.7
勇足西3	9	7	0	3	6	66.7
勇足西4	57	17	8	30	19	33.3
勇足西5	32	13	5	20	7	21.9
押帯	71	28	12	41	18	25.4
上押帯	78	29	7	51	20	25.6
美蘭別	75	23	8	40	27	36.0
勇足地区計	834	346	100	450	284	34.1

[出典]住民基本台帳（平成29年10月末現在）

## 3 仙美里地区

自治会名	人口 (人)	世帯 (世帯)	0~14歳 (人)	15~64歳 (人)	65歳~ (人)	高齢化率 (%)
仙美里元町	168	96	13	84	71	42.3
美里別西上	77	29	6	35	36	46.8
活込	61	27	5	20	36	59.0
美里別東上	32	10	8	13	11	34.4
追名牛	19	12	1	10	8	42.1
仙美里1	21	10	1	8	12	57.1
仙美里2	19	9	0	8	11	57.9
木札内	13	3	2	6	5	38.5
仙美里3	30	13	0	13	17	56.7
上仙美里	23	9	0	10	13	56.5
美栄	13	6	0	7	6	46.2
奥仙美里	21	9	2	9	10	47.6
東仙美里	30	10	6	13	11	36.7
仙美里ヶ丘	15	11	0	12	3	20.0
農大寮	132	132	0	132	0	0.0
西仙美里	52	21	2	22	28	53.8
拓農	78	30	9	37	32	41.0
上拓農	12	4	2	6	4	33.3
清里	22	7	5	10	7	31.8
新生	29	12	4	14	11	37.9
月見台	17	8	2	6	9	52.9
明美	33	13	0	14	19	57.6
仙美里地区計	917	481	68	489	360	39.3

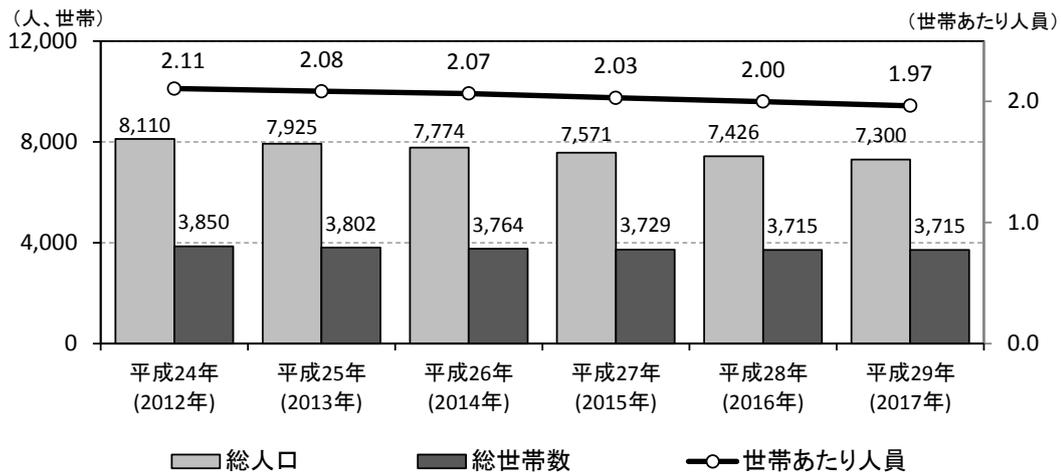
[出典]住民基本台帳（平成29年10月末現在）

## 第4節 世帯の状況

### 1 総世帯数の推移

総世帯数は平成24年の3,850世帯から減少が続いており、平成29年には3,715世帯となっています。総人口と総世帯数から求められる世帯あたり人員は、平成24年の2.11から平成29年には1.97まで減少しており、核家族化の進行がうかがえます。

#### ■ 総人口と世帯数の推移

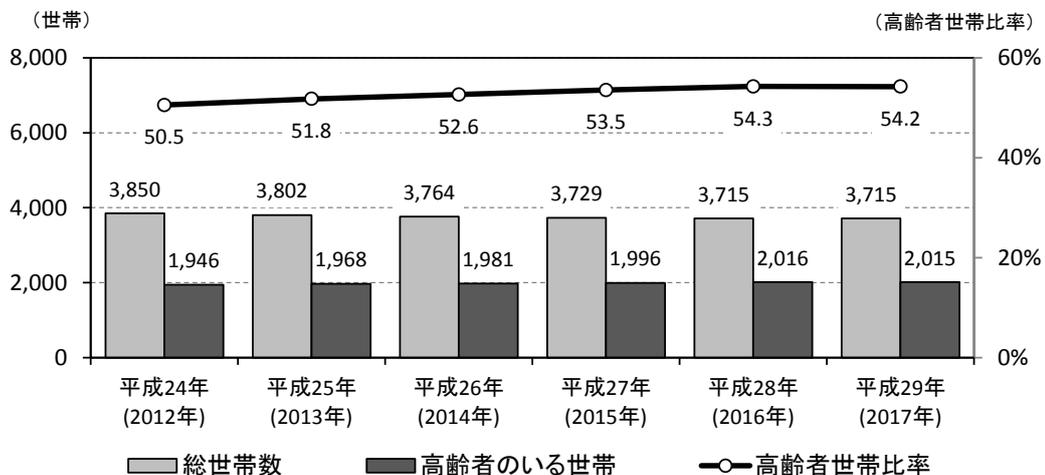


[出典]住民基本台帳（各年10月1日現在）

### 2 高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯はおおむね増加傾向にあり、高齢者世帯比率（総世帯数に占める高齢者のいる世帯の割合）は平成24年の50.5%から平成29年には54.2%に増加しています。

#### ■ 高齢者のいる世帯の推移



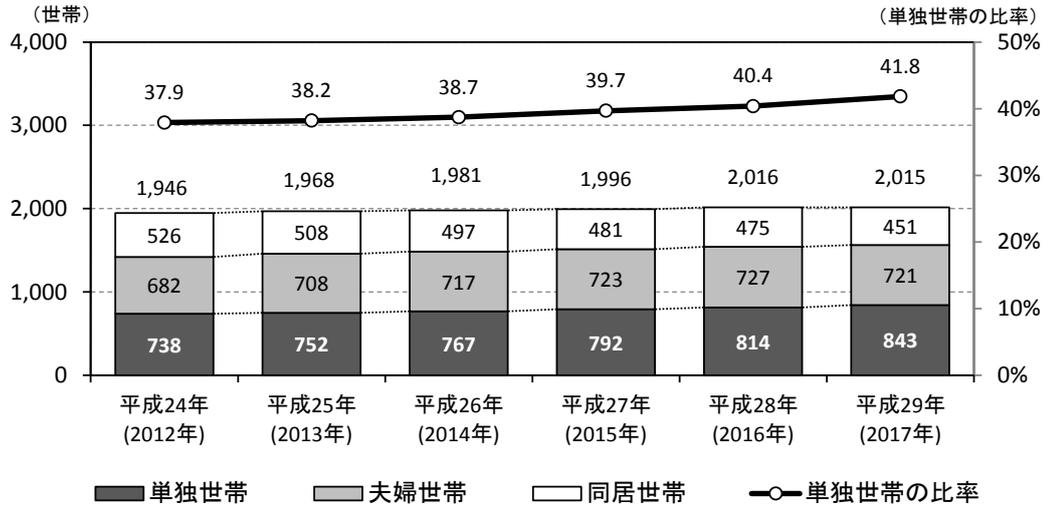
[出典]住民基本台帳（各年10月1日現在）

### 3 世帯類型別にみた高齢者のいる世帯の推移

高齢者のいる世帯を世帯類型別でみると、単独世帯及び夫婦世帯は増加傾向、同居世帯は減少傾向にあります。単独世帯の比率（高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合）は増加を続けており、平成29年には41.8%となっています。

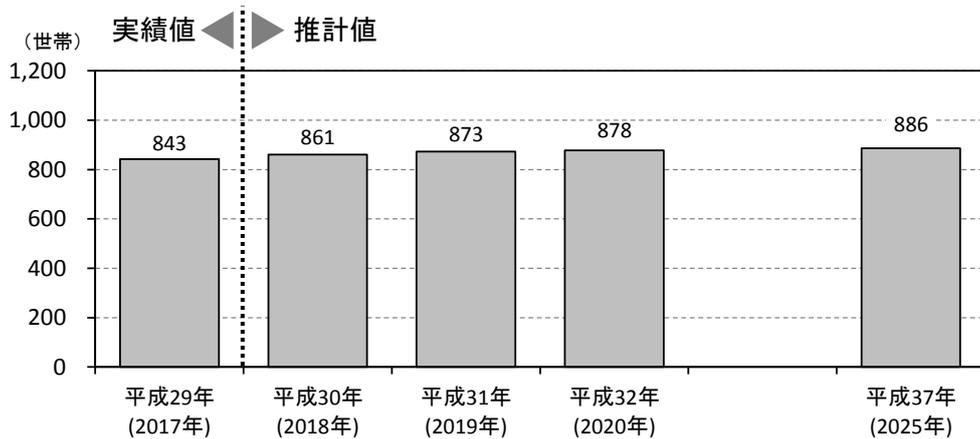
単独世帯数の実績に基づく将来推計によると、今後も単独世帯数は増加すると予測され、平成37年（2025年）には886世帯になると見込まれます。

#### ■世帯類型別にみた高齢者のいる世帯の推移



[出典]住民基本台帳（各年10月1日現在）

#### ■高齢者単独世帯の将来推計



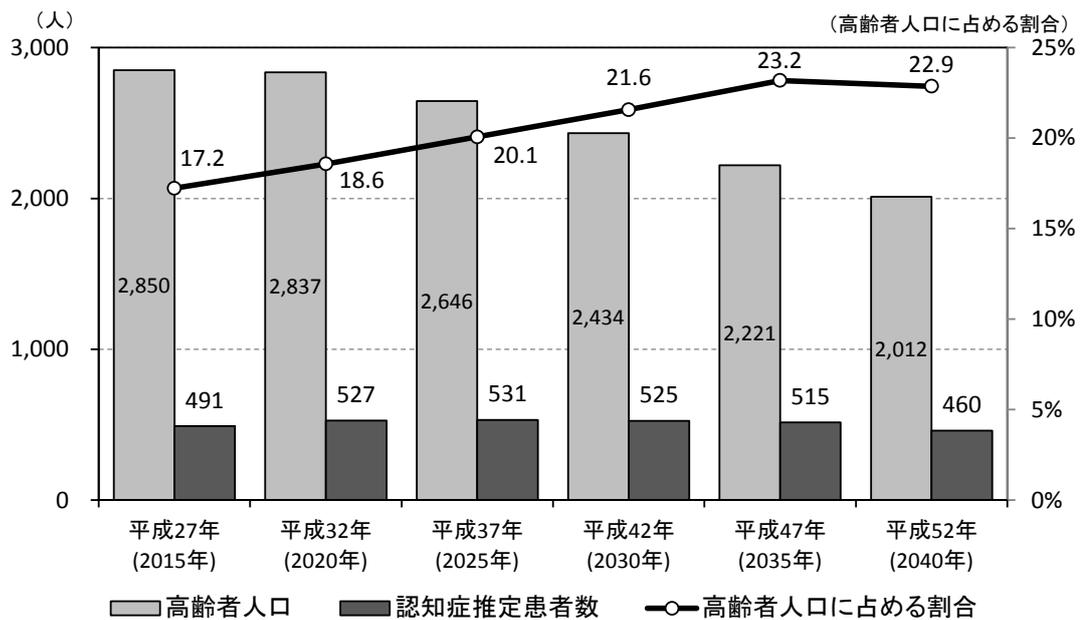
[出典]実績値：住民基本台帳（各年10月1日現在）、推計値：トレンド法による推計値

## 第5節 認知症高齢者の状況

本町の認知症高齢者数は、平成27年（2015年）に491人と推計され、平成37年（2025年）頃に531人でピークを迎え、その後高齢者数の減少とともに少なくなると予想されます。

高齢者人口に占める認知症推定患者数の割合は今後も上昇すると見込まれ、平成47年（2035年）頃まで認知症推定患者数の割合は上昇し、高齢者の約4人に1人が認知症高齢者になると予測されます。

### ■ 認知症推定患者数の将来推計



[出典]高齢者人口：住民基本台帳人口に基づくコーホート変化率法による推計。認知症推定患者数：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究（平成26年度厚生労働科学研究費補助金厚生労働科学特別研究事業）」の認知症有病率が一定の場合を用いた推計

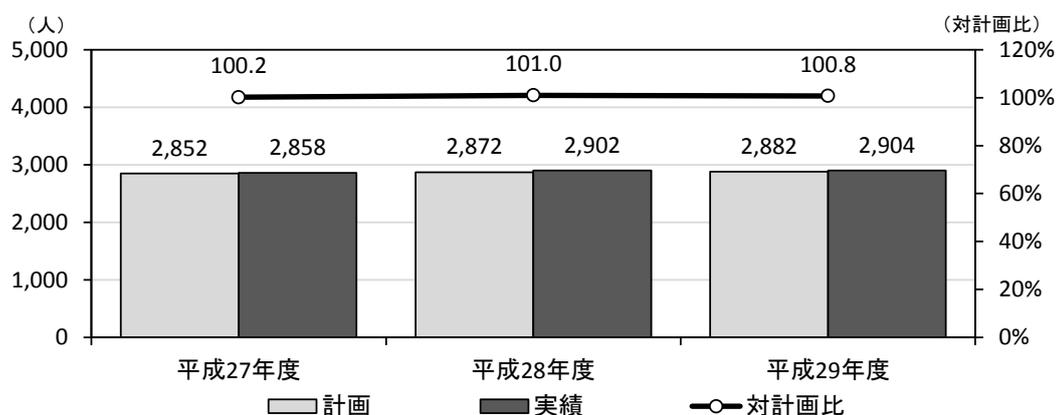
## 第6節 介護保険事業の実施状況

### 1 認定者の状況

#### (1) 対計画の状況

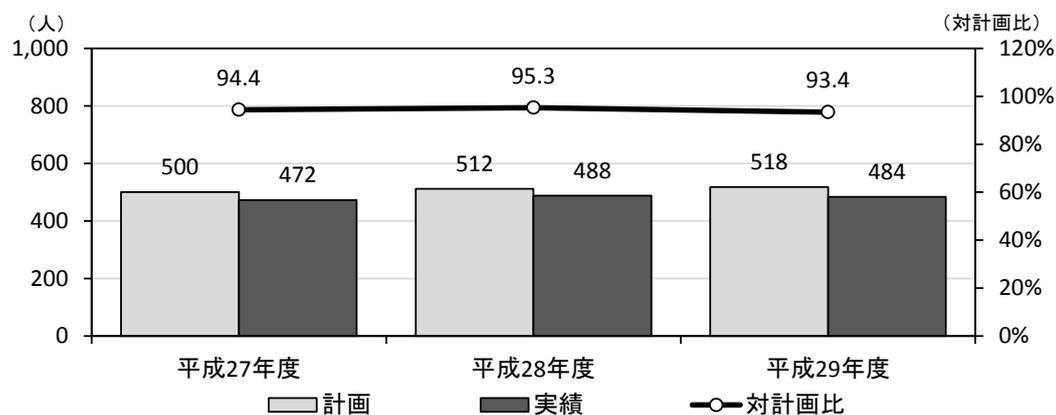
第1号被保険者数は緩やかに増加しており、計画をわずかに上回る実績で推移しています。認定者数は計画と比べて約30人少なく推移しており、対計画比で94%程度の実績となっています。

■第1号被保険者数の計画値と実績値



[出典]介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

■要介護認定者数の計画値と実績値



※第2号被保険者を含む

[出典]介護保険事業報告月報（各年9月末現在）

## (2) 年齢階級別の状況

各年度の認定者数を年齢階級別で見ると、平成27年度から平成29年度にかけて80歳未満の年齢階級では認定者数が減っていますが、80歳以上はおおむね増加傾向となっています。

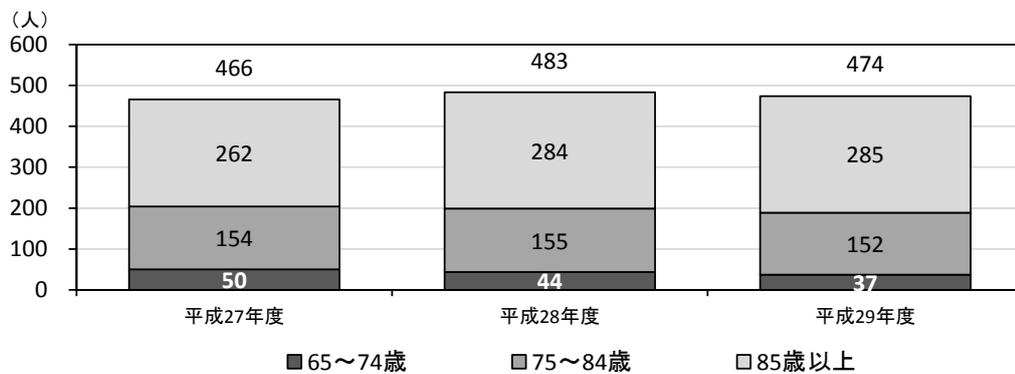
年齢階級別の認定率をみると、80歳未満は10%未満ですが、80歳以上は年齢階級ごとに認定率は高くなり、90歳以上は70%前後となっています。また、年次推移で見ると、90歳以上は平成27～29年度にかけて認定率が低下してきています。

### ■認定者等の状況（第1号被保険者のみ）

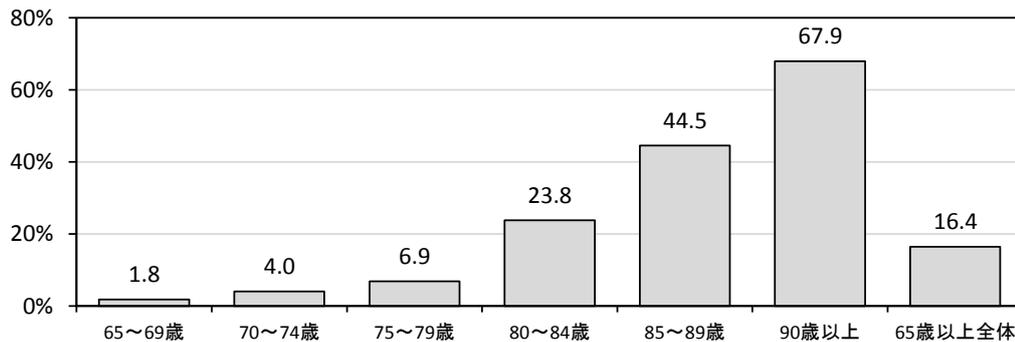
区 分		65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	65歳以上全体
被保険者数	平成27年度	727	601	559	467	305	189	2,848
	平成28年度	765	577	541	487	319	199	2,888
	平成29年度	760	570	540	484	321	209	2,884
認定者数	平成27年度	22	28	52	102	127	135	466
	平成28年度	13	31	39	116	147	137	483
	平成29年度	14	23	37	115	143	142	474
認定率	平成27年度	3.0	4.7	9.3	21.8	41.6	71.4	16.4
	平成28年度	1.7	5.4	7.2	23.8	46.1	68.8	16.7
	平成29年度	1.8	4.0	6.9	23.8	44.5	67.9	16.4

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）、住民基本台帳人口（各年10月1日現在）

### ■年齢階級別の認定者数（第1号被保険者のみ）



### ■年齢階級別の認定率（平成29年度）



### (3) 要介護度別の状況

平成29年度の認定者を要介護度別の構成比でみると、要支援認定者は22.4%、要介護認定者は77.6%となっており、要介護4以上の重度者は25.2%となっています。

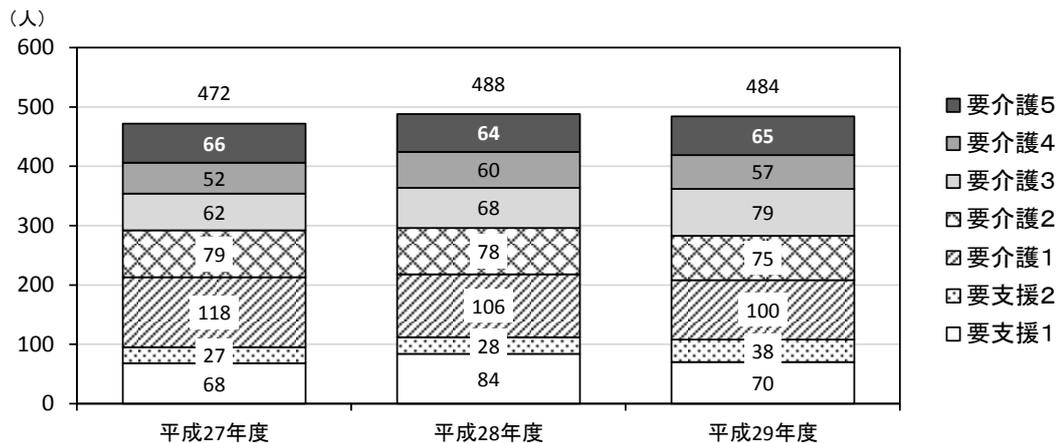
要介護度別の構成比の年次推移をみると、要支援認定者がおおむね増加傾向にありますが、要介護認定者の中では、要介護3が増加しています。

■要介護度別認定者数の状況

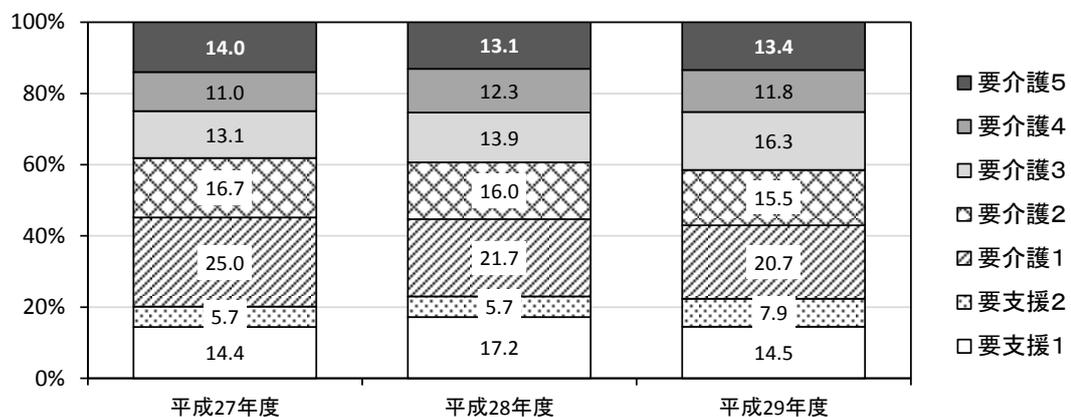
区 分		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
認定者数 (人)	平成27年度	68	27	118	79	62	52	66	472
	平成28年度	84	28	106	78	68	60	64	488
	平成29年度	70	38	100	75	79	57	65	484
構成比 (%)	平成27年度	14.4	5.7	25.0	16.7	13.1	11.0	14.0	100.0
	平成28年度	17.2	5.7	21.7	16.0	13.9	12.3	13.1	100.0
	平成29年度	14.5	7.9	20.7	15.5	16.3	11.8	13.4	100.0

[出典]介護保険事業状況報告月報（各年9月末現在）

■要介護度別認定者数の推移



■要介護度別構成比の推移



## 2 総給付費の状況

総給付費の達成率（計画値に対する実績値の割合）は、平成27年度は99.7%、平成28年度は94.4%で、ともに計画を下回る実績となっています。

サービス種類別で見ると、施設サービスがほぼ計画どおりの実績となっている一方、居宅サービスは利用が伸びず、達成率は平成27年度が92.5%、平成28年度が83.5%となっています。

地域密着型サービスの達成率は、平成27年度は109.6%で計画を上回る実績でしたが、平成28年度は95.5%と実績が計画を下回りました。

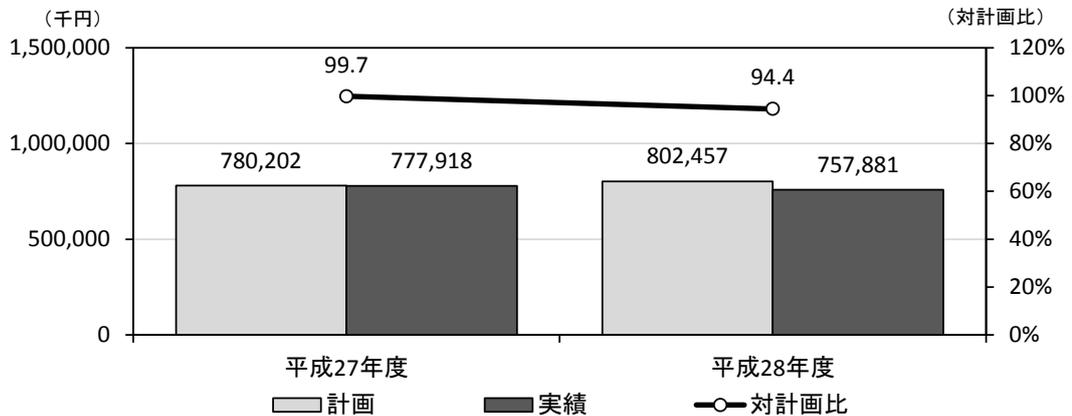
平成28年度の総給付費に占める割合をみると、施設サービスが53.4%を占めており、平成27年度の52.0%と比べてわずかに多くなっています。

### ■ 総給付費の状況

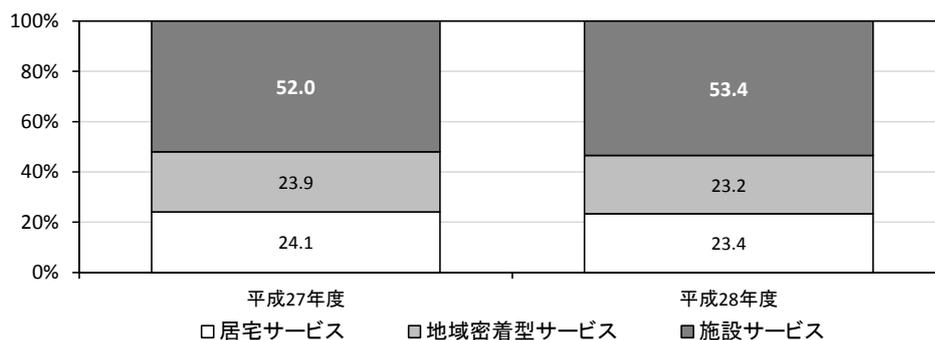
区分	平成27年度			平成28年度			
	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	実績前年比 (%)
居宅サービス	202,956	187,750	92.5	212,169	177,246	83.5	94.4
地域密着型サービス	169,292	185,575	109.6	183,768	175,551	95.5	94.6
施設サービス	407,954	404,593	98.2	406,520	405,084	99.6	100.1
総給付費	780,202	777,918	99.7	802,457	757,881	94.4	97.4

[出典]介護保険事業状況報告年報

### ■ 総給付費の計画値と実績値



### ■ 総給付費構成割合の推移



### 3 介護サービス別の状況

#### (1) サービス別利用人数

サービス別の利用人数実績を対計画比で見ると、実績が計画を下回るサービスが多くなっていますが、居宅サービスでは居宅療養管理指導、施設サービスでは介護老人保健施設が平成27年度、平成28年度ともに達成率が100%以上となっています。

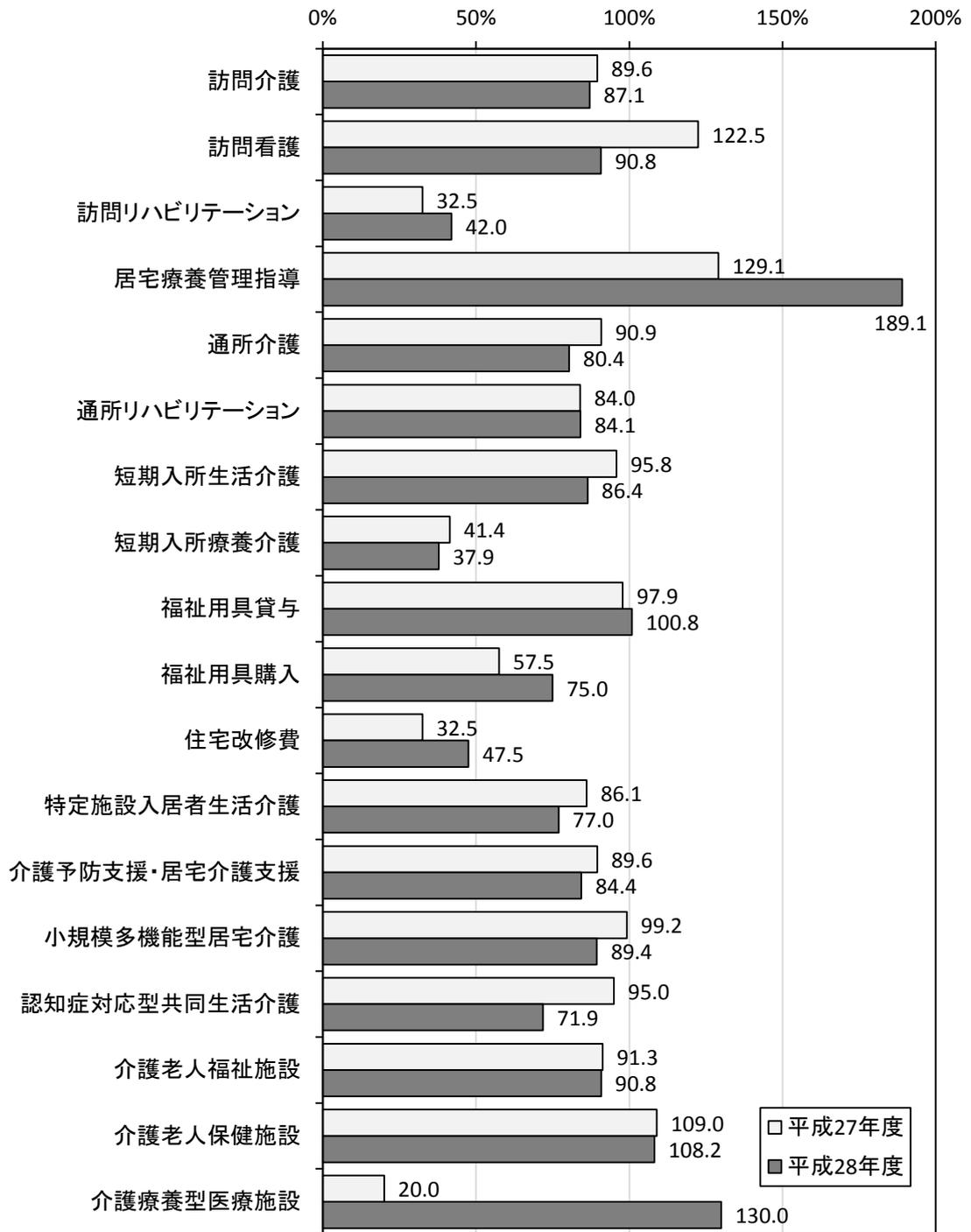
#### ■サービス別利用人数の達成状況（予防給付＋介護給付）

サービス名	平成27年度			平成28年度		
	計画 (人/月)	実績 (人/月)	達成率 (%)	計画 (人/月)	実績 (人/月)	達成率 (%)
訪問介護	69.0	61.8	89.6	65.0	56.6	87.1
訪問入浴介護	0.0	1.3	-	0.0	1.9	-
訪問看護	12.0	14.7	122.5	13.0	11.8	90.8
訪問リハビリテーション	4.0	1.3	32.5	5.0	2.1	42.0
居宅療養管理指導	11.0	14.2	129.1	11.0	20.8	189.1
通所介護	57.0	51.8	90.9	50.0	40.2	80.4
通所リハビリテーション	58.0	48.7	84.0	61.0	51.3	84.1
短期入所生活介護	12.0	11.5	95.8	14.0	12.1	86.4
短期入所療養介護(老健)	14.0	5.8	41.4	14.0	5.3	37.9
福祉用具貸与	127.0	124.3	97.9	132.0	133.1	100.8
福祉用具購入	4.0	2.3	57.5	4.0	3.0	75.0
住宅改修費	4.0	1.3	32.5	4.0	1.9	47.5
特定施設入居者生活介護	23.0	19.8	86.1	23.0	17.7	77.0
居宅介護支援	180.0	161.2	89.6	188.0	158.6	84.4
居宅サービス計	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0.0	0.0	-	0.0	0.4	-
小規模多機能型居宅介護	66.0	65.5	99.2	68.0	60.8	89.4
認知症対応型共同生活介護	14.0	13.3	95.0	16.0	11.5	71.9
地域密着型通所介護	0.0	0.0	-	0.0	1.1	-
地域密着型サービス計	-	-	-	-	-	-
介護老人福祉施設	60.0	54.8	91.3	60.0	54.5	90.8
介護老人保健施設	78.0	85.0	109.0	78.0	84.4	108.2
介護療養型医療施設	1.0	0.2	20.0	1.0	1.3	130.0
施設サービス計	139.0	140.0	100.7	139.0	140.2	100.9

※端数処理の関係で、合計や達成率が合わない場合があります。

[出典]介護保険事業状況報告年報

■ サービス別利用人数の達成状況



## (2) サービス別給付費

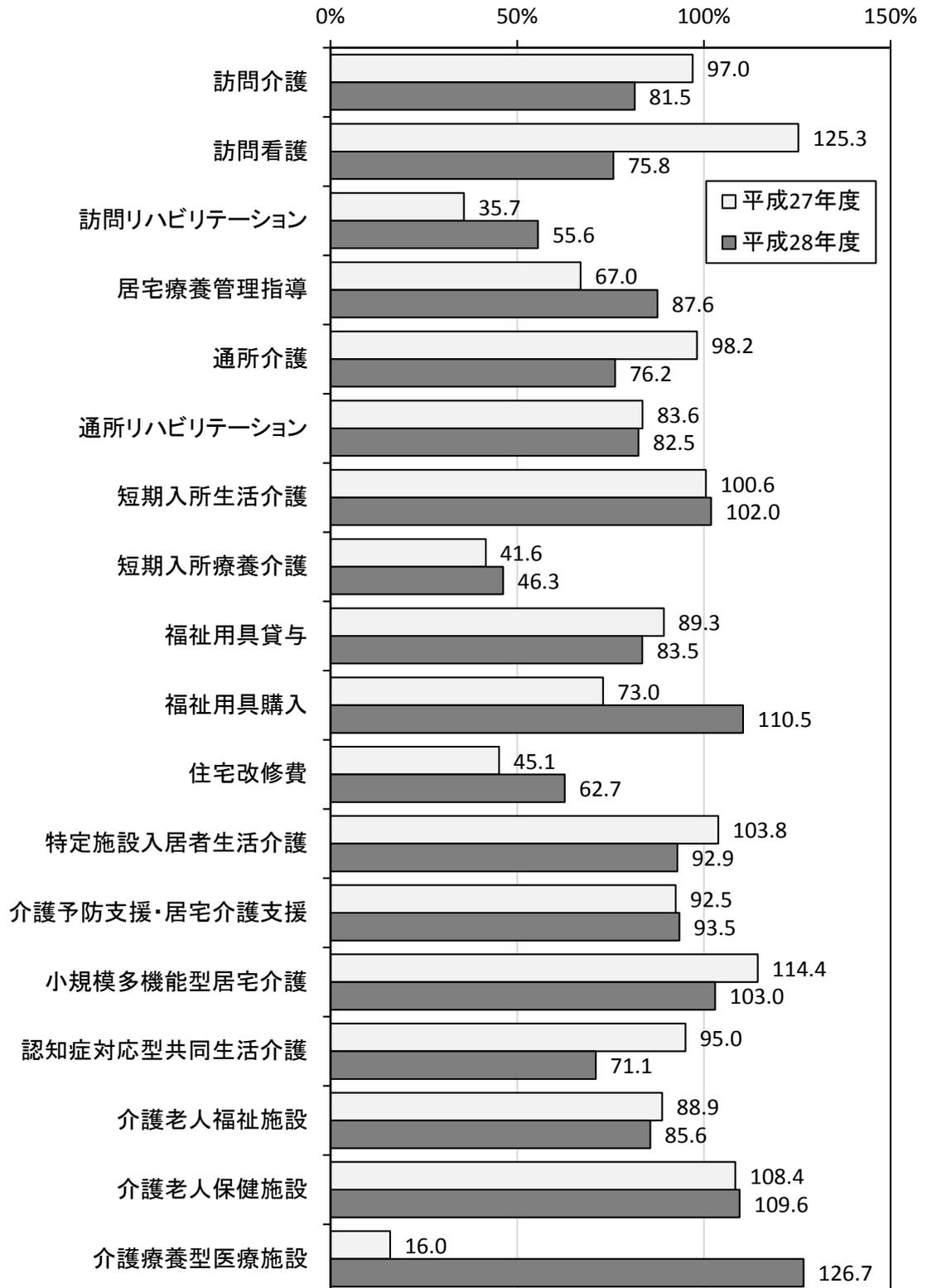
サービス別の給付費実績を対計画比でみると、居宅サービスでは短期入所生活介護、地域密着型サービスでは小規模多機能型居宅介護、施設サービスでは介護老人保健施設が平成27年度、平成28年度ともに達成率が100%以上となっています。

### ■サービス別給付費の達成状況（予防給付＋介護給付）

サービス名	平成27年度			平成28年度		
	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)	計画 (千円)	実績 (千円)	達成率 (%)
訪問介護	35,383	34,334	97.0	34,954	28,474	81.5
訪問入浴介護	0	669	-	0	844	-
訪問看護	7,604	9,531	125.3	8,472	6,422	75.8
訪問リハビリテーション	526	188	35.7	840	467	55.6
居宅療養管理指導	1,336	895	67.0	1,419	1,243	87.6
通所介護	31,919	31,344	98.2	32,521	24,792	76.2
通所リハビリテーション	36,087	30,168	83.6	38,968	32,153	82.5
短期入所生活介護	8,590	8,639	100.6	9,636	9,826	102.0
短期入所療養介護(老健)	8,440	3,511	41.6	8,441	3,904	46.3
福祉用具貸与	15,347	13,703	89.3	16,497	13,777	83.5
福祉用具購入	1,131	826	73.0	1,142	1,262	110.5
住宅改修費	3,385	1,527	45.1	3,725	2,337	62.7
特定施設入居者生活介護	28,283	29,368	103.8	29,955	27,822	92.9
介護予防支援・居宅介護支援	24,925	23,047	92.5	25,599	23,923	93.5
居宅サービス計	202,956	187,750	92.5	212,169	177,246	83.5
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	-	0	428	-
小規模多機能型居宅介護	127,403	145,762	114.4	135,410	139,539	103.0
認知症対応型共同生活介護	41,889	39,813	95.0	48,358	34,377	71.1
地域密着型通所介護	0	0	-	0	1,207	-
地域密着型サービス計	169,292	185,575	109.6	183,768	175,551	95.5
介護老人福祉施設	172,151	152,960	88.9	171,545	146,909	85.6
介護老人保健施設	231,407	250,930	108.4	230,594	252,623	109.6
介護療養型医療施設	4,396	702	16.0	4,381	5,552	126.7
施設サービス計	407,954	404,593	99.2	406,520	405,084	99.6
総給付費	780,202	777,918	99.7	802,457	757,881	94.4

※端数処理の関係で、合計や達成率が合わない場合があります。  
[出典]介護保険事業状況報告年報

■ サービス別給付費の達成状況

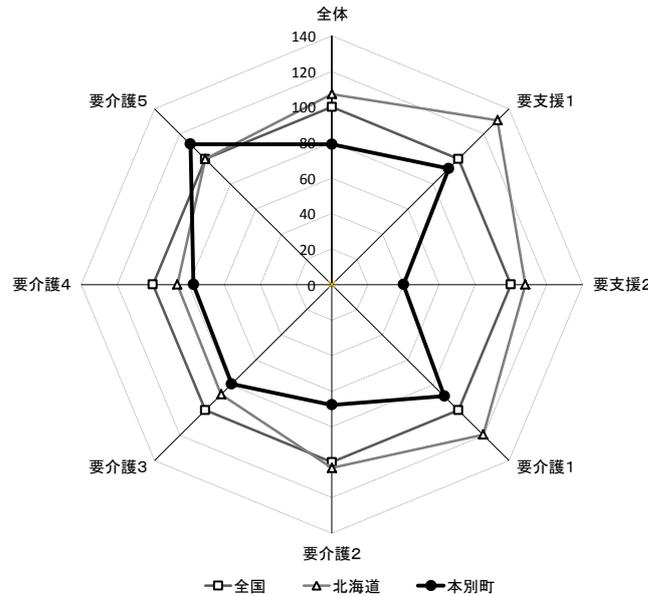


## 4 介護保険事業の比較分析

### (1) 要介護度別認定率

全国平均を100として要介護度別の調整済認定率を比較すると、本町は要介護5が全国及び北海道の平均を上回っていますが、要介護5以外は全国及び北海道平均を下回っています。

■要介護度別の調整済認定率指数（全国平均＝100）（平成29年3月）

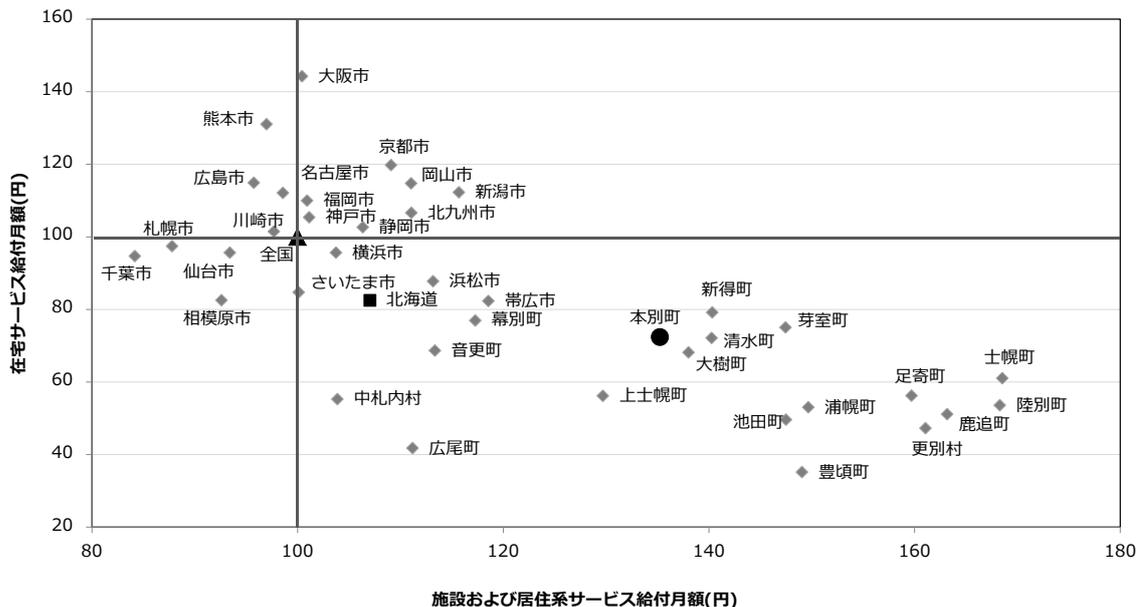


[出典]地域包括ケア「見える化システム」のデータを加工

### (2) 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス類型別）

サービス類型別に第1号被保険者1人あたりの給付月額をみると、十勝総合振興局管内で本町は在宅サービスで上位、施設サービスで中位に位置しています。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（平成29年）

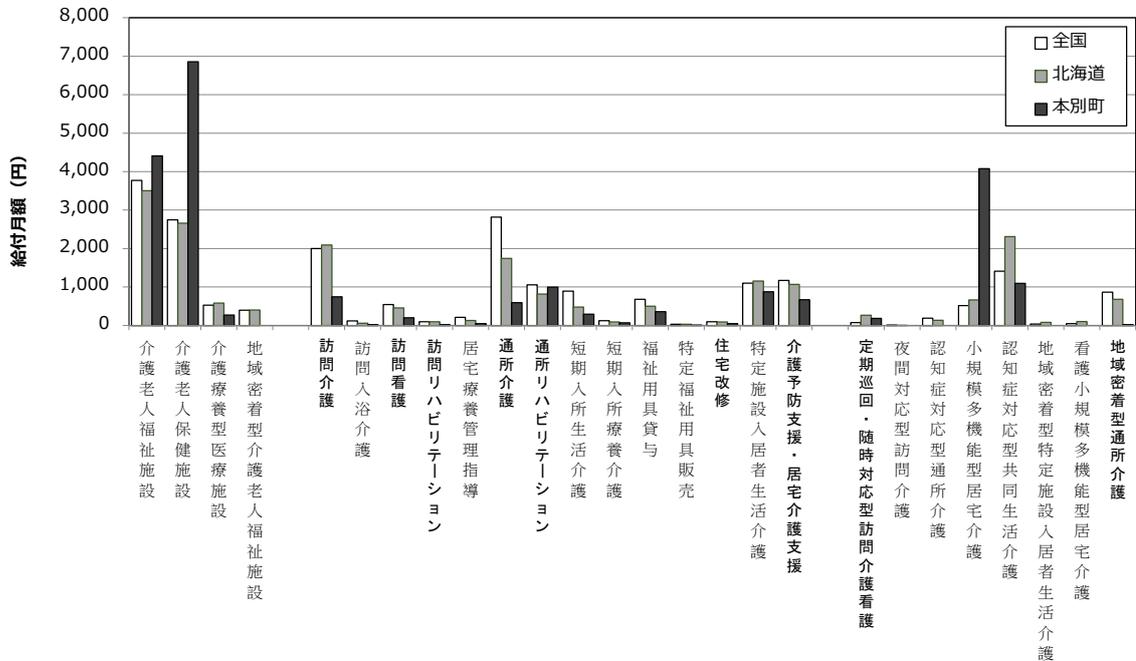


[出典]地域包括ケア「見える化システム」

### (3) 第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス別）

サービス別に第1号被保険者1人あたりの給付月額をみると、本町は介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び小規模多機能型居宅介護で全国及び北海道平均を上回っています。

■ 第1号被保険者1人あたり給付月額（平成29年）

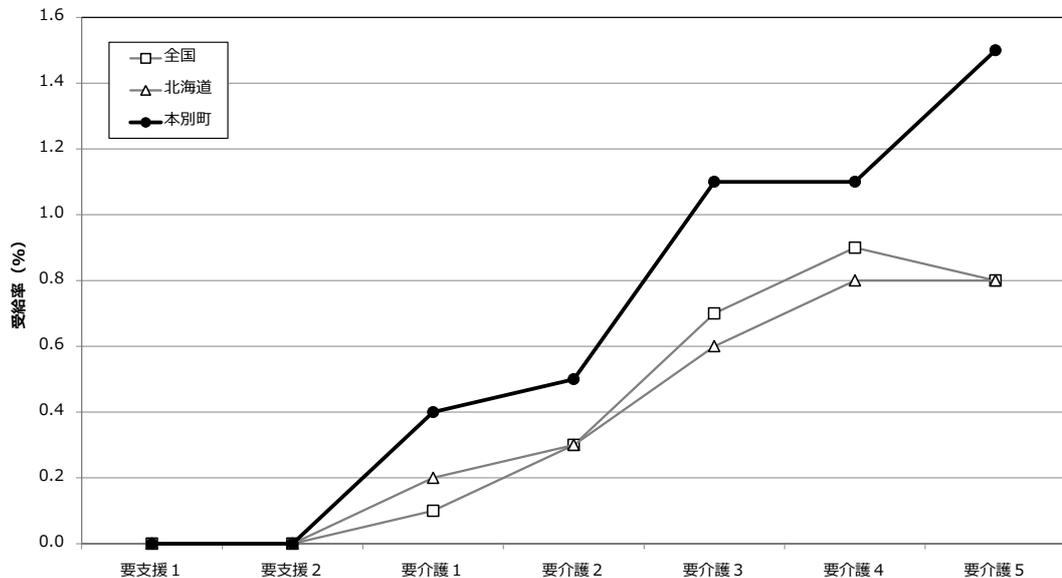


[出典]地域包括ケア「見える化システム」

### (4) 施設サービス受給率

要介護度別に施設サービスの受給率をみると、要介護1～5のすべての介護度において全国及び北海道平均を上回っています。

■ 要介護度別施設サービス受給率（平成29年7月）



[出典]地域包括ケア「見える化システム」

## 5 介護人材の状況

本町のサービス事業所における職員数は平成30年2月19日現在で合計220人となっています。

厚生労働省が提供する「介護人材需給推計ワークシート」によると、サービス利用者数に対して必要とされる介護人材の推計結果は平成29年度で242人となっており、現在の職員数は少ない状況にあると見込まれます。

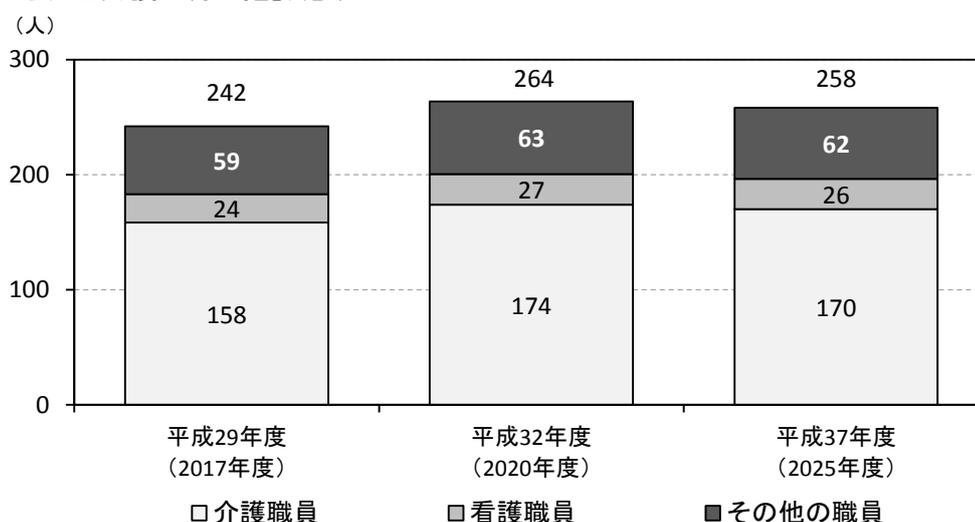
サービス事業所に対して実施したヒアリングにおいても、現状の職員数で配置基準は満たしているものの職員数はやや不足しているとの回答となっており、介護人材の確保が必要である一方、経営的なバランスの面で難しい状況にあると考えられます。

### ■事業所別職員数の状況

運営主体	サービス種類	事業所名称	職員数(人)
本別町社会福祉協議会	小規模多機能型居宅介護	清流の里	21
		陽だまりの里	19
		ゆうあいの里	15
	訪問介護	ホームヘルプセンター ほんべつ	14
	通所介護	デイサービスセンター ほんべつ	16
有限会社 高瀬建設	訪問介護	訪問介護事業部「きらり」	10
有限会社 グループホーム あさひの里	認知症対応型共同生活介護	あさひの里	9
医療法人社団 刀圭会	介護老人保健施設	アメニティ本別	52
本別町	介護予防支援・居宅介護支援	本別町指定居宅介護支援 事業所	7
	特別養護老人ホーム	本別町特別養護老人ホーム	57
	養護老人ホーム	本別町養護老人ホーム 悠翠荘	
合計			220

[出典]本別町（平成30年2月19日現在）

### ■必要とされる介護人材の推計結果



[出典]介護人材需給推計ワークシート（厚生労働省）

## 第7節 高齢者福祉施策の状況

### 1 第6期計画の事業評価

#### (1) 評価の方法・評価基準

「第6期銀河福祉タウン計画」で示された76の施策・事業（うち2事業は評価対象外）について、「健康長寿のまちづくり事業評価部会」において、事務局（主な担当部署）から進捗状況や成果、今後の方向性についての提案を受け、部会における意見を集約し、最終的な評価を行いました。

##### 【評価基準①】

「進捗状況」～計画に対する事業の進捗状況はどうか。

各施策の「現状・課題」、「数値目標」の達成状況を目安としながら「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	順調に進んでいる(数値目標があるものは、「進捗率」75%以上を目安)
B	おおむね進んでいる(数値目標があるものは、「進捗率」50%以上を目安)
C	ほとんど進んでいない(数値目標があるものは、「進捗率」50%未満を目安)

##### 【評価基準②】

「成果」～町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているのか。

各施策が町民ニーズや意図する成果に有効に結びついているか「総合的」な評価を行いました。

評価	評価基準
A	結びついている(サービスについては、希望どおりの利用が可能である)
B	ある程度結びついている(サービスについては、おおむね希望どおりの利用が可能である)
C	ほとんど結びついていない(サービスについては、利用に制約があり一時待機者がいる)

## (2) 評価結果

施策・事業項目		事業数	評価① 「進捗状況」			評価② 「成果」		
			A	B	C	A	B	C
【基本目標1】 本別ならではの 住まいの場 を確保する	1 住まいの場として特別養護老人 ホームの整備	1			1			1
	2 高齢者向け住宅の整備	5	3	2		4	1	
	3 高齢者の住まいに関する相談体 制の整備	2	2			2		
【基本目標2】 本別で夢や生 きがいを持ち、 健康で活躍す る	1 介護予防・日常生活総合支援事 業への円滑な移行	1			1			1
	2 健康づくりの推進	8	3	4	1	3	4	1
	3 生きがいづくりと社会参加の推 進	5	2	3		3	2	
	4 社会参加による生活支援や介 護予防の推進	4	1	3		1	3	
【基本目標3】 住み慣れた本 別で安心して 生活する	1 ひとり暮らしになっても大丈夫	6	4	2		4	2	
	2 認知症になっても大丈夫	10	8	2		9	1	
	3 要介護状態になっても大丈夫	6	4	2		4	2	
	4 災害が発生しても大丈夫	2		2			2	
	5 医療と介護の連携強化	3	3				3	
	6 地域での支え合いの推進	1	1			1		
	7 その他	7	5	2		4	3	
【基本目標4】 介護保険サー ビスを安定して 提供する	1 介護人材の確保とサービスの質 の向上	8	6	2		5	3	
	2 介護に関する情報の公開	1	1			1		
	3 介護給付費の適正化	1	1			1		
	4 低所得者への対応	3	3			3		
計画全体		74	47	24	3	45	26	3

## (3) 評価のまとめ

74事業の評価結果をみると、評価基準①の「進捗状況」では、「A 順調に進んでいる」が47事業、「B おおむね進んでいる」が24事業となっており、この3年間で掲げた事業がおおむね順調に進んでいます。

評価が「C ほとんど進んでいない」となっている3事業のうち「健康手帳」については、法改正により補助事業でなくなったことや、健診記録や予防接種の履歴をデータ管理できる代替手段に変更したため、第7期計画では廃止の方向で検討を行います。残り2つの事業は「特別養護老人ホームの整備」及び「新しい総合事業への対応」となっており、サービスの担い手となる人材確保が難しかったことが大きな要因となっています。

評価基準②の「成果」も進捗状況と同様の結果となっており、各事業が町民ニーズや意図する成果におおむね結びついているとの評価を受けました。

これらの状況を踏まえると、計画全体としてはおおむね順調な推進がなされてきたといえます。

## 2 基本目標で掲げた主な施策

第6期計画では、基本理念を「本別ならではの町民力を結集し、まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる!」とし、様々な状況にある高齢者自らが、「ほんべつ」を支える積極的な役割を果たし、このまちの主人公としていきいきと暮らし続け、いつまでも自分らしく安心して生活することのできる「ほんべつ」の実現を目指しました。

この基本理念に基づき、4つの基本目標を設定して高齢者福祉施策を総合的に推進してきました。

### (1) 本別ならではの住まいの場を確保する

第6期計画では、「特別養護老人ホームの整備」、「高齢者向け共同生活住宅の整備」、「住まいに関する相談体制の整備」をはじめとして、多様な住まいの場の確保に取り組んできました。

施設整備の面では、人材確保の困難さを背景として計画どおりの進捗はできませんでした。高齢者向け共同生活住宅は平成29年11月から仙美里地区で賃貸住宅（7戸）の整備に着手しており、平成30年8月頃に供用開始となる見通しとなっています。

空き家の有効活用の面では、平成28年2月に「本別町居住支援協議会」を設立し、空き家の利活用に関する協議を進めるとともに、空き家の実態調査と空き家バンクへの登録、所有者に対する意向調査等を進めています。

また、住み替え相談や入居支援を行うため、「あんしんサポートセンター」に「住まいの相談支援」体制を整備するとともに、見守りと家財整理や葬儀費用の費用補償する「あんしんすまい保証サービス事業」や、死後の事務を行う「死後事務委任契約事業」を開始し、住まいの相談体制の強化を図ってきました。

### (2) 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する

本町では平成28年3月から新しい総合事業への移行を行い、要支援認定者が訪問介護及び通所介護のサービスをこれまでどおり支障なく利用できるよう対応を行っています。また、生活支援コーディネーターを配置し、町内の社会資源の把握や利用者ニーズ等から新たなサービスの構築を検討していますが、サービスの創設までには至っていません。

保健事業においては、受診勧奨を積極的に行ってきたことから各種健診（検診）の受診率は伸びてきています。また、健康相談や健康教育、訪問指導等も関係機関と連携しながら推進しており、特に健康教育と健康相談は計画を上回る実績で順調に推移しています。

高齢者の社会参加の面では、地域の介護予防拠点施設として位置付けられている施設は在宅福祉ネットワーク活動や老人クラブ活動、世代間交流、趣味・生きがい活動などで有効活用されています。また「義経教室」は、外に出る機会、交流への機会、軽スポーツを楽しむ機会として多くの人に参加されており、特に町外に出たの視察等の講座には参加者は非常に多い状況です。

### (3) 住み慣れた本別で安心して生活する

ひとり暮らしの支える見守り・生活支援サービスでは、平成29年3月より緊急通報システムの機器更新を行い、コールセンターによる安否確認や、リアルタイムでの人感センサーによる見守りを行っています。また、安心生活創造事業を通じて、有償ボランティアの訪問員が定期的に居宅を訪問し、見守り活動や買い物支援を行っており、訪問員は平成29年7月現在で22人が活動しています。

認知症施策の推進の面では、平成27年度に「初期集中支援チーム」を設置するとともに、医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーター役として「認知症地域支援推進員」を1人配置し、認知症ケア体制の強化を図りました。また、認知症に関する現状課題の共有を図る地域ケア会議（オレンジ会議）やもの忘れカンファレンス等を通じて、関係機関とのネットワークづくりも進んできています。

地域包括支援センターは24時間体制での相談対応等の基本的機能の強化に加え、各種地域ケア会議の推進、認知症施策の推進、生活支援の基盤整備、在宅医療・介護連携の推進など地域包括ケアの拠点として機能強化を図ってきました。現在、地域包括支援センターは職員5人体制で運営を行っていますが、業務量が多いだけでなく、スキルを必要とする業務が多岐にわたるため、職員の確保や適正配置を検討する必要がある状況となっています。

### (4) 介護保険サービスを安定して提供する

全国的な傾向と同様に本町においても介護人材確保は喫緊の課題となっているため、第6期計画では人材確保及び離職防止のための幅広い施策を総合的に推進してきました。

民間事業者への介護人材確保対策としては、「介護職員等資格取得・研修支援事業助成金」や「ほんべつ福祉セミナー」の開催など5事業を推進してきました。介護サービス事業者の尽力もあり、就職希望者が増えている反面、離職者も出ている状況にあり、介護人材の充足にはまだ至っていません。

また、地域包括ケア研究所との協働により、町内の保健医療福祉関係者向けの地域包括ケアを推進するための研修会の開催や、医療・介護連携についての勉強会、地域を対象とした健康づくり講演会を実施しています。

担い手の養成の面では、「あんしんサポーター」のフォローアップ研修とあわせて新たなサポーター養成を兼ねた研修を毎年実施しており、3年間で11人の新規サポーター養成につながっています。

## 第8節 アンケート結果からの課題

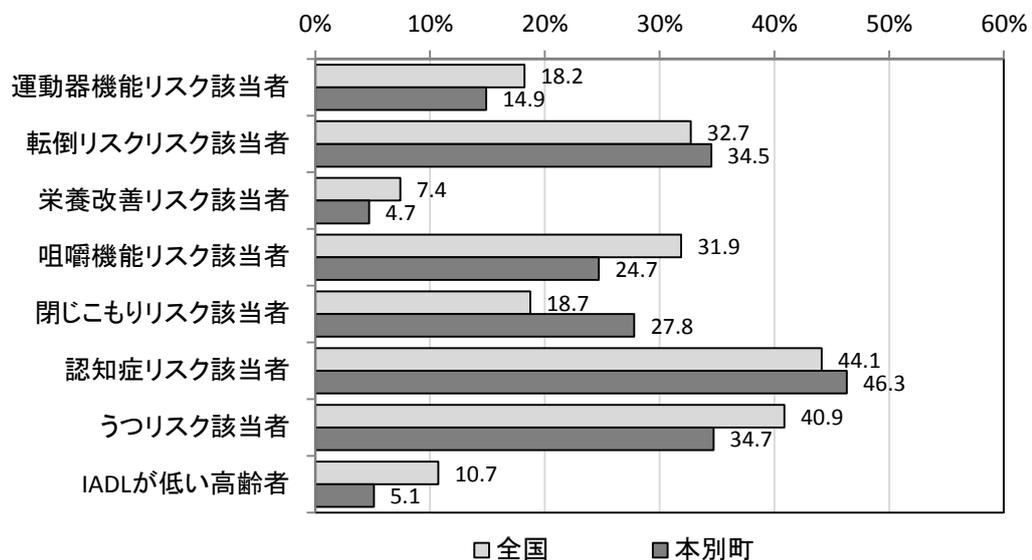
### 1 アンケート調査結果の概要

#### (1) 介護予防

アンケート調査結果に関して、地域包括ケア「見える化」システムを用いて介護予防のリスク該当者割合を算出しました。本町は、男女ともに「閉じこもり」及び「認知症」のリスク該当者が全国平均を上回る結果となっており、特に「閉じこもり」は全国平均を約10ポイント上回っています。

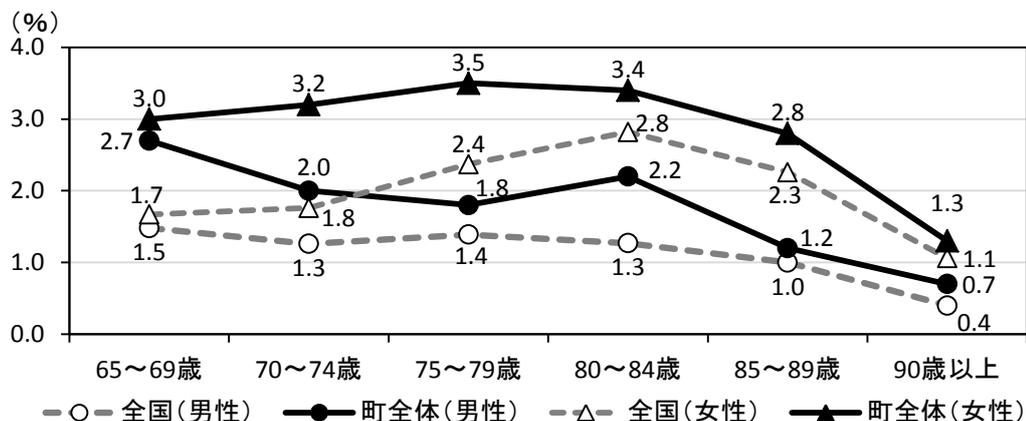
閉じこもりリスク該当者を男女年齢階級別でみると、男性は65～69歳、女性は75～79歳が最も多くなっています。

■介護予防リスク該当者の割合（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査）



※全国は「見える化」システムに本指標が登録された472市区町村の平均値（平成29年10月13日現在）

■閉じこもりリスク該当者の割合（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査／男女年齢階級別）



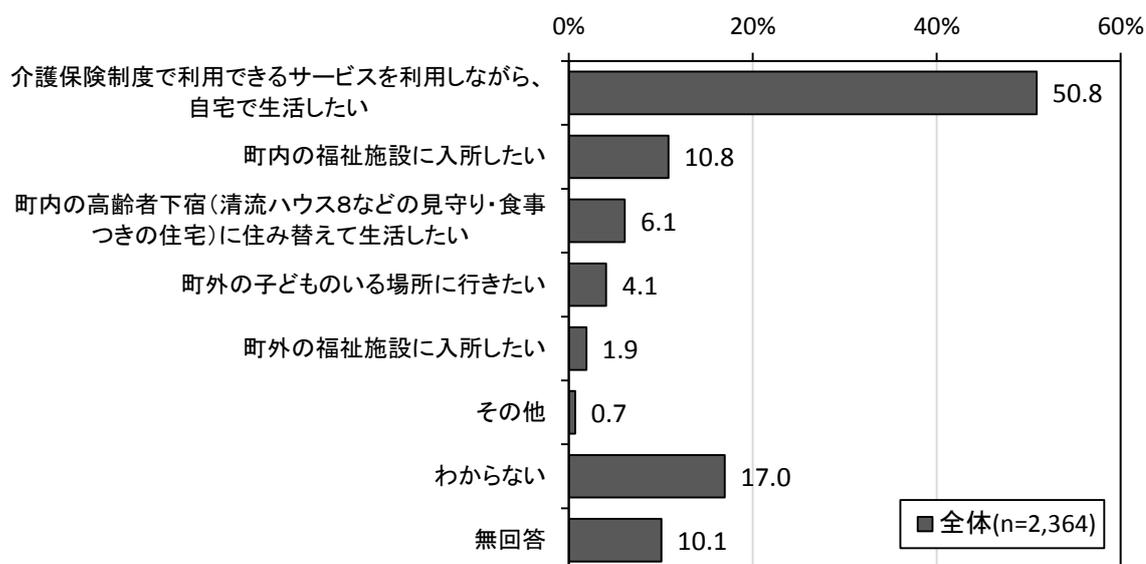
※全国は「見える化」システムに本指標が登録された472市区町村の平均値（平成29年10月13日現在）

## (2) 高齢者の生活の場所

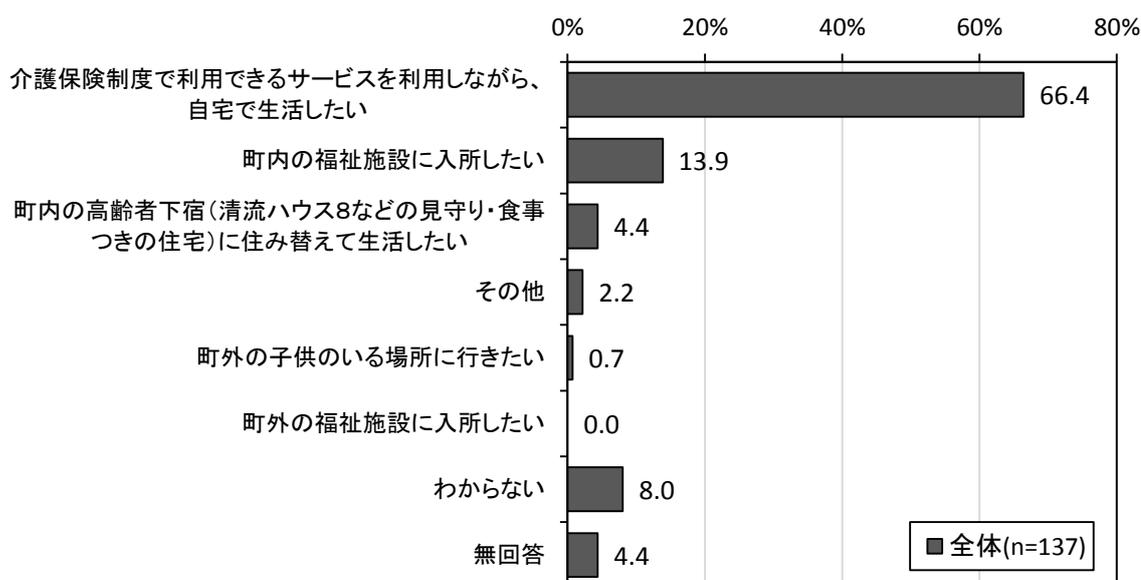
一般高齢者及び要支援認定者に対して、介護が必要になった場合に希望する介護をたずねたところ、「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が50.8%で最も多く、「町内の福祉施設に入所したい」(10.8%)を大きく上回っています。

また、在宅で介護を受けている要介護認定者が希望する介護も「介護保険制度で利用できるサービスを利用しながら、自宅で生活したい」が66.4%を占めており、在宅での生活を継続していくための支援の充実が今後必要であると考えられます。

■将来必要となった場合の希望する介護（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



■今後希望する介護（在宅介護実態調査）



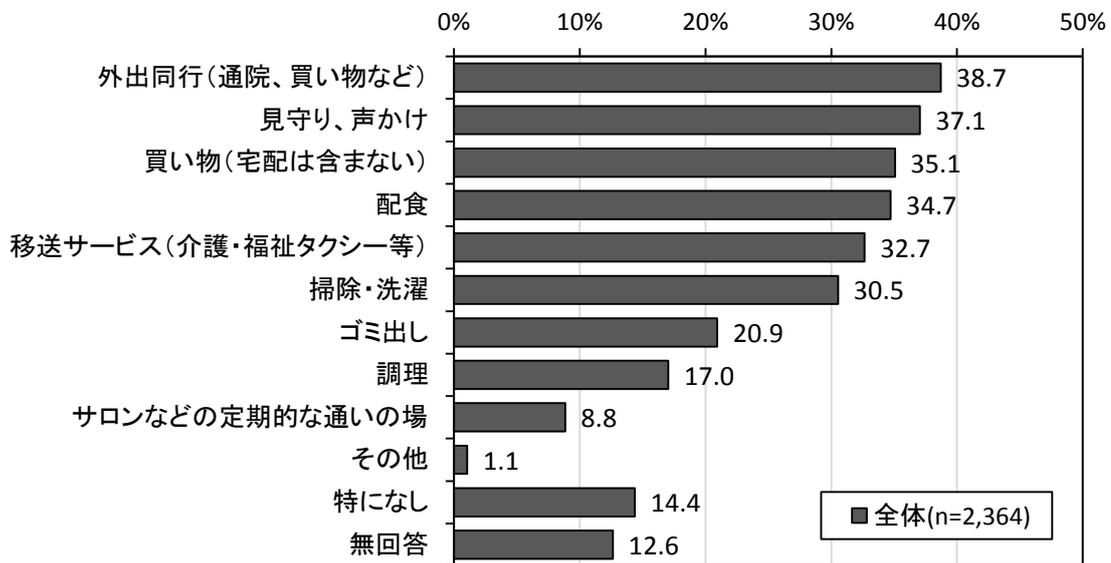
### (3) 地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援

一般高齢者及び要支援認定者に対して、在宅生活の継続に必要な支援をたずねたところ、「外出同行（通院、買い物など）」が38.7%で最も多く、次いで「見守り・声かけ」（37.1%）、「買い物（宅配は含まない）」（35.1%）が続いています。

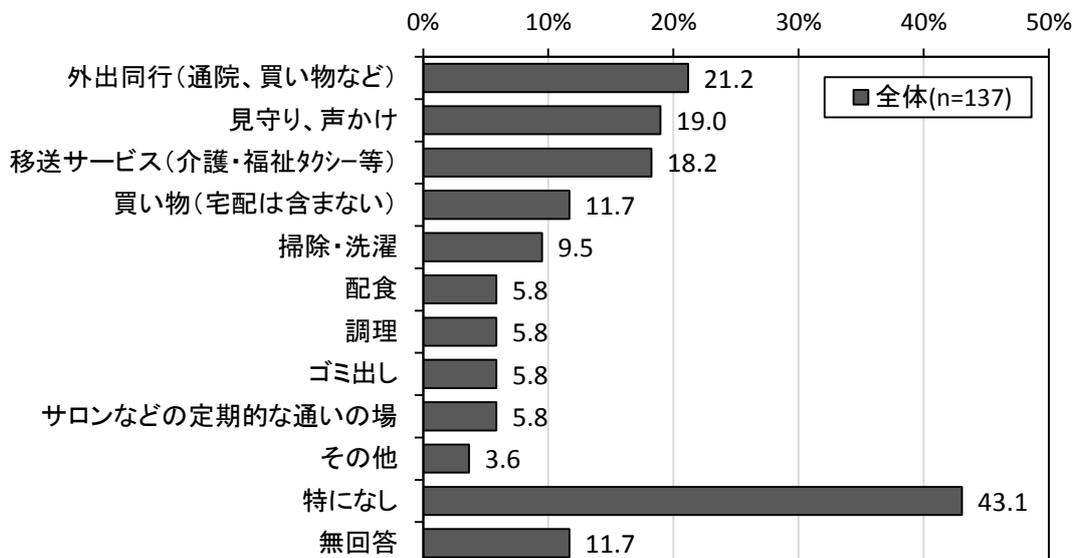
在宅介護を受けている要介護認定者においても、「外出同行（通院、買い物など）」（21.2%）、「見守り・声かけ」（19.0%）が上位回答となっており、「安心生活創造事業」として実施している取組はニーズが高く、今後も継続、充実が必要です。

また、在宅介護を受けている要介護認定者においては「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」も18.2%で上位回答となっており、高齢者の移動支援は今後も充実が必要であると考えられます。

■ 地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査）



■ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援（在宅介護実態調査）

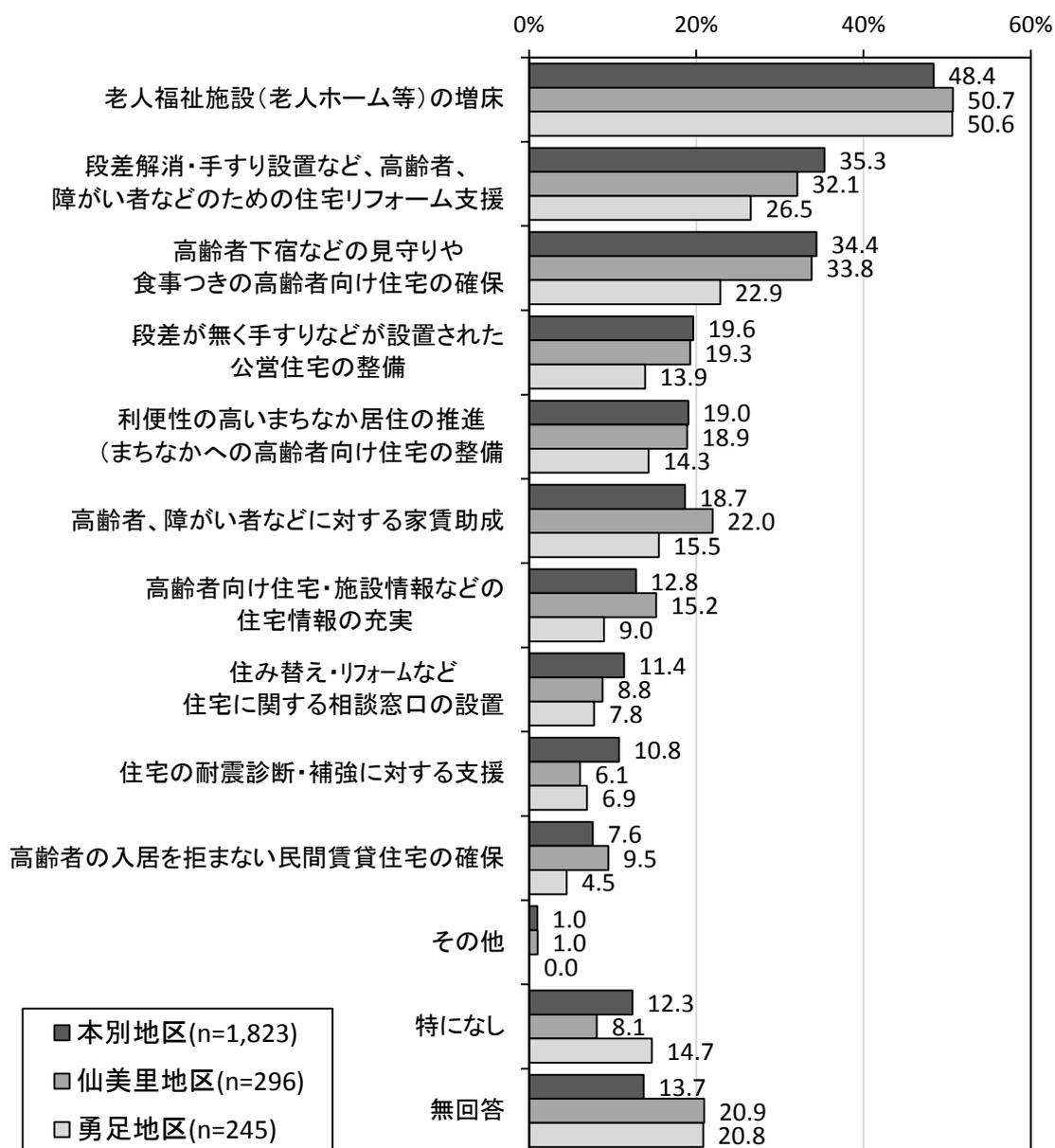


### (4) 住環境づくりで必要なこと

一般高齢者及び要支援認定者に対して住環境づくりで必要なことをたずねたところ、いずれの日常生活圏域においても「老人福祉施設（老人ホーム等）の増床」が50%前後を占めて最も多くなっています。また、「段差解消・手すり設置など、高齢者、障がいのある人などのための住宅リフォーム支援」、「高齢者下宿などの見守りや食事つきの高齢者向け住宅の確保」が上位回答となっています。

これらの結果から、高齢者の住まいとして施設整備を進めるとともに、自宅での生活を続けていく上で必要となる住宅リフォーム支援は今後も推進していく必要があると考えられます。

■住環境づくりで必要なこと（介護予防・日常生活圏域二一ズ調査／抜粋）



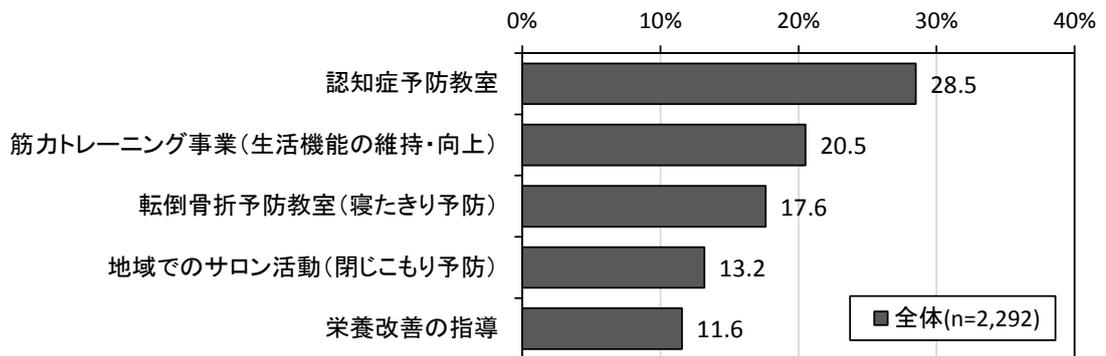
## (5) 認知症について

一般高齢者及び要支援認定者に対して介護予防のために参加したい講座をたずねたところ、「認知症予防教室」が28.5%で最も多く、認知症への関心度が高いことがうかがえます。

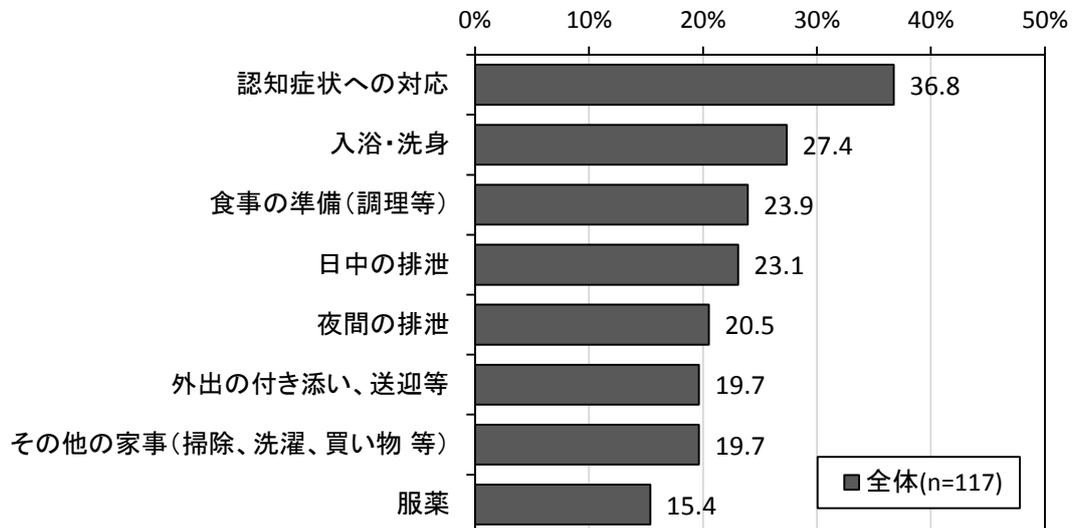
また、要介護認定者を在宅で介護している介護者が不安に感じる介護の内容としては、「認知症状への対応」が36.8%で最も多くなっています。

認知症高齢者の施策としては、認知症への理解促進や予防への対応、ケア体制の充実が今後も必要です。そして、「やすらぎ支援事業」をはじめとする介護者の介護負担を軽減するための施策の充実が求められています。

■介護予防のために参加したい講座（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／抜粋）



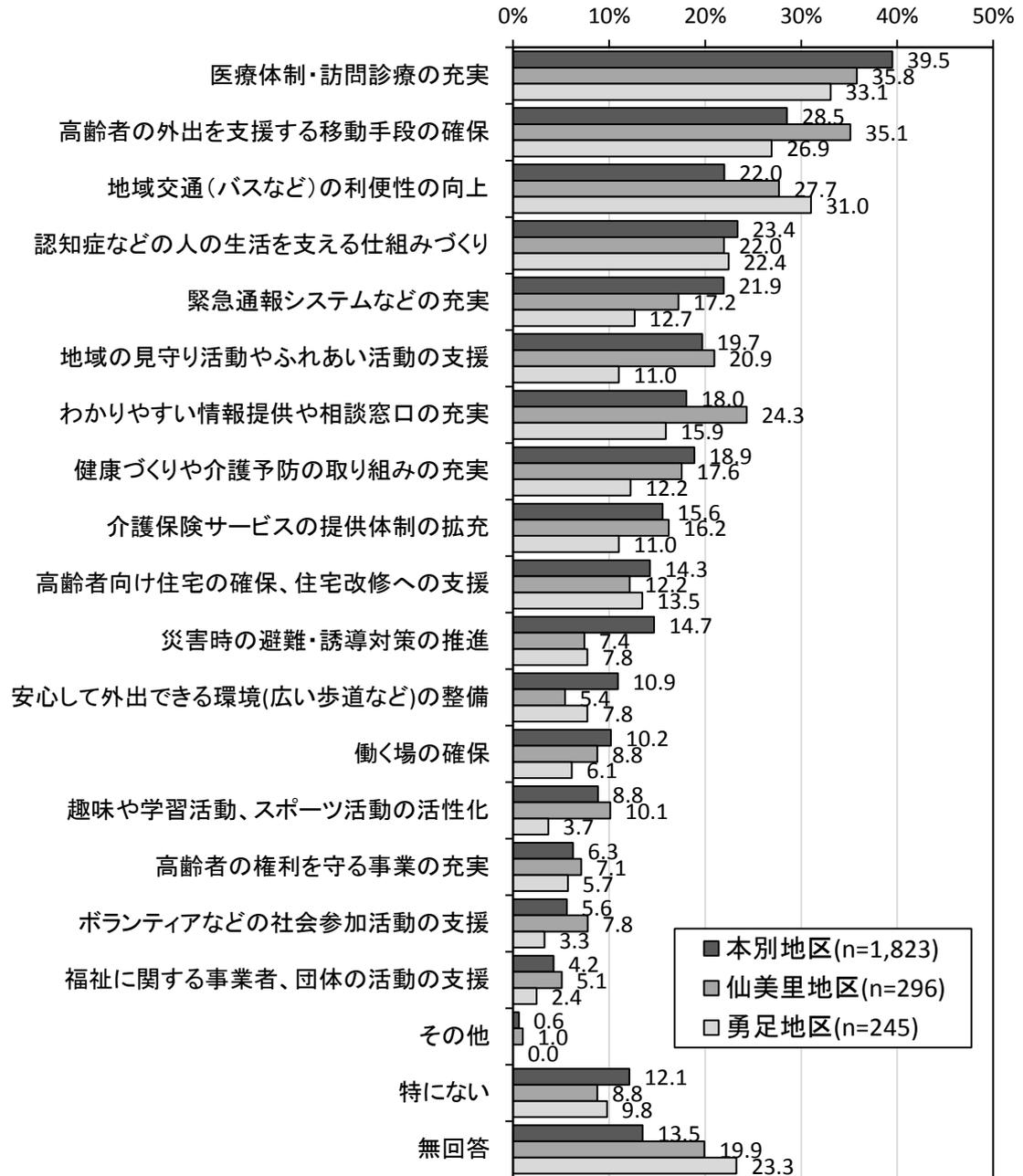
■主な介護者が不安に感じる介護の内容（在宅介護実態調査／抜粋）



## (6) 今後力を入れてほしい施策

一般高齢者及び要支援認定者に対して今後力を入れてほしい施策をたずねたところ、いずれの日常生活圏域においても「医療体制・訪問診療の充実」が最も多く、次いで「高齢者の外出を支援する移動手手段の確保」、「地域交通（バスなど）の利便性の向上」が上位回答となっています。

■特に力を入れてほしい高齢者施策（介護予防・日常生活圏域ニーズ調査／抜粋）



## 2 アンケート結果からの課題の取りまとめ

### (1) 移動支援の充実

ニーズ調査及び在宅介護実態調査のいずれにおいても、在宅での生活を続けていくために必要な支援・サービスとして「外出同行（通院、買い物など）」が上位回答となっています。

また、力を入れてほしい高齢者施策においても「高齢者の外出を支援する移動手段の確保」が上位回答になっていることから、高齢者の移動支援は今後力を入れていくべき施策であると考えられます。

### (2) 住環境の拡充

高齢者の住環境づくりで必要なこととして、福祉施設の増床や高齢者向け住宅の確保が求められています。

本町では、これまで高齢者共同生活住宅「清流ハウス8」や、見守りと食事付きの高齢者住宅の整備を進めてきましたが、第6期計画期間内で実現できなかった地域密着型介護老人福祉施設（小規模の特別養護老人ホーム）の整備を第7期においても進めていく必要があります。

また、介護が必要になった場合には自宅での生活を希望する人が約半数いることから、段差解消・手すり設置など住宅リフォームへの支援も充実させていく必要があります。

### (3) 認知症施策の充実

在宅介護を行っている介護者にとって不安に感じることは「認知症状への対応」が最も多く、一般高齢者や要支援認定者が介護予防で参加したい講座としても「認知症予防教室」が最も多くなっています。

認知症高齢者は今後も増加することが予想されることから、初期集中支援チームをはじめとする認知症ケア体制の整備など認知症施策の充実を図ることが必要です。また、介護者への支援に向けて、認知症の正しい理解と対応方法の周知・啓蒙やレスパイトケア（介護者の休息）の充実が必要と考えられます。

### (4) 在宅生活への支援

地域や自宅での生活を続けていくために必要な支援・サービスは「見守り・声かけ」、「外出同行」、「配食」、「買い物」が上位回答となっており、在宅での生活を支えるこれらの支援・サービスの強化・拡充が求められています。

また、「医療体制・訪問診療の充実」は力を入れてほしい高齢者施策となっていますが、人口減少が進む中で医師や看護師など人材確保や診療体制を維持していくことは、非常に困難な課題であり、人口減少に伴う本町に合った医療・介護のあり方を模索する必要があります。

### (5) 外出のきっかけづくり

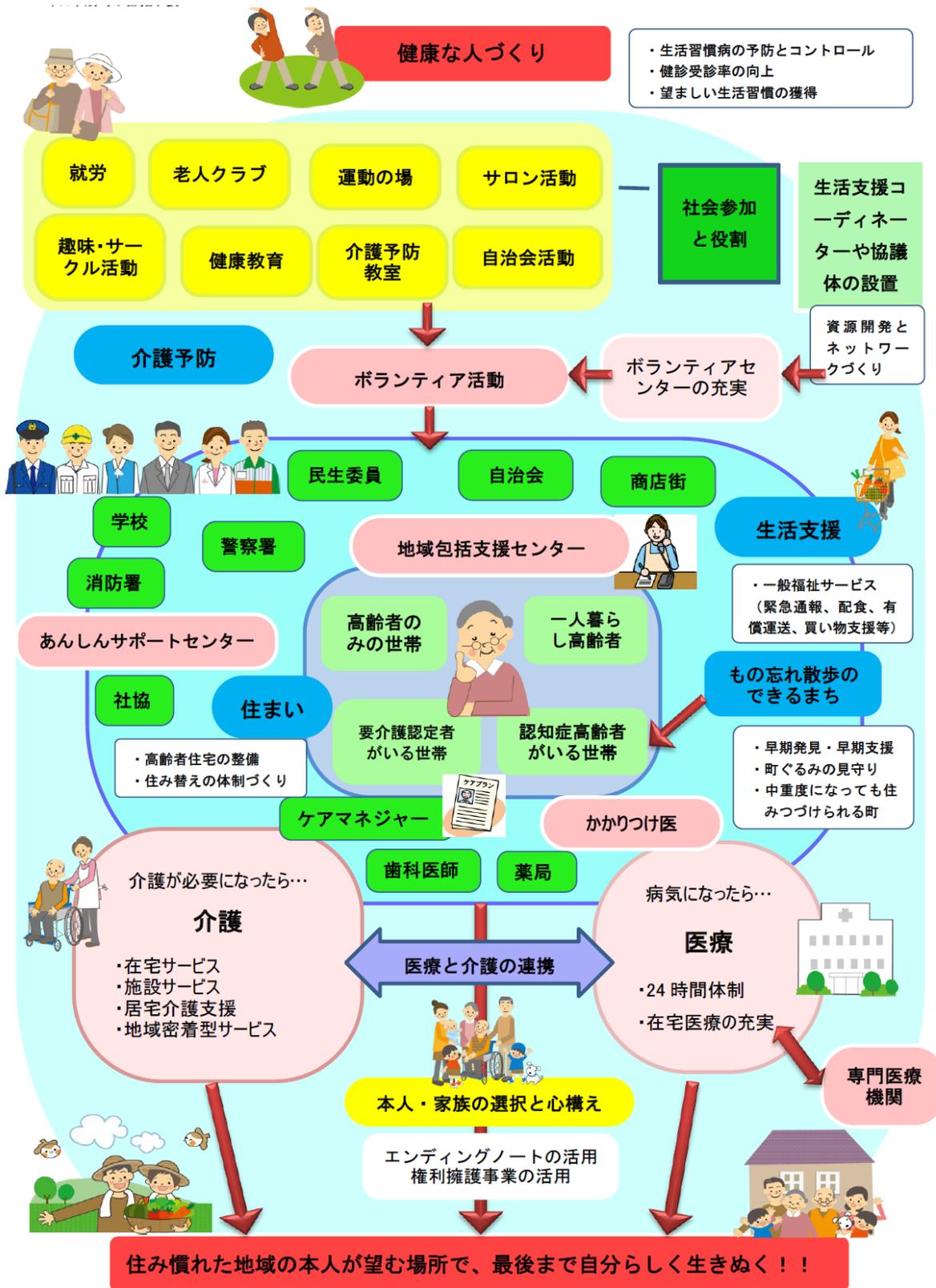
本町は運動器機能や転倒リスクなど多くの評価項目で全国平均とほぼ同等もしくはリスク対象者の割合が少ない結果となっていますが、「閉じこもりリスク」は全国平均よりも高い結果となっています。

冬季は外出を控える傾向にあることや、外出時に車の運転が必要である場合が多いことも要因として考えられますが、今後は社会参加の機会の創出や地域におけるサロン活動など、外出のきっかけづくりに向けた施策の充実が求められていると考えられます。

# 第3章 計画の基本的な考え方

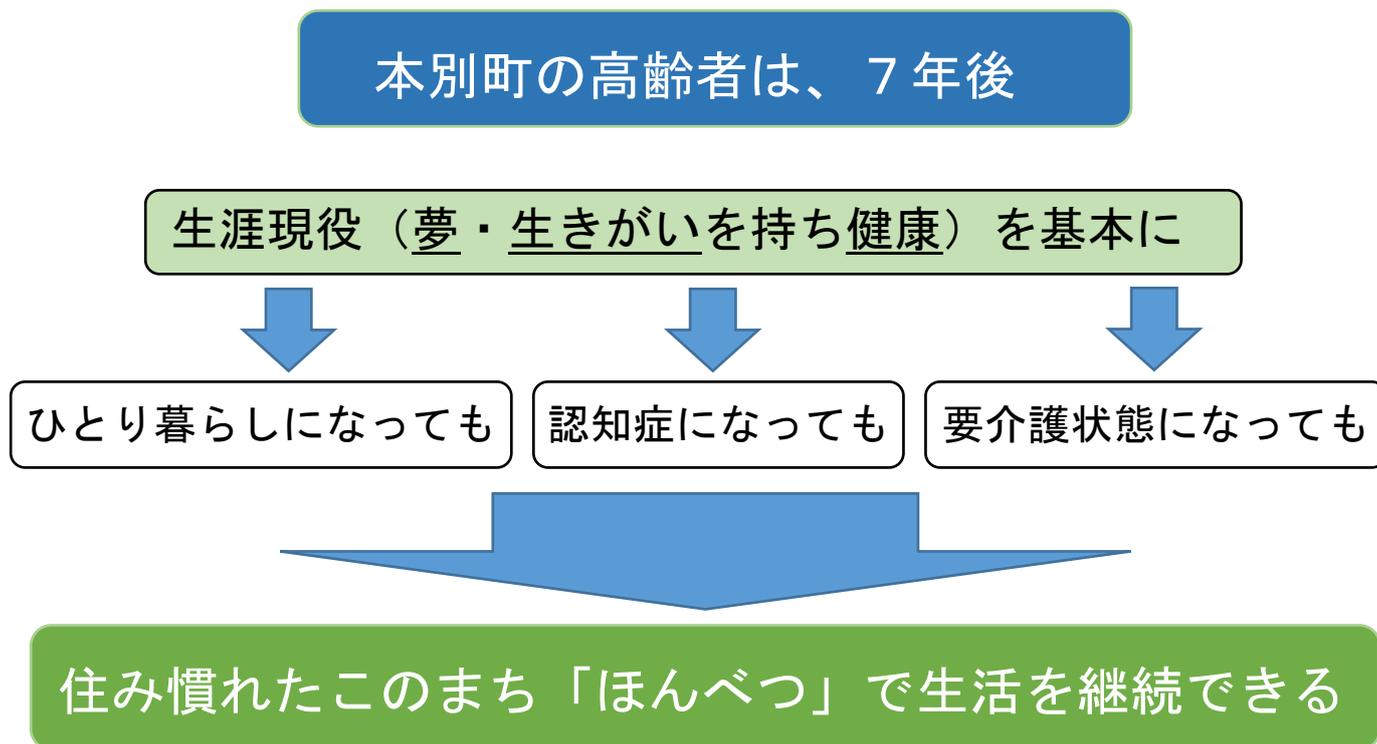
## 第1節 本別町が目指す高齢者の姿

2025年 本別町が目指す姿



2025年（7年後）に向けて、「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり（本別の町民力を結集した地域包括ケアシステム）」を推進するためには、行政、社会福祉協議会やサービス事業者だけでなく、町民を含めたすべての関係者が、高齢期における地域生活のイメージと同一の目標を共有し、目標の達成のために同じ方向を向いて取り組むことが必要になります。

本別町では、夢や生きがいを持ちながら生涯現役で生活することを基本に、ひとり暮らし、認知症や要介護状態になっても、「住み慣れたこのまちで生活を継続できる高齢者が、今以上に増えることを目指していきます。」



## 第2節 基本理念

7年後の本別町が目指す高齢者の姿を実現するため、第7期計画の基本理念は第6期計画の基本理念を継承して「本別ならではの町民力を結集し、まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」とし、「本別型地域包括ケアシステムの構築・推進」を図ります。

### 計画の基本理念

「本別ならではの町民力を結集し、  
まちぐるみの支え合いの仕組みをつくる！」  
～本別型地域包括ケアシステムの構築・推進～

## 第3節 基本目標

### 1 本別で安心の介護を提供する

介護が必要となっても住み慣れた地域や家庭で暮らし続けるために、「本別」「勇足」「仙美里」の「日常生活圏域」を単位とした介護サービス提供基盤の整備を進めてきました。

第7期期間中においては介護人材の確保を中心に、介護サービスの質の向上、適正な要介護認定の実施、低所得者対策の推進、介護給付適正化などに取り組みます。

### 2 本別ならではの住まいの場を確保する

一人ひとりの高齢者がニーズに合った住まい、施設で暮らせるよう、高齢者向け共同住宅の整備、空き家実態調査に基づく空き家の有効活用、公営住宅建て替えの計画的な推進や、老朽化した町営の特別養護老人ホーム建て替えなど、本別ならではの住まいの場を確保します。

### 3 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する

平均寿命の延伸に伴い、長い人生をいかに過ごすかが重要な課題となっています。高齢期を迎えた一人ひとりが、本別で夢や生きがいを持ちながら、健康でいきいきと活躍することを目指します。

### 4 住み慣れた本別で安心して生活する

ひとり暮らしや認知症、要介護状態になっても「自助」を身近な近隣で支える「共助」、すなわち、本別の町民力を結集した「まちぐるみの支え合いの仕組みづくり」により、住み慣れた本別で安心して生活することを目指します。

## 第4節 重点的に取り組むこと

---

### 1 「介護の担い手」と「地域の担い手」の確保

---

#### ①介護の担い手の確保

- 新たな介護人材の確保対策として、ほんべつ福祉セミナーの充実、新たに介護福祉士養成校教師へのPR活動や民間外部サイトを活用した広報活動など、本別町を知ってもらうためのPR活動を推進します。
- 資格取得と就労支援の一体的な支援策として、介護職員初任者研修を継続開催するとともに、訪問介護事業所における人材確保のため、生活援助中心型の「福祉職場入門研修」（仮称）を新たに開催します。また、介護従事者就業支援等補助金の交付、介護福祉士修学資金貸付事業を継続します。
- キャリアアップ支援として、平成31年（2019年）10月から介護職員処遇改善（勤続10年以上の介護福祉士について月額8万円相当のアップ）への対応を図るため、新たに介護職員実務者研修（320時間）を実施します。

#### ②地域の担い手の確保

- 社会福祉協議会における「あんしんサポートセンター」の生活支援や権利擁護事業、地域での在宅福祉ネットワーク活動等の担い手である「あんしんサポーター」の養成研修及びフォローアップ研修を継続して実施します。
- 自治会や、在宅福祉ネットワーク、民生委員・児童委員協議会などでの活動に対する支援や情報提供など、福祉団体や各種地域活動に対する支援を行います。

### 2 「介護基盤」の整備

---

#### ①高齢者向け住宅の整備

- 社会福祉協議会が運営する小規模多機能型居宅介護事業所「陽だまりの里」、「ゆうあいの里」に併設して高齢者向け住宅を整備します。  
【仙美里地区（仙美里元町）7戸：平成30年8月オープン予定】  
【勇足地区（勇足元町）8戸：平成31年度（2019年度）オープン予定】
- 空き家の実態調査、内覧調査を実施し、空き家バンクシステムへの登録など、空き家改修に対する費用助成制度を創設し、高齢者向けの住まいの場としての有効活用を図ります。

#### ②特別養護老人ホームの整備

- 第7期計画における新たな介護人材確保策等の実施により、社会福祉協議会の運営による地域密着型（小規模）特別養護老人ホーム（定員20人）の整備を行うため、平成32年度（2020年度）の工事着手、平成33年度（2021年度）の開設に向けた協議、取組を実施します。
- 小規模特養の整備により、現行の特別養護老人ホームの定員を50人から30人に減員し、2か所での事業運営とする予定です。

### 3 地域共生社会の実現に向けた地域づくり

---

#### ①生活支援・介護予防サービスの基盤づくり

- 見守り、買い物支援、除雪など、高齢期に必要となる生活支援サービスの維持やそのあり方の検討にあわせて、高齢者の多様な活躍の場づくりとサービスの担い手となる地域づくりを進めます。
- 介護予防「元いきいき教室」を継続開催し、地域における介護予防サロン活動に対する支援、介護予防拠点施設の有効活用を図ります。

#### ②ひとり暮らしを支える支援

- 緊急通報システム、除雪サービス、社協「あんしんサポートセンター」によるあんしん訪問サービス、配食サービスなどを総合的に提供し、ひとり暮らしの生活を支援します。

#### ③認知症とその家族を支える支援

- 認知症サポーターの養成、認知症に対する理解づくり（地域・事業所・学校教育等）、徘徊SOSネットワークによる地域見守りの推進、やすらぎ支援（訪問）サービスなど、認知症やその家族に対する支援を地域全体で推進します。

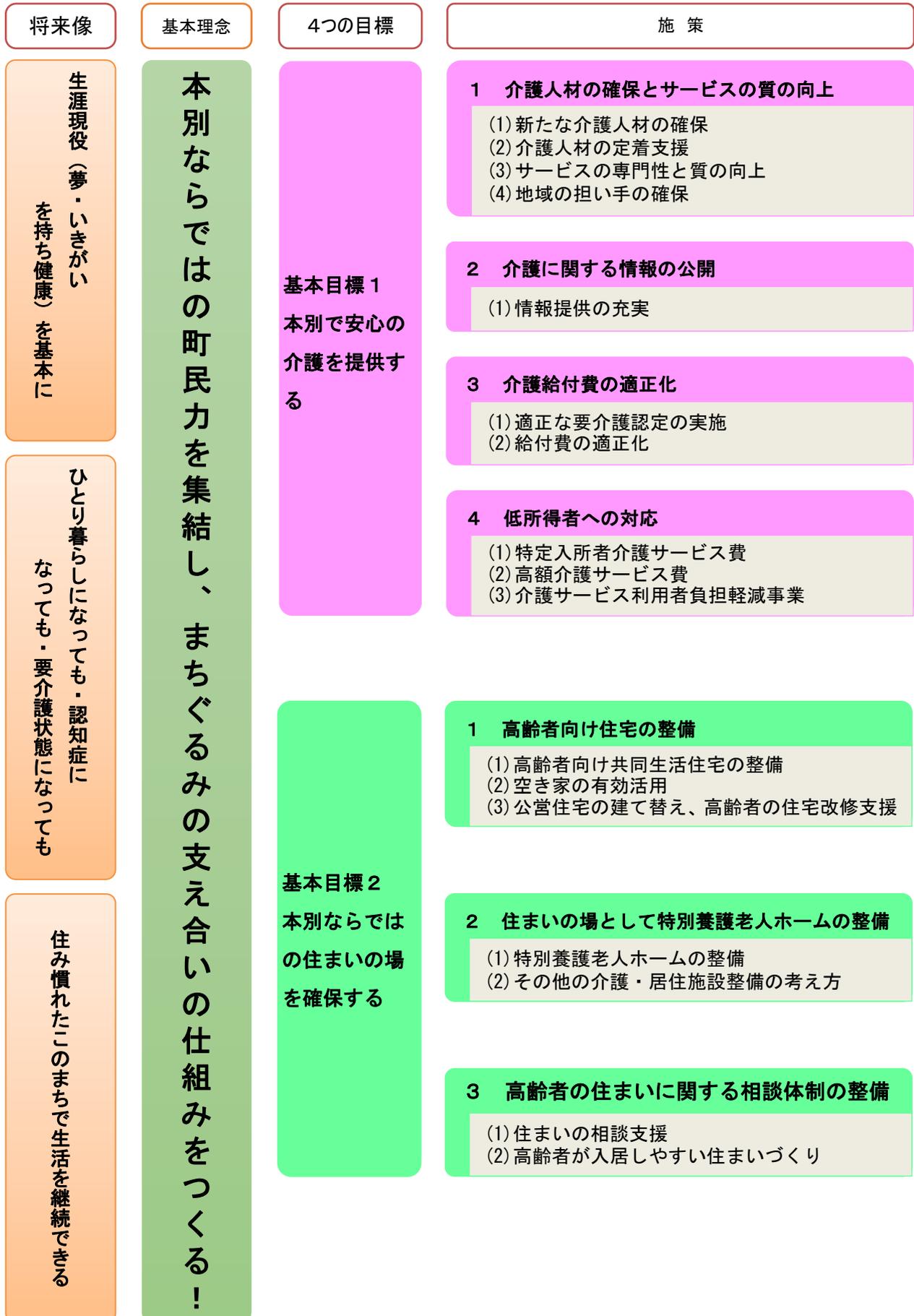
#### ④災害時の支援

- 避難行動に支援が必要な人の情報を自治会や民生委員との間で共有し、避難支援者の選任や避難訓練の実施など、地域全体で災害時の避難支援体制づくりを進めます。
- また、民間施設を含む福祉避難所指定施設の備蓄資材の充実など、地域との連携により福祉避難所の機能強化を図ります。

#### ⑤医療・介護の連携強化

- 地域包括ケア研究所（所長：諏訪中央病院名誉医院長 鎌田寛氏）との連携により、在宅医療・介護連携強化のための各種事業を推進します。
- 入院から在宅生活にスムーズに移行するための退院時支援体制の充実を図るため、地域連携室を設置します。

## 第5節 施策の体系



**基本目標3**  
**本別で夢や生**  
**きがいを持**  
**ち、健康で活**  
**躍する**

**1 介護予防・日常生活総合支援事業の推進**

- (1)生活支援サービス体制整備
- (2)介護予防・生活支援サービス事業
- (3)一般介護予防事業

**2 健康づくりの推進**

- (1)各種スポーツ活動の推進
- (2)保健事業の推進

**3 生きがいづくりと社会参加の推進**

- (1)生涯学習活動の推進
- (2)老人クラブの支援
- (3)高齢者の生きがい・発表の場づくり

**4 社会参加による生活支援や介護予防の推進**

- (1)高齢者の就労・ボランティアの場づくり
- (2)サービスの担い手づくりと活動支援
- (3)介護予防拠点施設の活用

**1. ひとり暮らしになっても大丈夫**

- (1)ひとり暮らしを支える見守り・生活支援

**2. 認知症になっても大丈夫**

- (1)認知症への理解づくり
- (2)認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3)認知症の人の介護者支援の充実
- (4)認知症の人にやさしい地域づくり

**3. 要介護状態になっても大丈夫**

- (1)地域包括支援センターの機能強化
- (2)地域ケア会議の推進

**4. 災害が発生しても大丈夫**

- (1)避難行動要支援者に対する支援体制の推進
- (2)福祉避難所の機能強化

**5. 医療と介護の連携強化**

- (1)地域連携室の設置
- (2)在宅医療・介護連携推進事業
- (3)医療体制の整備

**6. 地域での支え合いの推進**

- (1)福祉教育の推進
- (2)関係団体の連携強化・活動支援
- (3)包括的な支援体制の整備

**7. その他**

- (1)生活支援サービスの充実
- (2)生活基盤整備の促進

**基本目標4**  
**住み慣れた本**  
**別で安心して**  
**生活する**



# 第4章 施策の展開

## 第1節 本別で安心の介護を提供する

### 基本目標1 本別で安心の介護を提供する

#### 1 介護人材の確保とサービスの質の向上

- (1) 新たな介護人材の確保
- (2) 介護人材の定着支援
- (3) サービスの専門性と質の向上
- (4) 地域の担い手の確保

#### 2 介護に関する情報の公開

- (1) 情報提供の充実

#### 3 介護給付費の適正化

- (1) 適正な要介護認定の実施
- (2) 給付費の適正化

#### 4 低所得者への対応

- (1) 特定入所者介護サービス費
- (2) 高額介護サービス費
- (3) 介護サービス利用者負担軽減事業

## 1 介護人材の確保とサービスの質の向上

### (1) 新たな介護人材の確保

#### 1) 本別町を知ってもらうためのPR活動

##### ①ほんべつ福祉セミナーの開催《総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

本別という町の魅力や介護サービス事業所を知ってもらうため、道内の介護福祉士養成校の学生を対象に2泊3日で行うオープンキャンパス事業を実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 学生向けのPR活動として「ほんべつ福祉セミナー」を継続して開催します。

区分	現状 平成29年度 見込み	整備量・事業量			
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	
ほんべつ福祉セミナー	参加者数(人)	17	15	15	15

②介護福祉士養成校教師へのPR活動《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- 学生向け「ほんべつ福祉セミナー」だけでなく、介護福祉士養成校の教師に対しても本別町のPR活動を行います。

③民間外部サイトを活用した本別町の介護サービス事業所のPR《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- 町外の人を対象に、民間の本別応援サイトを活用し本町の介護サービス事業所の取組や人材確保に関する施策のPRを行います。

2) 資格取得と就労支援の一体的な支援

①生活援助中心型の「福祉職場入門研修」(仮称)の開催《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- 訪問介護事業所におけるさらなる人材確保のため、生活援助中心型の「福祉職場入門研修」(仮称)を開催します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生活援助中心型の「福祉 職場入門研修」(仮称)	開催回数(回)	-	1	1	1

②介護従事者就業支援等補助金《総合ケアセンター》

【事業内容】

町内の民間介護サービス事業所において新たに就職する介護従事者を対象に、「就業支援補助金(就業支度金、就業支援金)」「住宅準備支援補助金」「養育支援補助金」を交付します。

【事業計画】《継続》

- 事業所における介護従事者の確保のため、補助金を継続して交付します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護従事者就業支援等補助金	件数(件)	15	10	10	10

## ③介護職員初任者研修《総合ケアセンター》

## 【事業内容】

- これから介護サービス事業所に従事しようとする人や介護知識を学びたい人を対象に基礎的な研修として、介護に携わる上で求められる専門的な基本姿勢、基本的な知識・技術の習得を目的としています。

【対象者及び参加費】 本別高校生、60歳以上の元気高齢者・・・無料

上記以外の一般及び介護事業所従事者・・・10,000円

## 【事業計画】《継続》

- 介護サービスの基礎的研修である介護職員初任者研修を今後も継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護職員初任者研修	受講者数(人)	9	10	10	10

## ④介護福祉士修学資金貸付事業《総合ケアセンター》

## 【事業内容】

- 将来、介護福祉士として本別町内の介護サービス事業所及び障がい者福祉施設に勤務を志望する人に対して、修学に必要な学資金を貸付けます。

【貸付金額】 月額50,000円以内

【償還金の免除】 介護福祉士として本町の介護保険施設等に修学資金の貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間在職したときは貸付金の償還を免除します。

## 【事業計画】《継続》

- 将来の介護人材の確保に向けて、学生が修学に必要な学資金を今後も貸付けます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護福祉士修学資金貸付事業	件数(件)	0	2	2	2

## 3) 住宅確保と生活環境の整備に関する支援

## ①住宅の確保に関する支援の検討《総合ケアセンター》

## 【事業計画】《新規》

- 町外からの介護従事者が就職する場合、住宅の確保が課題となるため、町営住宅・空き家等の活用を検討します。

②ひとり親家庭でも働きやすい生活環境の整備に関する検討《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- ひとり親家庭や子育て世代の人でも働きやすい生活環境（時間外保育、夜間保育等）を整備することで、介護従事者の拡大を図るための検討を行います。

③実習生受入施設の検討《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- 介護福祉士養成校の学生は実習先が就職の候補地となることから、実習生を受け入れる環境の整備に関する検討を行います。

(2) 介護人材の定着支援

1) 処遇改善加算等の適正な運用の徹底《総合ケアセンター》

【事業計画】《新規》

- 介護サービス事業者連絡会などを通じて処遇改善加算による着実な賃金向上や処遇の改善を支援します。

2) 介護サービス連絡会での情報共有《総合ケアセンター》

【事業内容】

町内の介護サービス事業者、医療機関、健康管理センター、地域包括支援センター等で構成する「介護サービス事業者連絡会」を平成21年度に設置し、介護サービスの質の向上やサービス供給体制の確保を図るための協議、事業者間の連携強化と情報共有を図っています。

【事業計画】《継続》

- 各事業所での課題共有や情報の連携、介護職員の確保及び資質の向上などを図るため、今後も継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護サービス事業者連絡会	開催回数 (回)	2	2	2	2

### 3) 介護ロボットの導入等による負担軽減の検討《総合ケアセンター》

#### 【事業計画】《新規》

- 介護職員の負担軽減のため、移乗サポートやセンサーを活用した見守り支援に代表される介護ロボット・福祉機器の有効性を分析し、国の補助金等を活用した機器導入に向けた支援を行います。

## (3) サービスの専門性と質の向上

### 1) 専門性の向上《総合ケアセンター》

#### ①保健医療福祉関係者向け研修会《総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

町内の保健医療福祉関係者を対象にそのときどきの共通課題をテーマに研修会を実施し、知識や認識の共有を図ります。

現在、地域包括ケア研究所との協働により、町内の保健医療福祉関係者向けの地域包括ケアを推進するための研修会の開催や、医療・介護連携についての勉強会を実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 地域包括ケア推進に向けた取組をさらに加速させるため、関係者間の連携を行い、各種研修会を開催します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
住民向け研修会	開催回数(回)	2	1	1	1
保健医療福祉関係者向け 研修会	開催回数(回)	3	4	4	4

#### ②キャリアパス支援等研修事業《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

従来 of 複数事業所連携事業から、キャリアパス支援等研修事業へと転換され、引き続き事業を行っています。社会福祉協議会が企画運営し、町内の全介護事業所を対象に、様々なスキルアップに資する研修を実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 道の補助金を活用して、有意義な研修が開催でき、既存の職員のスキルアップ、ひいては新規介護職員の獲得にも資すると考えられるため、今後も本補助金が続く限り、積極的に活用の上、開催します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
研修会	開催回数(回)	2	2	2	2

### ③介護相談員派遣事業《地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

介護相談員派遣事業は、施設や在宅訪問を通じて、サービス利用者と面談し、介護サービスに関わる不満・要望等を聞き、事業所に橋渡しをすることでサービスの質の向上と利用者の権利擁護を推進するものです。

平成29年度から4人体制で活動しており、利用者の声だけでなく、事業所職員や活動を通しての介護相談員としての気づきを事業所や行政に伝えることで、サービスの質的向上が図られています。

介護相談員の訪問により普段気づけない利用者・家族の要望をキャッチし、第三者的な視点で現状を把握できる機会となっています。近年では高齢者虐待の相談を受けるなど、サービス利用者との信頼関係の中で活動が行われています。

平成24年度から北海道が独自に介護相談員養成研修を開催しており、徐々に実施自治体が増えています。養成後の意識の向上と事業に伴う課題解決を目的として、年1回道内の介護相談員・事務局研修を実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 今後、介護相談員として活動できる人を確保することは次第に困難になってくると推測され、介護相談員活動は介護サービス現場に定期的に訪問することが一番重要であることから、活動体制を工夫することで事業の継続を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護相談員	人数(人)	4	5	5	5
介護相談員訪問	訪問回数(回)	128	130	130	130

### ④苦情相談窓口の充実《地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

本町における要介護認定・介護サービスに関する苦情相談体制は、町民の立場から利用者の不満・要望等を聞き、事業者へ橋渡しをする介護相談員、行政としての相談窓口である地域包括支援センター、健康長寿のまちづくり会議に設置されている第三者機関である苦情調整部会からなっており、苦情についてはそれぞれの立場で解決に努めています。そこで解決に至らない場合は、北海道介護保険審査会、北海道国民健康保険団体連合会と連携した対応を行っています。

また、町に寄せられた苦情に関しては、年1回の苦情調整部会に報告し、苦情の内容・

対応の仕方などが適切であったかどうかについて同部会で審議しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 関係部署や介護サービス事業所等と連携し、介護サービスに対する不満をキャッチし、サービスの質の向上に努めます。
- 不満要望に対する相談を通じて、地域課題の掌握に努めます。

## 2) キャリアアップ支援《総合ケアセンター》

### ①介護職員実務者研修の開催《総合ケアセンター》

#### 【事業計画】《新規》

- 現在、介護福祉士の取得には介護職員初任者研修（130時間）を受講後、「実務者研修（320時間）」の受講と実務経験3年が必要となりますが、「実務者研修」について帯広市など町外での受講となり負担も大きいため、受講希望者を募り、本別会場での開催を実施します。

### ②介護職員等資格取得・研修支援事業補助金《総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

介護従事者がキャリアアップのために受講する資格取得研修に係る費用の一部を助成しています。（資格取得費用の2分の1、上限8万円）

#### 【事業計画】《継続》

- 今後も助成制度を通じて、介護従事者のキャリアアップの支援を継続して行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
介護職員等資格取得・研修 支援事業助成金	件数(件)	5	5	5	5

## (4) 地域の担い手の確保

### 1) あんしんサポーター養成研修《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

地域の高齢者や障がいのある人の日常生活支援ニーズに応えるため、「生活・介護支援サポーター養成研修」を開催し、安心生活創造事業や在宅福祉ネットワーク活動の担い手を養成しています。

あんしんサポートセンターの開設に伴い、市民後見人養成研修修了者、生活・介護支援サポーター養成研修修了者、やすらぎ支援員、生活支援員を総称し、「あんしんサポーター」として整備しています。あんしんサポーターとしての再登録には、現在66人が登録しています。

民生委員や自治会の福祉部担当者へ周知を行い、あんしんサポーターとして登録している人を対象としたフォローアップ研修にあわせて、新たなサポーター養成を兼ねた研修を毎年3～4日の日程で実施しており、3年間で11人のサポーター養成につながっています。

**【事業計画】《継続》**

- 新たなサポーター養成を兼ねたフォローアップ研修を継続して行います。
- 研修内容については、支援に関連する事項について学ぶとともに、さらなる互助活動の推進につながる内容での検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
あんしんサポーター	人数(人)	66	68	70	72
	フォローアップ研修				
	開催回数(回)	1	1	1	1
	参加者数(人)	50	70	70	70

2) 各種地域活動に対する支援《総合ケアセンター》

**【事業内容】**

自治会や、在宅福祉ネットワーク、民生委員・児童委員協議会などでの活動に対する支援や情報提供を行っています。

**【事業計画】《継続》**

- 単位自治会で開催しているサロンや研修会への支援を行います。
- 在宅福祉ネットワーク協議会情報交換会等において情報提供を行います。
- 地域福祉活動への支援を行います。

## 2 介護に関する情報の公開

### (1) 情報提供の充実

#### 1) 福祉・介護サービスガイドマップの活用《総合ケアセンター・地域包括支援センター》

##### 【事業内容】

介護保険制度は、介護サービスを利用する状態にならないと関心を持たない傾向にあるため、出前講座や町広報紙などあらゆる機会を通じて、内容の周知に努めています。また、地域包括支援センターでは、相談援助に備えた事業者情報の収集を行い、必要な人に提供できる体制を整えています。

介護サービス事業者は、介護サービスの内容や運営状況に関する情報の公表が義務付けられており、インターネットによる情報開示、事業所内での掲示や事業所通信等により公表しています。

介護保険制度の改正や介護保険料の改定が行われる3年ごとに、高齢者のいる世帯にパンフレットを配布しています。また、本町の介護・福祉サービス利用ガイド「ぐる〜り本別福祉マップ」を改訂し、関係機関・団体や相談来所者に配布しています。依頼があった地域や団体には「出前講座」として介護保険制度利用や仕組みについての説明を行っています。

##### 【事業計画】《継続》

- 介護保険法改正にあわせ、随時「ぐる〜り福祉マップ」の改定を行うとともに分かりやすい内容を検討し、町民への周知を図りながら円滑に介護保険サービスが利用できるよう情報提供を実施します。

## 3 介護給付費の適正化

### (1) 適正な要介護認定の実施

##### 【事業内容】

要介護認定は、介護給付を受ける際の基本となることから、公正な調査及び審査が必要となります。要介護認定に関わる訪問調査は原則、町職員（地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、老人ホーム職員）が実施し、認定審査は十勝東北部3町の広域設置による介護認定審査会において実施しています。

適切な調査、審査を行うために、定期的に北海道が実施する調査員指導者研修を受講し、その内容を町内の認定調査員に伝達することで、調査の均一化を図っています。また、認定審査員、認定調査員については、それぞれ各種研修会等に参加し資質の向上に努めています。

更新時、施設入所者や町外在住者の調査委託を行う場合、調査結果と特記事項の整合性等を確認しているほか、おおむね5年に1回は町職員が訪問調査を実施し、適正な要介護認定に努めています。

### 【事業計画】《継続》

- 初回の調査は、今後とも町職員が引き続き訪問調査を実施し、施設入所や町外の利用者の委託を行う場合も、5年以内に1度は町職員が調査を実施します。
- 適切な審査、調査を行うため今後とも研修会等には積極的に参加します。
- 調査の標準化を図るために、現体制を継続します。

## (2) 給付費の適正化

### 【事業内容】

介護給付の適正化は、利用者に対して適切な介護サービスを確保しつつ介護保険料の抑制することを通じて介護保険制度の信頼性を高め、持続可能な制度の構築に資することを目的としています。

北海道国民健康保険団体連合会から提供される介護医療費給付情報との突合(重複利用など)、サービス提供加算などの適正化データ(平成26年度10月審査分から、医療費突合と縦覧点検は同連合会に委託)や介護給付費適正化システムによる請求内容の確認、必要に応じて事業所への照会・指導も行ってきましたが、年々給付費が増加する中、さらなる適正化への取組が必要です。

### 【事業計画】《継続》

- 介護保険事業計画との整合性、関係部局や各事業所との連携を図ることで、保険給付の適正化を進めます。

#### 《住宅改修等の点検》

住宅改修支援事業を通じて専門職で構成される住宅改善支援チームがより専門的な視点から点検を行います。

#### 《医療情報との突合・縦覧点検》

北海道国民健康保険団体連合会からの情報等を活用し、給付実績の縦覧点検・医療情報との突合を実施します。

#### 《給付実績の活用》

国保連合会における審査支払いの結果から得られる給付実績を活用して、不適切な給付や事業者を発見し、適正なサービス提供と介護費用の効率化、事業者の指導育成を図ります。

## 4 低所得者への対応

### (1) 特定入所者介護サービス費

#### 【事業内容】

平成17年10月から、「在宅と施設における負担の公平性」と「介護保険と年金の重複給付の是正」の観点から、介護保険施設等における居住費（滞在費）及び食費が保険給付の対象外となり、原則として利用者が全額自己負担することとなりました。

しかし、所得の少ない人の施設入所や短期入所サービスの利用が困難にならないように、所得が一定基準以下（利用者負担第1・2・3段階に属する方）であり町の認定を受けた人については、その所得に応じて自己負担額に上限（負担限度額）を設け負担を軽減します（負担限度額を超える額については介護保険から支給します）。

負担限度額の認定者数の実績は、平成27年度が120人、平成28年度が124人となっており、平成29年は150人前後を見込んでいます。給付額は施設系サービス事業所の介護人材不足により、横ばい傾向にあります。

#### 【事業計画】《継続》

- 利用者が適切に認定、給付が受けられるようケアマネジャーや施設と連携し、利用者へ情報提供を行います。

### (2) 高額介護サービス費

#### 【事業内容】

介護保険サービスを利用した際の、1割負担が一定の上限額を超えたときは、超えた分を高額介護サービス費として支給（払い戻し）します。

2か月に1度定期的に支給し、支給確定者については支給申請の勧奨通知の送付を行っています。

平成21年度から医療・介護それぞれの負担が重複する世帯に対して、自己負担の軽減を目的とした高額医療合算介護サービス費の支給を開始しました。支給対象者は、ほぼ非課税世帯となっています。周知方法としては広報への掲載、支給確定者について支給申請の勧奨通知を送っています。

利用者負担額の上限設定等の変更があった場合は、当初賦課時の通知に同封する等の周知を図っています。

#### 【事業計画】《継続》

- 支給確定者については、支給申請の勧奨通知を送付し、制度の周知及び漏れのない支給を行います。

### (3) 介護サービス利用者負担軽減事業

#### 【事業内容】

社会福祉法人や市町村が運営主体となっている特別養護老人ホーム、訪問介護、通所介護、短期入所生活介護の各サービスの利用者について、市町村民税非課税であって特に生計が困難な人に対して、利用者負担を軽減するものです。（本別町社会福祉法人等による介護保険サービス利用者負担の軽減事業に対する支援事業実施要綱：平成12年度から実施）

本町では、独自軽減策として訪問看護、通所リハビリテーション、短期入所療養介護サービスを対象とした「本別町訪問看護等利用者負担軽減事業実施要綱」を平成15年度に制定し、在宅サービスの負担軽減を図っており、これらの在宅サービスについては、国基準の25%負担軽減を町独自に50%に引き上げて実施しています。（施設サービスは国同様の25%での負担軽減）

#### 【事業計画】《継続》

- 低所得者のサービス利用負担軽減となる事業を継続して実施し、該当者が漏れなく負担軽減を受けられるよう本事業の周知を図ります。

## 第2節 本別ならではの住まいの場を確保する

### 基本目標2 本別ならではの住まいの場を確保する

#### 1 高齢者向け住宅の整備

- (1) 高齢者向け共同生活住宅の整備
- (2) 空き家の有効活用
- (3) 公営住宅の建て替え、高齢者の住宅改修支援

#### 2 住まいの場として特別養護老人ホームの整備

- (1) 特別養護老人ホームの整備
- (2) その他の介護・居住施設整備の考え方

#### 3 高齢者の住まいに関する相談体制の整備

- (1) 住まいの相談支援
- (2) 高齢者が入居しやすい住まいづくり

### 1 高齢者向け住宅の整備

#### (1) 高齢者向け共同生活住宅の整備《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

##### 【事業内容】

第6期計画期間中に整備予定であった「高齢者向け共同生活住宅」については、社会福祉協議会への建設費補助を行い、「仙美里地区」及び「勇足地区」の小規模多機能型居宅介護事業所に併設して整備を行います。

##### 【事業計画】《継続》

- 仙美里地区（仙美里元町）7戸：平成30年8月開設予定
- 勇足地区（勇足元町）8戸：平成31年度（2019年度）開設予定

#### (2) 空き家の有効活用、改修費等の助成《総合ケアセンター・建設水道課》

##### 【事業内容】

平成28年2月に「本別町居住支援協議会」を設立し、空き家対策及び利活用に係る協議を進めています。

空き家の実態把握、所有者に対する意向調査、利活用意向の物件の内覧調査を居住支援協議会が中心となって実施しています。

また、十勝東北部移住サポートセンターにおいても、ホームページを開設し、空き家物件情報の掲載及び移住希望者に対する物件紹介を行っています。

**【事業計画】《新規》**

- 居住支援協議会での協議により、空き家の有効活用による高齢者向け住まいの場づくりを進めます。
- 空き家調査と連動し、利活用可能な住宅を空き家バンクへ登録し、移住定住促進を図ります。
- 空き家改修及び家財道具処分に対する費用助成制度を創設し、高齢者向けの住まいの場としての有効活用を図ります。
  - ・ 事業名：住まいの環境整備促進事業
  - ・ 助成対象者：空き家の借主、購入者
  - ・ 助成内容：
    - ①30万円以上の工事等の場合10万円（現金5万円と5万円の地域商品券を交付）
    - ②空き家バンク登録物件であり、耐震基準を満たした100万円以上の工事等の場合20万円を加算（現金）

※入居する空き家に不要な家財道具等がある場合、処分費用も対象

区 分		整備量・事業量		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
住まいの環境整備促進事業	助成件数(件)	5	5	5

**(3) 公営住宅の建て替え、高齢者の住宅改修支援**

**1) 公営住宅の建て替え《建設水道課》**

**【事業内容】**

住宅政策推進計画に基づいた公営住宅の建て替えを進めており、建て替え時には、床の段差解消・手すりの設置など、高齢者や障がいのある人へのバリアフリー対応を行ってきました。平成29年度に住宅政策推進計画の見直しを行っています。

**【事業計画】《継続》**

- 住宅政策推進計画に基づき公営住宅の計画的な老朽ストックの建て替え・改修工事により、高齢者や障がいのある人が安心して暮らせる住宅を整備します。

区 分	現状	整備量・事業量		
	平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
公営住宅建替(栄町)	1棟2戸	2棟4戸	2棟4戸	—
公営住宅改善(向陽町)	—	1棟4戸	1棟2戸	2棟10戸

## 2) 住宅改修支援事業

## 《総合ケアセンター・地域包括支援センター・町国保病院・建築士会》

## 【事業内容】

建築士・理学療法士、ケアマネジャー・福祉担当者等による住宅改善支援チームが訪問し、高齢者等の身体状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修相談、費用の概算見積もり、施工方法の助言などを行っています。

また、理学療法士や建築士からの専門的な助言の下に、住宅改修を行っているため、転倒防止や要介護状態の悪化の防止など、介護予防面においても効果の高い事業となっています。

## 【事業計画】《継続》

- 毎年、建築士会の協力の下、実施している本事業は、本計画における「協働」事業の柱の一つでもあることから、継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
住宅改修支援事業	相談件数(件)	21	25	25	25

## 3) 住宅改修費助成事業《総合ケアセンター》

## 【事業内容】

本事業は、市町村民税が非課税の低所得世帯を対象に、要介護認定者に対する住宅改修（限度額20万円）の上乗せ部分、一般高齢者世帯に対する住宅改修と対象者が分かれています。近年はひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯の増加により、住宅改修の需要が増えている傾向にあります。

平成21年度から国の社会資本整備交付金（補助率50%）を活用して事業を実施しています。

## 【事業計画】《継続》

- ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯が増えてきており、住宅改修の需要も増える傾向にあることから、今後も事業の周知に努めるとともに、本事業を継続して実施します。
- 町全体の定住・住宅施策の検討を行っており、現行制度は維持しつつも住宅施策の一環の中で推進を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
住宅改修費助成事業	助成件数(件)	3	6	6	6

## 2 高齢者の住まいに関する相談体制の整備

### (1) 住まいの相談支援 《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

居住支援協議会事務局（総合ケアセンター）及びあんしんサポートセンターでは、住み替え相談や入居における契約や各種手続きなど、「住まいの相談支援」を行っています。

#### 【事業計画】《継続》

- 「住まいの相談支援」の事業内容を多くの町民に周知し、居住支援協議会構成団体間の連携及び情報共有による相談支援体制の強化を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
住まいの相談支援	相談件数(件)	3	6	6	6

### (2) 高齢者が入居しやすい住まいづくり

#### 《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

居住支援協議会において、高齢者など住宅確保の困難な人が空き家や民間賃貸住宅へ入居しやすい方策等について検討を行っています。

あんしんサポートセンターにおいて、平成28年11月から見守りと家財整理や葬儀費用の費用補償する「あんしんすまい保証サービス事業」、平成29年7月から葬儀や家財整理だけでなく、死後の事務を代行する「死後事務委任契約事業」を実施しています。

#### 【事業計画】《充実》

- あんしんサポートセンターの権利擁護事業、生活支援事業、住まい支援事業について、高齢者等への周知とあわせ、事業活用に向けた不動産事業者や相談支援関係者への周知を図ります。
- 居住支援協議会における新たな事業創設に向けた協議や施策の推進、国庫補助事業の活用など、住宅の貸主が高齢者等に住宅を貸しやすく、また借主が入居しやすい住まいづくりを行います。

### 3 住まいの場として特別養護老人ホームの整備

#### (1) 特別養護老人ホームの整備《総合ケアセンター》

##### 【事業内容】

- 現行の介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム：定員50人：町営）を地域密着型介護老人福祉施設（小規模の特別養護老人ホーム）として定員を増やさずに2か所に分けた整備を行い、1か所目を「清流の里」に併設して定員20人の小規模特別養護老人ホームを整備する計画で社会福祉協議会との協議を進めてきましたが、介護人材不足などにより平成29年度中の開設は困難な状況となりました。
- 第7期計画期間中は新たな人材確保施策を中心に推進し、第8期に小規模特別養護老人ホームを整備する方向で協議を進めます。

##### 【事業計画】《継続》

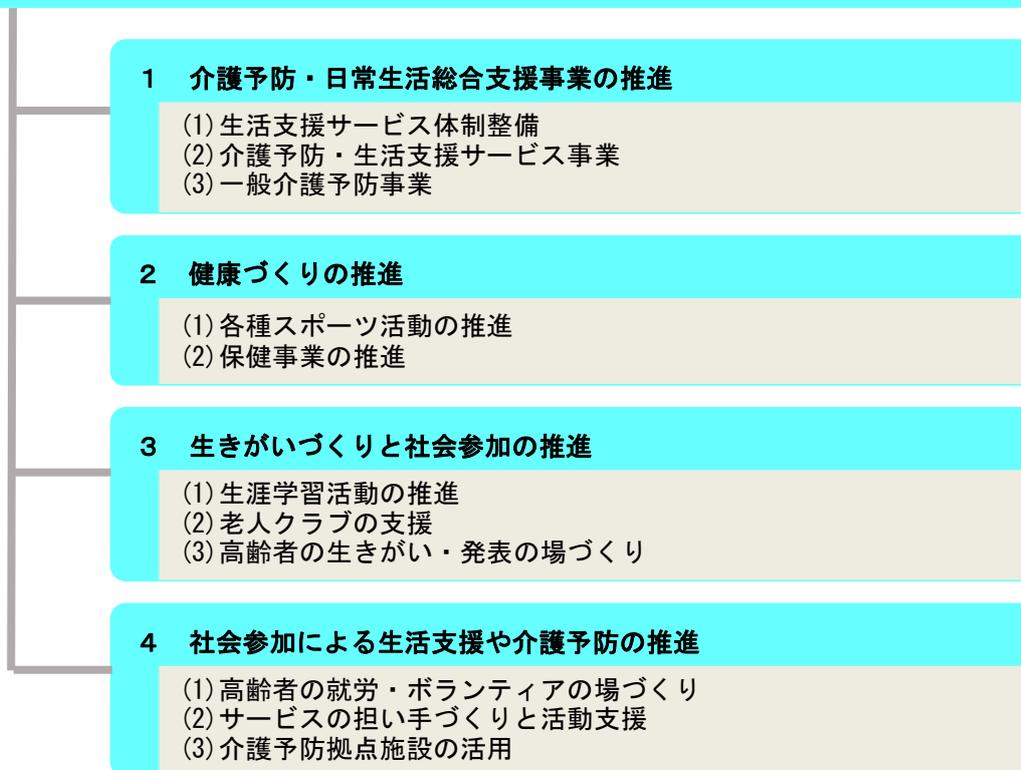
- 本別地区「清流の里」に併設して社会福祉協議会の運営により小規模特養を整備する方向で協議を進め、平成32年度（2020年度）の工事着手、平成33年度（2021年度）の開設に向けた協議を進めます。
- 供用開始初年度は1ユニット（10床）、2年目以降に2ユニット（20床）での段階的な開設を検討します。
- 1か所目の小規模特養の整備により、現行の特別養護老人ホームの定員を50人から30人に減員し、2か所での事業運営を行う予定です。
- 2か所目の小規模特養の整備は今後の状況をみながら検討を進めます。

#### (2) その他の介護・居住施設整備の考え方《総合ケアセンター》

- 養護老人ホームは高齢者向け住宅への転換を図る方向で検討を行い、仙美里地区及び勇足地区への新たな高齢者向け住宅の整備とあわせて、養護老人ホームの終期を検討します。
- その他の介護施設、グループホームなどの居住施設の基盤整備は、第7期期間中には行いません。

## 第3節 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する

### 基本目標3 本別で夢や生きがいを持ち、健康で活躍する



### 1 介護予防・日常生活総合支援事業の推進

団塊の世代が後期高齢者になる平成37年（2025年）に向けた地域包括ケアシステムの構築においては、「介護予防」と「生活支援」は欠かせない要素です。高齢者が自分らしく地域で暮らし続けるためには、地域や家庭の中で何らかの役割を持ちながら生活することが大切であり、たとえ要介護状態になっても誰かの役に立ちたいという高齢者の思いを実現することが「介護予防」において重要な視点となります。

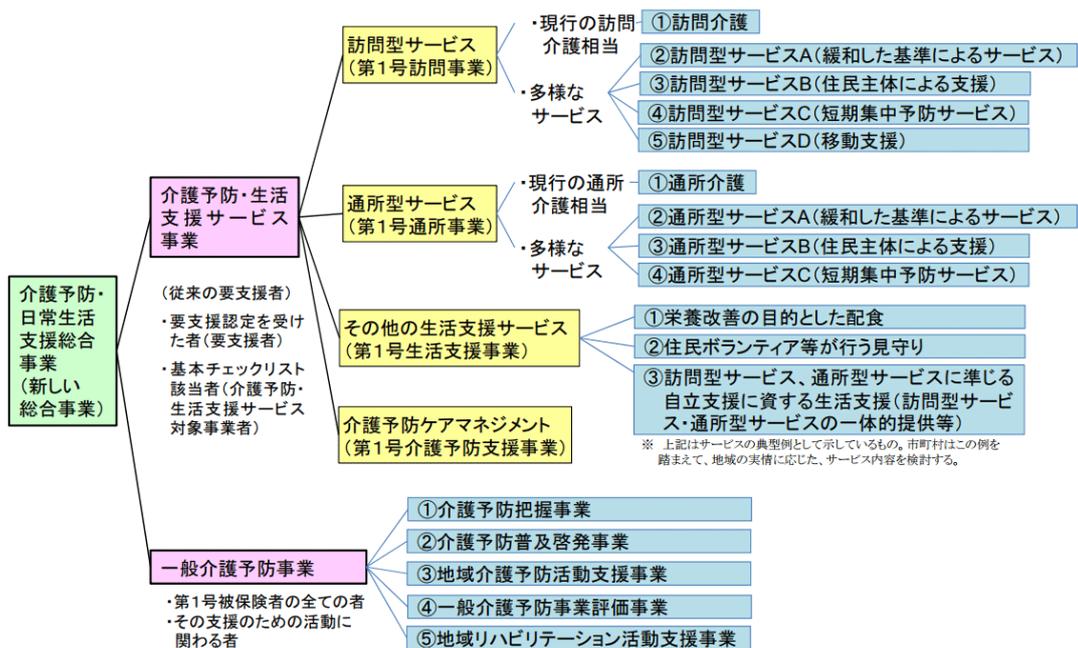
高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる住民主体の介護予防活動を地域につくることで、住民同士の支え合いの体制を構築することが必要です。

介護予防給付で実施していたサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」については、「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」で実施することとなり、本町では平成28年3月に移行しています。

「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分かれます。「要支援者」はケアマネジメントを行い、総合事業によるサービスと予防給付によるサービスを適切に組み合わせてサービスを利用することになります。

また、介護予防事業は一次予防と二次予防の区別がなくなり、一般高齢者を対象に含めた「一般介護予防事業」として事業を推進します。

■新しい介護予防・日常生活支援総合事業の事業体系



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン概要」

元気な高齢者ができる限り元気でいること、病気や身体機能の低下があっても重症化を防ぐことは重要です。そのため、介護予防や生活支援の取組を通じて、高齢者の自立支援及び重度化を防止するため、以下の取組目標を設定します。

■高齢者の自立支援と重度化防止の取組目標

区分	取組内容	目標			
		平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	
一般介護予防事業の推進	高齢者の運動器機能の向上、認知症予防及び口腔機能の向上を図るため、「元氣いきいき教室」を開催します。	1,560	1,560	1,560	
包括的なケアマネジメントの推進	包括居宅定例会議において、ケアマネジメントに関する情報共有や、困難事例に対する支援や指導を行い、ケアプラン作成技術の向上を図ります。	50	50	50	
		「オレンジ会議」開催回数(回)	4	4	4
		「防火査察後連絡会議」開催回数(回)	2	2	2
		「相談担当者会議」開催回数(回)	12	12	12
	個別事例を通じた多職種協働による利用者支援を目的として「地域ケア会議」を開催します。	1	1	1	

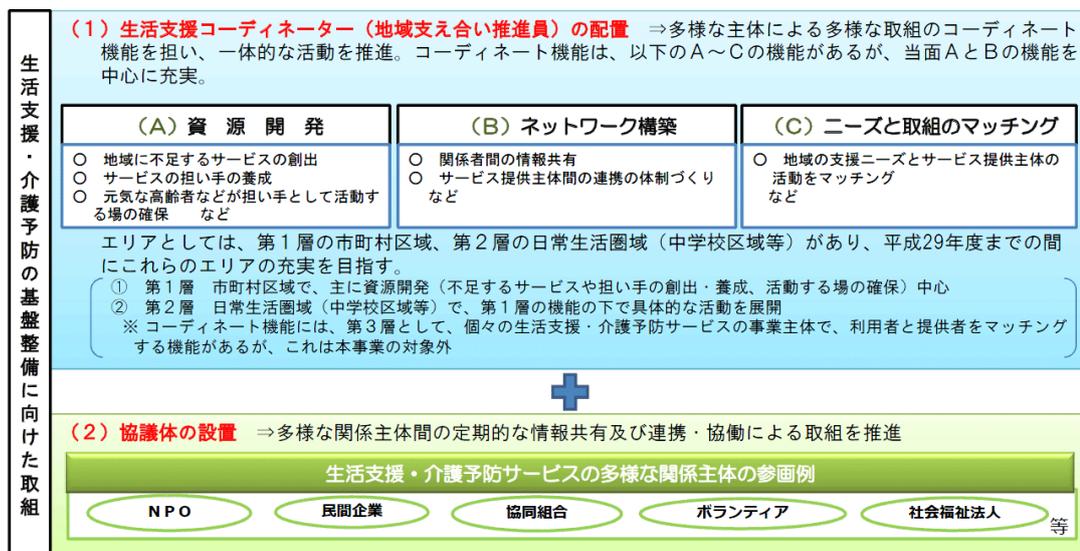
## (1) 生活支援サービス体制整備《総合ケアセンター、社会福祉協議会》

### 【事業内容】

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を社会福祉協議会に1人配置し、町としての活動方針に基づいて、生活支援サービスの充実に向けた地域資源や利用者ニーズの把握を行っています。

協議体については関係者間での構成を基本として、地域資源の洗い出しや新たなサービス創設や地域資源の開発に向けた検討を行い、必要時に有識者やサービス提供事業者の方々に参画していただくようにしています。

### ■生活支援コーディネーターと協議体の機能



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン概要」

### 【事業計画】《充実》

- 本町の社会資源や現状の福祉サービスから総合事業の多様なサービスとなる、新たなサービスの構築を行います。

区分	現状	整備量・事業量			
		平成29年度見込み	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
生活支援コーディネーター	配置数(人)	1	1	1	1

## (2) 介護予防・生活支援サービス事業《総合ケアセンター》

### 1) 訪問型サービス

### 【事業内容】

平成28年3月から、従来の介護予防訪問介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の訪問型サービスとして提供しています。

## 【事業計画】《継続》

- 現在は、「従来の訪問介護相当サービス」のみ実施しています。本町での生活支援サービス（やすらぎ支援事業、安心生活創造事業）や地域活動の掘り起こしを行い、基準緩和型のサービスに移行できるものがあれば、協議体での検討を行い、新しいサービス創設に向けた検討を行います。

## ■参考：訪問型サービスに該当する本別町のサービス

サービス種別	本別町のサービス	対象者と事業内容	サービス提供者
①訪問介護 (従来の訪問介護相当)	サービス提供中	要支援認定者、総合事業対象者、 ・家事支援、身体介護の提供	①社協 ②きらり
②訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	なし		
③訪問型サービスB (住民主体による支援)	なし		
④訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	なし		
⑤訪問型サービスD (移動支援)	なし		

## 2) 通所型サービス

## 【事業内容】

平成28年3月から、従来の介護予防通所介護と同等のサービスを介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービスとして提供しています。

## 【事業計画】《継続》

- 現在は「従来型の通所介護相当サービス」のみ実施しています。本町では自治体や在宅福祉ネットワーク等でのサロン活動など、様々な取り組みがされていることから、基準緩和型サービスへの移行はしていませんが、今後、地域資源の掘り起こしを行って行く中で、基準緩和型のサービスに移行できるものがあれば、協議体での検討を行い、新しいサービス創設に向けた検討を行います。

## ■参考：通所型サービスに該当する本別町のサービス

サービス種別	本別町のサービス	対象者と事業内容	サービス提供者
①通所介護 (従来の通所介護相当)	サービス提供中	要支援認定者、総合事業対象者、 ・デイサービスセンターなどで行われる機能訓練等	社協
②通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	なし		
③通所型サービスB (住民主体による支援)	なし		
④通所型サービスC (短期集中予防サービス)	なし		

### 3) 介護予防ケアマネジメント

#### 【事業内容】

要支援・要介護認定への移行や要介護状態になることを予防するため、予防給付や総合事業、通所型予防事業（元氣いきいき教室）利用者に対して、介護予防プランの作成、事業実施後の評価等、介護予防ケアマネジメントを行っています。

平成28年3月から新しい総合事業への移行に伴い、新たな相談の枠組み、ケアマネジメントを開始しています。現在、介護予防・生活支援サービス事業は、予防給付相当サービスで移行しているため、予防給付利用者と同等の「原則的な介護予防ケアマネジメント」を実施し、重症化予防に向け支援を継続しています。

法律的義務はありませんが、要支援・要介護認定への移行予防の観点から、元氣いきいき教室利用者にも簡易的なケアマネジメントを実施し、定期的なモニタリングにより生活支援や対応策を検討、共有するなど、介護予防の段階に応じた継続的な支援を行っています。

#### ■介護予防ケアマネジメント体制の概要

	予防給付利用者 (要支援認定者)	総合事業利用者※1 (要支援・事業対象者)	元氣いきいき教室利用者※2 (一般介護予防事業)
ケアプラン作成時期	初回・更新・変更時		初回時
ケアマネジメント概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低3か月に2回の訪問、実態把握</li> <li>・毎月のモニタリング</li> <li>・6～12か月に1回の定期評価</li> <li>・給付管理の実施</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・半年に1回程度、教室スタッフとのモニタリング</li> <li>・適宜、相談訪問支援</li> </ul>

※1：介護予防訪問介護（通所）相当サービス利用者

※2：元氣いきいき教室利用者は法律的にケアマネジメント実施義務はありません

#### 【事業計画】《継続》

- 総合事業における新たなサービスが創設された場合は、それに応じた相談、ケアマネジメント体制を整備するとともに、今後も介護予防の段階に応じた継続的なケアマネジメントを実施します。

## (3) 一般介護予防事業

### 1) 介護予防把握事業《総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を活用し、関係機関等による情報共有や訪問による状況把握等の方法により、支援を必要とする高齢者を早期に把握し、介護予防活動へつなげています。

#### 【事業計画】《継続》

- 「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を活用し、介護予防リスクの高い高齢者を把握し、必要に応じて介護予防事業につなげます。

- 関係機関等による情報共有や訪問による状況把握等により、支援を必要とする高齢者の把握を行います。

## 2) 介護予防普及啓発事業《健康管理センター》

### 【事業内容】

介護予防に関する基本的知識の普及・啓発を目的に、パンフレット等の作成及び配布や地域の実情に応じて講座の開催を通じ、住民一人ひとりの主体的な介護予防活動を支援していく事業です。地域の老人クラブやサロンに出向き、介護予防の講話や介護予防サービスの紹介、レクリエーション等実施しています。（平成28年度は18回実施）

### 【事業計画】《継続》

- 介護予防に関する基本的な知識の普及・啓発を推進します。

## 3) 地域介護予防活動支援事業

### ①介護予防に資する多様な地域活動組織の育成・支援《健康管理センター》

### 【事業内容】

年齢や心身の状態等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも参加できる介護予防活動の地域展開を目指し、介護予防に資する住民主体の通いの場等のボランティア活動を育成、支援する事業です。

本町では、自治会や地域の協力員が認知症予防教室を企画し、ゲームや調理実習等を実施しており、運営を支援しています。（平成28年度は8か所に28回実施）

### 【事業計画】《継続》

- 今後も定期的に自主的な活動を支援します。

### ②通所型介護予防事業（元いきいき教室）

《総合ケアセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

### 【事業内容】

要支援・要介護状態への重症化予防を目的に、介護認定申請前の虚弱高齢者（基本チェックリスト該当者）を対象に、平成18年から社会福祉協議会に委託し、町内4か所で毎週実施しています。

運動機能向上や認知症予防を中心としたプログラムを実施し、介護認定への移行予防につながっています。また、町内歯科医院や歯科衛生士の協力を得て、平成23年から毎年5～10月に口腔機能向上プログラムを実施しています。継続的に実施することで、利用者の口腔ケアへの意識が向上し、心身の状態の維持改善につながっています。

【事業計画】《継続》

- 「元氣いきいき教室」を継続的に実施するとともに、活動の周知・広報により参加者の拡大を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度見込み	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
元氣いきいき教室	延参加者数(人)	1,550	1,560	1,560	1,560

4) 一般介護予防事業評価事業《総合ケアセンター》

【事業内容】

事業が適切かつ効率的に実施されたか、原則として年度ごとに事業評価を行っています。平成29年度は「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」を実施し、一般高齢者及び要支援認定者の介護予防リスクの評価を行っています。

【事業計画】《継続》

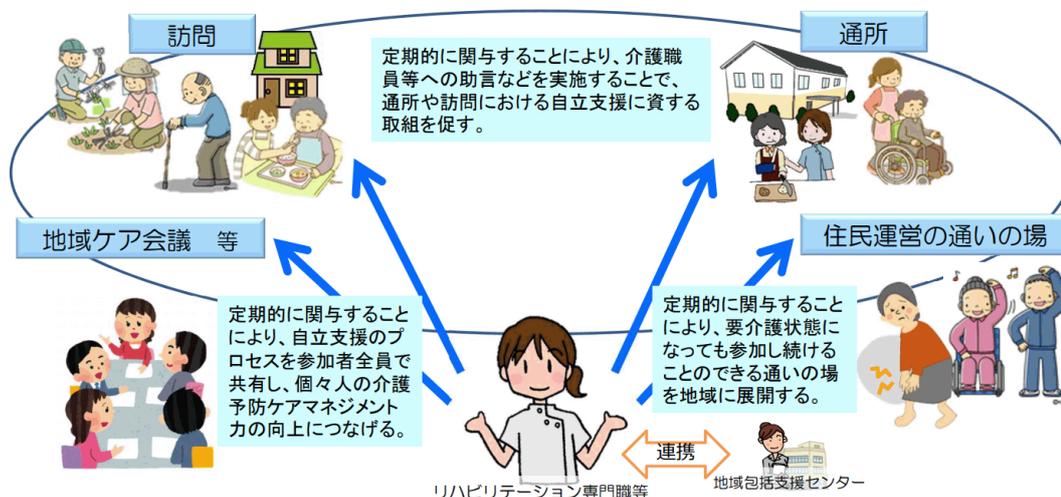
- 高齢者の実態を調査するとともに介護予防リスクの評価を行うため、制度改正及び計画見直し時にアンケート調査を実施します。
- アンケート調査結果は「見える化システム」等を用いてマクロ評価を行うとともに、介護予防リスクのある高齢者に対して自立支援を行います。

5) 地域リハビリテーション活動支援事業《総合ケアセンター》

【事業内容】

地域における介護予防の取組を機能強化するために通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議、住民運営の集いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進していく事業です。

■ 地域リハビリテーション活動支援事業のイメージ



資料：厚生労働省「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン概要」

## 【事業計画】《継続》

- リハビリテーション専門職による通所型サービスのスタッフへの研修を実施します。
- リハビリテーション専門職を講師として、あんしんサポートセンターのフォローアップ研修を実施します。

## 2 健康づくりの推進

### (1) 各種スポーツ活動の推進

#### 1) 各種スポーツ活動《教育委員会社会教育課》

## 【事業内容】

町内にある各種スポーツ施設は、高齢者の健康・体力づくり、趣味や生きがいの場として多くの人に利用されています。

平成25年度から「義経の里スポーツフェスティバル」、平成29年度から1週間を運動に取り組む強化週間「ほんべつ健康ウィーク」として、体育施設の無料開放やラジオ体操、ディスコン大会、運動体験教室などを開催しています。

## 【事業計画】《継続》

- スポーツやレクリエーションは、健康保持や体力増進、生きがいや生活に潤いをもたらすとともに、町民相互のふれあいや連帯感を醸成し、人間性を豊かにします。今後も、スポーツ施設の活用や運動教室のほか、子どもから高齢者までの各世代が交流できる場の提供が必要であり、各事業PRを積極的に行うなど今後も事業を継続します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ほんべつ健康ウィーク	参加者数(人)	-	1,000	1,000	1,000
	施設利用者数 (人)	-	3,000	3,000	3,000
義経の里スポーツフェスティバル	参加者数(人)	200	200	200	200

#### 2) 銀河アリーナ《教育委員会》

## 【事業内容】

高齢者等の福祉の増進と町民スポーツ文化の振興を図る施設として平成5年に開館し、平成18年度から体育施設の一元管理を図るため、教育委員会に施設を移管しました。特に冬季間のスポーツ施設として小・中・高校のスポーツクラブ活動から高齢者のゲートボールなど、幅広い年代から活用されています。

【事業計画】《継続》

- 冬季間のゲートボール場として、高齢者の健康増進に大きく貢献していることから、引き続き健康づくり、生きがいつくりの場として活用を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
銀河アリーナ	利用者数(人)	6,676	8,000	8,000	8,000

## (2) 保健事業の推進

### 1) 健康診査《健康管理センター》

【事業内容】

基本健康診査や各種がん検診、脳ドックなど、疾病の早期発見・治療のため健康診査を実施しています。

健診ガイドブックの作成・配布、未受診者を対象としたアンケート調査を行い、受診勧奨を行っています。また、冬期間に健診日を増やすなど受診機会の拡大、通院先で情報提供できる体制整備を行っていますが、受診率はまだ高くありません。

「がん検診推進事業」によるクーポン券配布の対象年齢が限定されたため、平成29年度より「がん検診推進事業」による子宮がん・乳がん検診のクーポン券を廃止しましたが、大腸がんのクーポン券は配布しています。

【事業計画】《継続》

- 後期高齢者の健康増進のため、希望する対象者が健診を受けられるよう周知を行います。
- がん検診受診率向上のため、周知・啓蒙活動を行います。

#### ア 後期高齢者健診（75歳以上）

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
後期高齢者健診	受診者数(人)	90	90	90	90

#### イ がん検診

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
胃がん検診	受診者数(人)	400	400	400	400
大腸がん検診		520	520	520	520
肺がん検診		800	800	800	800
子宮がん検診		240	200	200	200
乳がん検診		220	200	200	200

## ウ その他の検診

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
脳ドック	受診者数(人)	130	130	130	130

## 2) 健康教育《健康管理センター》

## 【事業内容】

医師・保健師・栄養士等により、疾病予防・健康管理・食生活改善・心の健康づくりなどをテーマに、自治会や老人クラブ、各種団体を単位とした集団健康教育を開催しています。

40～64歳の健康教育は職域及び自治会からの依頼により実施しており、年度により参加人数にばらつきがあります。65歳以上については、介護予防普及啓発事業として実施しているため、参加人数は順調に推移しており、生活習慣病の予防と重症化を防ぐために、自らの身体に対する理解が深められセルフケアが向上される支援となっています。

## 【事業計画】《継続》

- いつまでも健康で人生を楽しめるよう、若い頃からの生活習慣病予防のための学習機会を設けます。
- 食事、運動、歯科保健、こころの健康などについても継続して取り組みます。

区 分			現状	整備量・事業量		
			平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
集団健康 教育	40～64歳	実施回数(回)	5	6	6	6
		参加人数(人)	100	100	100	100
	その他の 年齢	実施回数(回)	18	10	10	10
		参加人数(人)	320	300	300	300

## 3) 健康相談《健康管理センター》

## 【事業内容】

健康管理センター等での定例健康相談のほか、要望のある自治会や団体に対して、心身の健康相談・血圧測定・体重測定・尿検査等を実施しています。

こころの相談については、従来は月1回の「こころのほっと相談」として年12回実施していましたが、利用希望者の増加があり回数を年24回に増やして実施しています。

## 【事業計画】《継続》

- 総合相談とこころの相談を開設し、町民の悩みや健康課題の解決を支援します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
総合相談	回数(回)	75	70	70	70
こころの相談	回数(回)	24	12	12	12

#### 4) 訪問指導《健康管理センター》

##### 【事業内容】

健診の要指導者や初期認知症・虚弱・慢性疾患患者等の要注意者やその家族を対象に、保健師や栄養士が家庭を訪問し、生活習慣病予防のためのフォローアップ、療養や介護についての指導を実施しています。

##### 【事業計画】《充実》

- 40～64歳の訪問指導は、生活習慣病予防活動の中でも重要な位置付けとして、健診結果に基づいた要指導者を主な対象とし、国保の多受診・頻回受診者、高額療養者など、健康相談や電話での保健指導など他の手法と組み合わせて実施します。
- 65歳以上が対象の訪問指導は、一般介護予防事業として、介護を有する状態にならないよう生活習慣病の重症化予防や閉じこもり、うつ病、認知症の相談・指導を実施します。
- 国保データベースシステム、及び糖尿病重症化のリスクの高い人に優先的に関わり、予防を強化します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
健康増進事業	実人数(人/年)	40	40	40	40
	延人数(人/年)	40	50	50	50
一般介護予防事業	実人数(人/年)	80	80	80	80
	延人数(人/年)	100	100	100	100

#### 5) 感染症対策《健康管理センター》

##### 【事業内容】

高齢者に対するインフルエンザの感染を防ぎ、疾病予防や重症化を防止するために予防接種を行っています。

肺炎球菌ワクチンは平成26年10月から、任意接種から定期接種に変更し、予防接種を行っています。

## 【事業計画】《継続》

- 医療機関と連携しながら、インフルエンザや肺炎球菌の予防接種の勧奨を行います。
- 高齢者肺炎球菌ワクチンは新規に65歳となる人を対象に周知を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
インフルエンザ予防接種	被接種者数 (人)	1,570	1,600	1,600	1,600
肺炎球菌予防接種	被接種者数 (人)	80	100	100	100

### 3 生きがいづくりと社会参加の推進

#### (1) 生涯学習活動の推進（義経教室）《教育委員会社会教育課》

## 【事業内容】

教養の向上や生きがいに満ちた高齢期を過ごすため、高齢者教室と成人大学いきいき講座を統合した「義経教室」として、町内3地区（本別・勇足・仙美里）で教室を開催しています。

義経教室の受講生の多くは70歳代、80歳代で占められており、受講生個々の教室への参加目的は多岐にわたりますが、多くの人は外出の機会、交流の機会、軽スポーツを楽しむ機会などを求めて参加しています。また、十勝東北部高齢者の集いも義経教室受講生を中心に参加し、他町との交流親睦を深めています。

## 【事業計画】《継続》

- 受講生が心身とも健康で充実した、生きがいのある豊かな生活ができるように位置付けて事業を推進します。
- 受講生が参加しやすく楽しいプログラムや、健康、交流を中心に、世代を超えてふれあえる内容を講座の中に取り入れて色々な学びの機会を提供します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
義経教室	開催回数(回)	21	20	20	20
	延参加人数(人)	380	400	400	400

## (2) 老人クラブの支援 《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

### 【事業内容】

高齢者が身近な地域で社会奉仕やスポーツ・趣味など、様々な生きがい活動を行う場として、町内に10の老人クラブと単位クラブを統括する老人クラブ連合会が組織されています。また、リーダー養成のための講座の開催や、十勝地区老人クラブ連合会主催の研修会へ参加し、学習と交流を深めています。

### 【事業計画】《継続》

- 単位老人クラブ及び老人クラブ連合会は、生きがい活動や介護予防に資する高齢者の自主的な活動の担い手であることから、引き続き活動を支援します。
- 老人クラブ加入率向上を図るために必要な人策について検討を行うとともに、活動内容の周知を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
老人クラブ	会員数(人)	402	400	400	400

## (3) 高齢者の生きがい・発表の場づくり

### 1) 生きがいクラブへの支援 《総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

本町には、民謡、舞踊、手芸、陶芸の4つの生きがいクラブがあり、高齢者が生きがいを自ら見出し、自己実現につながるような活動を促進しています。

現在は、民謡8人、陶芸9人、いずれも老人福祉センター（陶芸は陶芸センター）で活動を行っています。舞踊及び手芸については、指導者・会員がなく休止となっています。

#### 【事業計画】《継続》

- 広報活動の充実、各種イベントでの活動成果を発表する機会を活用して、クラブ活動の周知、新たな会員の加入促進を図ります。
- 生きがいクラブは、高齢者の生きがいや自己実現のために必要な活動であることから、各クラブ活動を継続して支援します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
生きがいクラブ	講座数(講座)	2	2	2	2

## 2) 高齢者運動会《社会福祉協議会》

## 【事業内容】

高齢者相互の交流・親睦と健康づくりの場として、毎年10月上旬に町体育館で開催しています。

運動会の運営に中高生や地域ボランティアが参画し、世代間交流が図られています。

## 【事業計画】《継続》

- 高齢者が参加しやすい環境をつくるため、老人クラブ連合会との協議により、内容、体制などについての検討・見直しを行い、事業を継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
高齢者運動会	開催回数(回)	1	1	1	1
	参加者数(人/年)	90	90	95	100

## 3) 高齢者文化祭・高齢者作品展《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

## 【事業内容】

高齢者相互の交流・親睦と日頃行っている民謡、舞踊などの芸能発表や技能向上の場として「高齢者文化祭」を毎年3月上旬に中央公民館で開催しています。

また、高齢者の豊かな知識と経験、技能を伝承し地域文化の活性化につなげ、「創造意欲・技術の向上」を図る目的で「高齢者作品展」を1週間の展示期間で開催し、最終日の日曜日に高齢者文化祭と重なるように実施しています。

## 【事業計画】《継続》

- 「町」「社協」「老人クラブ連合会」の協働により高齢者の文化活動を推進し、高齢者の生きがいづくり、発表の場としての「高齢者文化祭」、「高齢者作品展」を継続して開催します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
高齢者文化祭	開催回数(回)	1	1	1	1
	参加者数(人)	186	180	180	180
高齢者作品展	出展者数(人)	192	100	100	100

## 4 社会参加による生活支援や介護予防の推進

### (1) 高齢者の就労・ボランティアの場づくり

#### 1) 高齢者就労支援センター事業《社会福祉協議会》

##### 【事業内容】

働く意欲のある高齢者の生きがいや健康保持、また、豊かな経験と能力を活かせる臨時・短期的な就労の場として、社会福祉協議会（高齢者就労センター）が事業を行っています。（就労内容：除雪、草刈り、庭木剪定、農作業等）

##### 【事業計画】《継続》

- 定年退職者や前期高齢者、生活困窮世帯で働く意欲のある人など、会員の確保や就労の場の開拓に取り組みます。
- 会員数が減少傾向にあるため、就労会員、社会福祉協議会、町担当部局（総合ケアセンター）の3者により、就労内容や組織のあり方についての検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
高齢者就労支援センター	登録会員数 (人)	28	30	30	30
	就労者数(人)	3,021	3,000	3,000	3,000

#### 2) ボランティア活動《社会福祉協議会》

##### 【事業内容】

地域でボランティア活動を行っている各種団体と連携を図りながら、いつでも誰でも参加できるボランティア活動の拠点づくりを行うため、あいの里交流センターに「ボランティアセンター」を設置しています。

健康ダンス、ふまねっと、絵手紙など、ボランティア講座から生まれたサークル活動が定例的に行われています。

また、平成28年度からは福祉教育・啓蒙・人材確保の一環として、中学生と高校生を交えたボランティア養成講座を開催しています。

##### 【事業計画】《継続》

- 地域におけるボランティア活動のニーズを把握し、具体的な活動につながる養成講座を開催します。
- ボランティア活動拠点としての「あいの里交流センター」の周知と活用、ボランティア活動内容の充実に取り組みます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ボランティア登録 (団体)	団体数(団体)	16	16	17	18
ボランティア登録 (個人)	人数(人)	7	10	15	20
ボランティア講座	開催回数(回)	2	2	2	2

## (2) サービスの担い手づくりと活動支援

### 1) あんしんサポートセンター《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

平成25年3月に地域住民の様々な生活課題に関する初期相談から各種支援サービスを一体的に提供するため、「あんしんサポートセンター」を設置しました。

地域住民が身近に相談できるよう社会福祉協議会の事務所である「総合ケアセンター」と地域活動拠点である「あいの里交流センター」の2か所で相談対応を行っています。

月1回のケース会議、3か月に1回の行政合同会議、年1回の運営委員会を開催し、サービス利用者の情報共有、支援内容及び事業内容の検討を行っています。

#### 【事業計画】《継続》

- 町民及び福祉サービス事業所に対するあんしんセンターの事業内容周知に努め、関係機関との連携による支援体制整備、支援の充実を図ります。
- 新たな生活課題に対する対応や新たなサービスの検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
あんしんサポートセンター	相談件数(件)	71	100	100	100
	登録者数(人)	66	68	70	72

### 2) 在宅福祉ネットワーク活動《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

平成5年から、「ひとりの不幸も見逃さない」をスローガンとして、地域住民が安心して生活ができることを目的に、自治会の福祉部が中心となり、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人を対象に住民同士の支え合い活動を行うため、37自治会・30ネットワークの組織化が図られています。

日常的な「見守り活動」、「生活支援活動」、「除雪活動」、「地域サロン活動」、「災害時支援活動」の5項目の活動項目を掲げ、各組織の創意工夫による活動を展開しています。

また、平成8年に「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」を設置し、年2回の情報交換・交流会を開催し、ネットワーク活動の充実・強化、互助による地域福祉の推進を図っています。

**【事業計画】《継続》**

- 在宅福祉ネットワークを組織している自治会への助成、活動実績にあわせた助成を継続して行います。
- 個々の在宅福祉ネットワークや連絡協議会への活動支援により、本別ならではの地域福祉活動の推進を図ります。
- 未組織地域（自治会）に対する情報提供を行い、組織化に向けた支援や地域福祉活動の向上に対する支援を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度見込み	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)
在宅福祉ネットワーク活動	ネットワーク数(組織数)	30	31	31	32
在宅福祉ネットワーク連絡協議会	情報交換・交流会(回数)	1	1	1	1

### (3) 介護予防拠点施設の活用

#### 1) 介護予防拠点施設《総合ケアセンター》

**【事業内容】**

地域の介護予防や地域の拠点施設として、本別地区17施設、勇足地区5施設、仙美里地区6施設の28施設を介護予防拠点施設と位置付け、それぞれの地域の特性を活かし、在宅福祉ネットワーク活動や老人クラブ活動、世代間交流、趣味・生きがい活動などの有効活用が図られています。

また、利用者の使いやすい施設となるよう、国・道の交付金を活用しての施設改修を行っています。

■ 介護予防拠点施設一覧

日常生活圏域名	No.	施設名称	住所
本別	1	中央公民館	北1丁目4番地27
	2	総合ケアセンター	西美里別6番地15
	3	老人福祉センター	北1丁目4番地27
	4	老人生きがい陶芸センター	北1丁目4番地27
	5	ふれあい交流館	向陽町23番地1
	6	世代交流館	南4丁目1番地
	7	健康管理センター	北6丁目11番地4
	8	北地区交流センター	北8丁目3番地2
	9	東児童館	向陽町23番地1
	10	栄町児童館	栄町70番地2
	11	本別生活館	柏木町66番地1
	12	上本別生活館	上本別22番地5
	13	南地区集会所	南2丁目5番地1
	14	新町集会場	新町19番地4
	15	共栄集会場	共栄9番地34
	16	美里別中地区集会場	西美里別262番地2
	17	西美里別地区集会場	西美里別86番地5

日常生活圏域名	No.	施設名称	住所
勇足	18	勇足地区公民館	勇足元町 21 番地 1
	19	勇足生きがい館	勇足元町 6 番地 1
	20	押帯地区集会場	押帯 182 番地 4
	21	上押帯地区集会場	押帯 426 番地 18
	22	美帯地区集会場	美蘭別 273 番地 14
仙美里	23	仙美里地区公民館	仙美里元町 166 番地 19
	24	美里別地区公民館	美里別 440 番地 8
	25	仙美里コミュニティセンター	仙美里元町 166 番地 1
	26	西仙美里地区集会所	西仙美里 72 番地 6
	27	新明台地区集会場	西仙美里 328 番地 2
	28	美里別西上地区集会場	西美里別 494 番地 3

## 【事業計画】《継続》

- 介護予防や地域福祉活動拠点施設として、多くの人に利用されていることから、世代間交流、老人クラブ活動、地域住民主体の介護予防事業など、引き続き積極的な活用を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
ふれあい交流館	利用者数(人)	9,200	9,200	9,200	9,200
世代交流館		950	950	950	950
勇足生きがい館		1,390	1,390	1,390	1,390
老人福祉センター		2,500	2,500	2,500	2,500

※総合ケアセンター所管施設のみ

## 第4節 住み慣れた本別で安心して生活する

### 基本目標4 住み慣れた本別で安心して生活する

#### 1. ひとり暮らしになっても大丈夫

- (1) ひとり暮らしを支える見守り・生活支援

#### 2. 認知症になっても大丈夫

- (1) 認知症への理解づくり
- (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- (3) 認知症の人の介護者支援の充実
- (4) 認知症の人にやさしい地域づくり

#### 3. 要介護状態になっても大丈夫

- (1) 地域包括支援センターの機能強化
- (2) 地域ケア会議

#### 4. 災害が発生しても大丈夫

- (1) 避難行動要支援者に対する支援体制の推進
- (2) 福祉避難所の機能強化

#### 5. 医療と介護の連携強化

- (1) 地域連携室の設置
- (2) 在宅医療・介護連携推進事業
- (3) 医療体制の整備

#### 6. 地域での支え合いの推進

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 関係団体の連携強化・活動支援
- (3) 包括的な支援体制の整備

#### 7. その他

- (1) 生活支援サービスの充実
- (2) 生活基盤整備の促進

# 1 ひとり暮らしになっても大丈夫

## (1) ひとり暮らしを支える見守り・生活支援

### 1) 緊急通報システム《総合ケアセンター・消防署》

#### 【事業内容】

おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者（高齢者夫婦世帯であっても状況によっては対象）のうち、要介護認定者や心疾患などの虚弱高齢者を対象として、地域包括ケア会議（サービス調整部会）による判定を経て、無料で緊急通報機器の設置・貸与を行っています。

緊急押しボタンによる緊急通報のほか、あいさつボタンによる安否確認、人感センサーによりリアルタイムでの状態確認ができ、異常時にはコールセンターによる安否確認や家族への連絡を行います。

緊急時の対応、人感センサーによる見守りなど、ひとり暮らしの孤独感や不安感の解消のみならず、離れた家族にとっても安心して生活ができるシステムとなっています。

#### 【事業計画】《継続》

- 自治会や民生委員の協力をいただき、緊急通報装置が必要な人へ周知を図るとともに、居宅介護支援事業所と協働で機器が必要な高齢者と家族に対する説明を行い、利活用に努めます。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
緊急通報電話機	保有台数(台)	100	100	100	100
	貸与者(人)	70	75	80	85

### 2) 除雪サービス《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

65歳以上のひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯、重度心身障がい者世帯を対象（同じ自治会に家族等が在住している人は除く）に外出するための通路の除雪、火災防止のために必要な場所の除雪を民生委員の意見を参考に対象者を決定し、無料で除雪サービスを実施しています。

市街地区は、高齢者就労センターへの業務委託による手作業での除雪、農村地区は町除雪車による除雪を行っています。

#### 【事業計画】《継続》

- 自治会（在宅福祉ネットワーク）で実施していただいている福祉除雪との連携・情報共有を図り、町による福祉除雪を現状維持で継続します。
- 対象世帯の増加と家族や地域による除雪力の減少が見込まれます。また、高齢者就労セ

ンター就労者数の減少により、受託世帯数の減少が見込まれるため、自治会（在宅福祉ネットワーク）、民生委員、建設事業者等による協議の場の設置、事業継続のために必要な担い手の確保や除雪サービスのあり方についての検討を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
市街地	利用世帯数(世帯)	23	25	25	25
農村地域		36	40	40	40

### 3) 安心生活創造事業（あんしん訪問サービス）《総合ケアセンター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

「安心生活創造事業」は、社会福祉協議会あんしんサポートセンターへの事業委託により「あんしん訪問サービス」として実施しています。

ひとり暮らし高齢者や障がいのある人などの日常生活を支援するため、あんしん訪問員（あんしんサポーター）が定期的（週1～2回）に居宅を訪問し、見守りや買い物代行などを行うサービスです。

#### 【事業計画】《継続》

- あんしんサポートセンターと地域包括支援センターや行政相談窓口との連携・情報共有を図り、日常生活支援が必要な高齢者等へのサービス提供を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
安心生活創造事業	実利用者数(人)	12	20	22	24
	訪問延回数(回)	166	200	240	260

### 4) 配食サービス《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

要介護者（介護予防対象者）、介護サービス利用者、障がいサービス利用者など、配食サービスを必要とする人を対象にボランティアの配送協力により、週2回の配食（夕食）サービスを実施しています。

利用者負担を1食400円とし、社会福祉協議会に対する町からの一部補助によりサービスを実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 食の確保の観点から、サービス利用者への提供回数やメニューについて検討を行います。
- 配送の担い手の確保やそのあり方について、個人ボランティアや調理事業者との協議を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
配食サービス	実利用者数(人)	14	14	15	16
	配食回数(回)	1,300	1,300	1,350	1,400

## 5) 福祉電話貸付事業《総合ケアセンター》

### 【事業内容】

本町在住1年以上の人で、生計が困難なひとり暮らしの高齢者に対し、安否確認や孤独感を和らげることを目的に電話機（電話番号）の貸与を行っています。

### 【事業計画】《継続》

- 東日本電信電話(株)（NTT東日本）の加入時施設設置負担金（37,800円）が廃止されるまでの間、継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
福祉電話貸付事業	利用世帯数(世帯)	1	1	1	1

## 2 認知症になっても大丈夫

高齢者の4人に1人が認知症の人又はその予備軍であり、今後高齢化の進展に伴い、その数はさらに増加するという背景を受け、平成27年1月に認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）が出されました。

本別町においても65歳以上の35%は認知症予防対象者であり、新規認定者が要介護になる要因の1位は認知症であるという現状を受け、認知症の人及び介護者を支える仕組みの強化が必要です。これまでの取組を踏まえ、新オレンジプランの中でも市町村が実施すべき事業（下線部分）について体制整備を進めます。

### 新オレンジプラン 7つの柱

- ① 認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進
- ② 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供
- ③ 若年性認知症施策の強化
- ④ 認知症の人の介護者への支援
- ⑤ 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進
- ⑥ 認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進
- ⑦ 認知症の人やその家族の視点の重視

## (1) 認知症への理解づくり

### 1) 認知症地域支援推進員の配置 《地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続するためには、医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携して、効果的な支援を行うことが重要です。

認知症地域支援推進員は医療機関や介護サービス、地域の支援機関をつなぐコーディネーター役として連絡調整の支援や情報交換、支援事例の検討など連絡会議の開催等を行うもので、本町では平成26年度から配置しています。

認知症に関する現状課題の共有を図る地域ケア会議（オレンジ会議）の開催や、認知症のレベルに応じたサービス利用を周知するための「認知症ケアパス」を作成し普及啓発を行うなど、認知症地域支援推進員を配置したことでまとまりのある活動が可能となっています。

#### 【事業計画】《継続》

- 引き続き地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、啓発・相談・早期支援に努めます。
- 専門職、地域を含めたネットワークづくりを推進します。
- サービス基盤の状況に応じて「認知症ケアパス」を改訂するほか、総合相談や啓発活動に活用を継続して行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
認知症地域支援推進員	人数(人)	1	1	1	1

### 2) 認知症サポーターの養成 《健康管理センター・地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

認知症サポーターは認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を応援し、誰もが暮らしやすい地域をつくっていくボランティアです。平成17年に養成がはじまってから、本町でも約1,200人が受講しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 引き続き認知症サポーター養成に努めるとともに、養成者には社会福祉協議会の生活支援サポーターへの登録を進めることで、地域の担い手を確保します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
認知症サポーター養成講座	回数(回)	2	5	5	5
認知症サポーター	人数(人)	60	70	70	70

## (2) 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

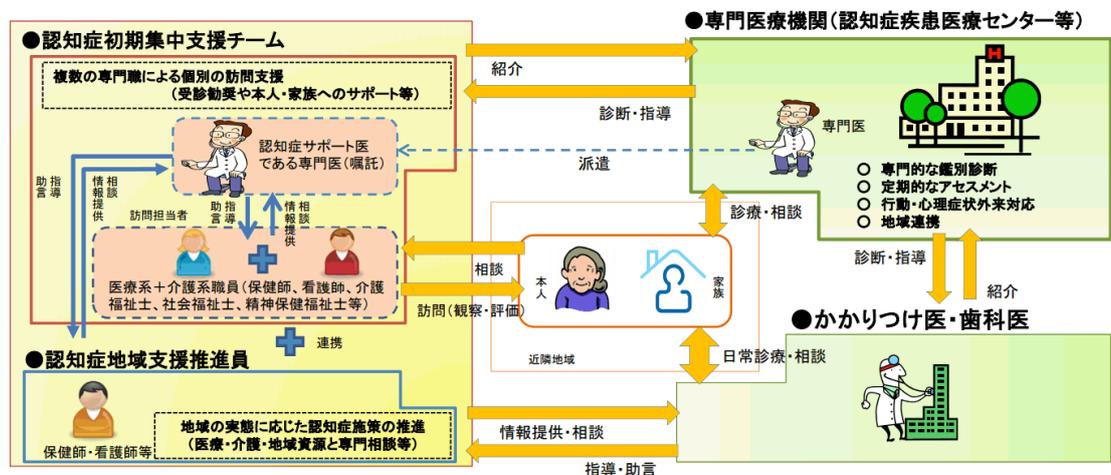
### 1) 初期集中支援チームの設置 《地域包括支援センター・国保病院》

#### 【事業内容】

医療保健福祉に関する国家資格を持つ専門職2人以上と認知症サポート医がチームとなり、家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント・家族支援などの初期の支援を包括的・集中的（おおむね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うものです。

本町では平成27年度に初期集中支援チームを設置し、2事例の支援を行っています。

#### ■初期集中支援チームの概要



資料：厚生労働省「認知症施策の推進」

#### 【事業計画】《継続》

- 医療機関の一般外来でも認知症の診断・服薬治療を受けている人が多くなり、医療機関受診のハードルは下がっていると考えます。認知症の相談対応の中で、必要な人については本事業の活用を進めます。

### 2) 医療・介護等の連携

#### 【事業内容】

認知症の人がその人の容態に応じて相応しい場所で適切なサービスが受けられるよう連携体制の充実を図るものです。

保健・医療・福祉・介護関係者らによる地域ケア会議を設置し、関係者とともに認知症に関わる課題の共有や事例検討を定期的で開催しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 医療・介護等の連携を進める観点から、多職種に共通するテーマを選定しながら継続的に地域ケア会議を開催します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
医療・介護等の連携に係る地域ケア会議	開催回数(回)	3	4	4	4

### (3) 認知症の人の介護者支援の充実

#### 1) 介護家族への支援 《地域包括支援センター・介護サービス事業者》

##### 【事業内容】

在宅療養を継続するためには介護する家族の心身の負担軽減が重要です。

本町では、在宅介護者を支える会が主催する「ひばりの会」が年5回開催されており、地域包括支援センター職員も参加し、講話や参加者からの相談、地域の状況把握などを行っています。

また、ケアマネジャーが担当しているケースについては、随時、家族や事業所間と連携を図り支援を行っています。

##### 【事業計画】《継続》

- 在宅介護者を支える会が主催する「ひばりの会」について、今後も側面的サポートを継続します。
- 各事業所を連携し、家族の現状把握、柔軟なサービス提供に努めます。また、専門職だけでなく、本人、家族、地域住民が気軽に集える場を提供し、情報交換、相談、潜在している対象者の把握などできるよう努めます。

#### 2) やすらぎ支援事業 《総合ケアセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

##### 【事業内容】

「やすらぎ支援事業」は、社会福祉協議会あんしんサポートセンターへの事業委託によりとして実施しています。

認知症のある介護家族負担の軽減のため、やすらぎ支援員（あんしんサポーター）が自宅を訪問し、介護家族に代わって長時間の見守りを行うサービスです。

##### 【事業計画】《継続》

- あんしんサポートセンターと地域包括支援センターや行政相談窓口との連携・情報共有を図り、やすらぎ支援事業が必要な家族へのサービス提供を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
やすらぎ支援事業	利用者数(人)	7	10	10	10

### 3) 認知症カフェの設置・普及 《地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

認知症カフェは、認知症の人の介護者の負担を軽減するため、認知症の人やその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いを理解し合う場であり、新オレンジプランの新たな目標設定の中で、平成32年度（2020年度）までに全市町村に普及させることが求められています。

本町では、平成29年度から地域の保健医療福祉関係者と認知症カフェのあり方について協議を始めています。

#### 【事業計画】《新規》

- 在宅介護実態調査での家族状況分析結果も参考にしながら、地域の実情に応じた認知症カフェの設置、普及に向けて関わっていきます。

## (4) 認知症の人にやさしい地域づくり

### 1) はいかい高齢者等SOSネットワークシステム

#### 《総合ケアセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

認知症高齢者の徘徊への対応を行うため、①緊急時の搜索、②事前登録、③地域への情報提供による見守り、の3つの安心システムによる「はいかい高齢者等SOSネットワークシステム」として、町内24の事業所、関係機関・団体の協力により実施しています。

現在まで、91人がこのネットワークに登録し、登録者すべてが居住している自治会・民生委員への情報提供に同意しており、日常的な見守りにつながっています。

また、平成29年度から十勝圏域の全市町村による徘徊者搜索のための情報共有が行われています。

#### 【事業計画】《継続》

- 徘徊歴のない人も含め、認知症の診断のある人に対して積極的に事業内容の周知を図り、登録を促します。
- 「オレンジセーフティネット」（携帯電話等を利用した搜索）を平成30年度から実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
はいかい高齢者等 SOSネットワーク システム	登録者数 (人)	91	94	97	100

## 2) 成年後見事業の充実と市民後見人の養成

### 《総合ケアセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

町長申し立て、低所得者に審判後の後見人報酬に対する助成を行う「成年後見制度利用支援事業実施要綱」を平成21年度に制定し、地域支援事業の任意事業として実施しています。

平成24年度に市民後見人養成研修を行い、18人が研修を修了しています。

平成25年3月に「あんしんサポートセンター」を社会福祉協議会に設置し、社会福祉協議会が実施する「法人後見事業」の「後見支援員」(あんしんサポーター)として、現在1人が活動を行っています。

また、研修終了者に対するフォローアップ研修を毎年1回(3~4日)実施しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 後見支援員としての活動に限らず、あんしんサポートセンターが実施している支援員(あんしんサポーター)として活動いただき、後見制度が必要になった段階で後見支援活動が実施できるよう支援を継続します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
後見支援員	人数(人)	1	1	1	1
フォローアップ研修	開催回数(回)	1	1	1	1

## 3) 日常生活自立支援事業・法人後見事業《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

日常生活自立支援事業は、福祉サービスの利用手続きや金銭管理が困難な人に対して、社会福祉協議会の「専門員」や「生活支援員」が訪問して生活をサポートする事業です。

法人後見は、社会福祉法人やNPO法人を「法人」として、成年後見人等に専任するもので、本町では社会福祉協議会が後見実施機関として、法人後見事業(法定後見・任意後見)を行っています。

#### 《参考》

成年後見制度とは、精神上的の障がいによって判断能力が十分でない人(認知症高齢者・知的障害者・精神障害者など)を保護するための制度です。判断能力の程度により、「後見」「保佐」「補助」の3タイプがあります。また、本人の判断能力が不十分になったときに、あらかじめ結んでおいた任意後見人が本人を援助する「任意後見」があります。

【事業計画】《継続》

- 今後は事業の利用対象者の増加が見込まれることから、日常生活自立支援事業と法人後見事業の2つの権利擁護事業を継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
日常生活自立支援事業	受任件数(件)	5	6	6	7
法人後見事業	受任件数(件)	4	5	5	6

### 3 要介護状態になっても大丈夫

#### (1) 地域包括支援センターの機能強化

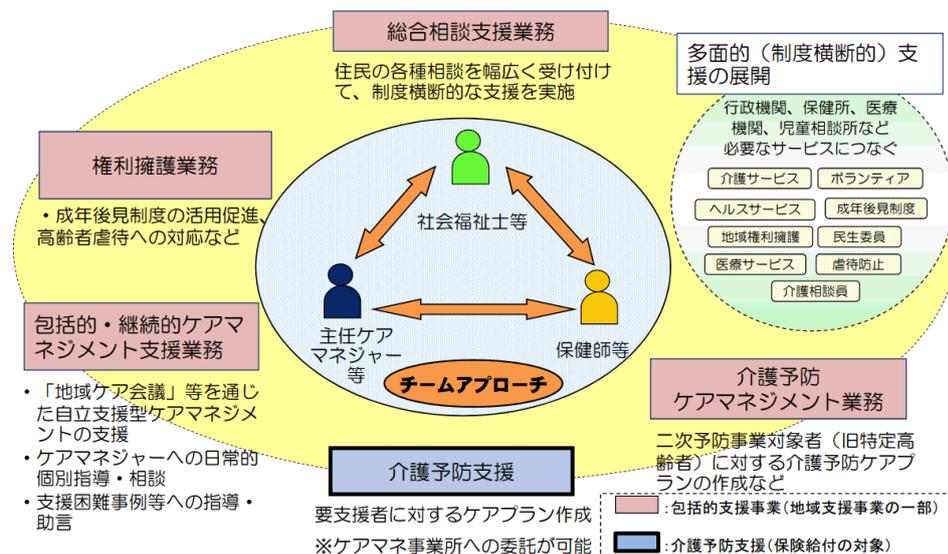
##### 1) 地域包括支援センター《地域包括支援センター》

【事業内容】

「高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続することができるような地域づくり」を推進するためには、介護サービスをはじめ、様々なサービスが高齢者のニーズや状況の変化に応じて、切れ目なく提供される必要があります。こうした高齢者の生活を支える役割を果たす総合機関として「地域包括支援センター」が位置付けられています。今後、高齢化が進み、要介護者の増加が見込まれる中、地域包括支援センターの機能はますます重要になります。

本町の地域包括支援センターは介護保険法施行規則に定められた原則基準に基づいて3職種のうち2職種の配置を行っています。平成30年度からは3職種の配置となり、1職種あたりの高齢者数は約1,000人となります。

■ 地域包括支援センターの機能イメージ



資料：厚生労働省「地域包括支援センターの概要」

**【事業計画】《継続》**

- 適正な職員配置を行い、今後も継続した事業運営を図ります。
- 運営協議会を年に1回開催し、地域包括支援センターの現状及び課題の把握、対応等の検討を行います。
- 地域包括支援センターの活動内容に関して、介護サービス情報公表システム等を用いて公表します。

区 分		現状 (平成29年度見込み)	整備量・事業量 (平成30～32年度) (2018～2020年度)
地域包括支援センター	設置数(箇所)	1	1
配置職員	職員数(人)	6	6
運営協議会	回数(回/年)	1	1

※平成29年度の職員数は兼務職員を含む。

**2) 介護予防ケアマネジメント事業（再掲）《地域包括支援センター》**

**【事業内容】**

地域包括支援センターの「介護予防ケアマネジメント事業」は、p.70「介護予防・日常生活総合支援事業」の「介護予防ケアマネジメント」と同じ内容のため再掲します。

**3) 総合相談支援・権利擁護事業《地域包括支援センター》**

**【事業内容】**

総合相談支援を福祉領域に関わる相談全般の相談窓口として位置付け、夜間休日は専用携帯電話に直接転送する方法に変更し、24時間体制で対応しています。また、居宅介護支援事業所も相談対応を行うほか、必要に応じて関係部局と一体的に対応することで、早期に必要な支援につながっています。

相談内容については事業実施報告として定期的に報告を行っており、総合ケアセンターをはじめとする関連機関と情報共有を図っています。

福祉・民生委員等の地域あるいは医療、行政等関係機関からの相談が年々増加しており、相談ニーズを発掘するためのネットワーク化が進んできました。また、地域の身近な相談場所として相談協力員等関係窓口の連絡先が周知されるよう、「連絡先シート」の活用を推進しています。

権利擁護事業では、高齢者に対する虐待の防止や早期発見等や成年後見制度等を活用した権利擁護についての相談・情報提供などを行っています。

また、多問題を抱える相談者についてはケアセンター、あんしんサポートセンター等関係部局と一体的に相談を行っており、来所者の利便性を高めています。

**【事業計画】《継続》**

- 相談体制はこれまでどおり継続し、相談後の未利用者へのフォロー体制について、関係

機関との協議により体制整備を図ります。

- 地域ケア会議の活用も図りながら個別課題の解決を進めるとともに、地域課題に対応できる仕組みづくりを行います。

#### 4) 包括的・継続的マネジメント事業《地域包括支援センター》

##### 【事業内容】

介護支援専門員（ケアマネジャー）に対して町としての基本方針を伝えるとともに、支援困難事例等への指導・助言を行っています。また、介護支援専門員のネットワーク形成を図り、地域住民や地域における様々な関係者が連携し、高齢者を支える取組への支援などを行っています。ケアマネジャーから受けた相談事例については内容の整理を行うとともに件数等を把握し、指導・助言に活用しています。

困難事例への支援としては、ケアマネジャーだけでなく介護サービス事業者・行政関係部局等が抱えるケースに対して、事例検討を通しての課題整理や役割の確認、支援の一部を担うなど幅広い対応を行っています。

また、ケアマネジャー同士の情報共有と実践力向上を目的に、週1回の定例会議を開催しています。平成27年度から地域ケア会議（オレンジ会議）の中で多職種事例検討を開催しており、各職種の役割を知り、多職種で事例を理解することや連携の必要性を実感できる機会となっているほか、ケアマネジメントの資質向上につながっています。また、平成29年度は事例検討を通じたケアマネジメントの研修会を実施しています。

小規模多機能型居宅介護事業所（3か所）や認知症対応型共同生活介護（グループホームのあさひの里）の運営推進会議に参画し、事業所の管理者、ケアマネジャーから利用者支援に関する課題掌握を行っています。

##### 【事業計画】《継続》

- これまで実施してきた事業内容を継続するとともに、多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築推進とケアマネジメントの資質向上のため、多職種事例検討及びそれに関連する研修を実施します。
- 住み慣れた地域での生活継続のため、適切なケアマネジメントが実践、継続されるよう、ケアマネジャーや事業所からの相談に応じた技術支援を実施します。

#### 5) 高齢者虐待の防止《地域包括支援センター・総合ケアセンター》

##### 【事業内容】

高齢者虐待防止ネットワークによる情報収集、早期発見・対応を行うとともに、家族介護者を孤立させない支援体制づくりを行います。虐待の通報があった場合は、地域包括支援センターを中心に事実確認を行うとともに、虐待対応緊急会議を開催し虐待の有無や今後の支援方針を検討しています。

高齢者虐待の相談件数は年間1～2件程度あり、都度ケアセンター全体でチーム編成し、対応にあたっています。また、サービス事業所や地域に虐待を防ぐための啓発を実施して

おり、サービス事業所や介護相談員等と連携し、介護負担が増強しているケースを把握して、高齢者虐待の未然防止に努めています。

**【事業計画】《継続》**

- 地域や事業所のネットワークを活用し、高齢者虐待の早期発見に努めます。
- 介護負担や家族関係に着目し、虐待の未然防止に努めます。

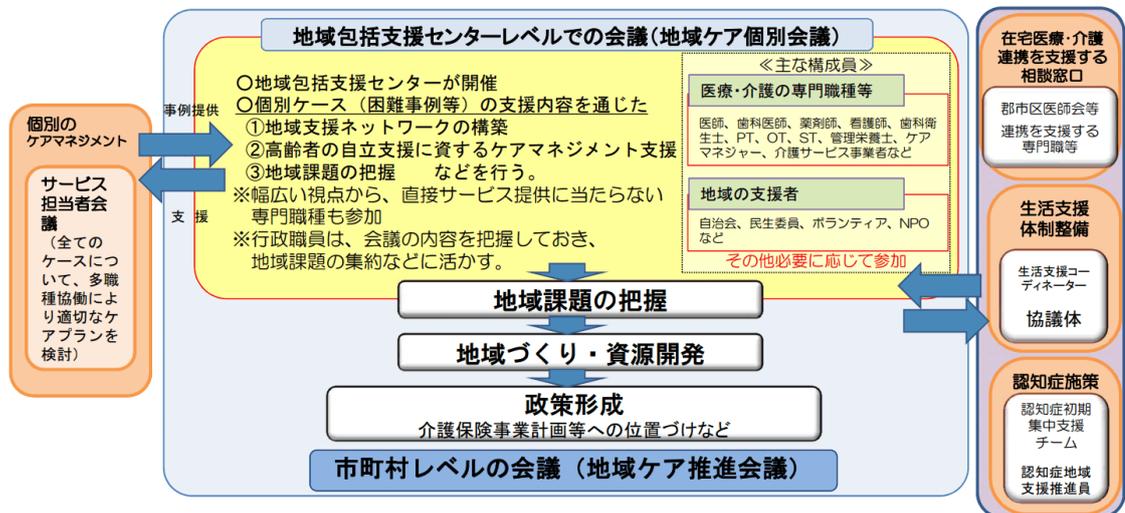
**(2) 地域ケア会議の推進**

**【事業内容】**

地域ケア会議は地域包括ケアシステムの実現のためのツールとして、平成27年度から介護保険法に位置付けられており、第7期においてもさらなる充実が求められています。個別事例の検討を通じて、地域の支援者を含めた多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築や地域課題の把握を行い、地域に必要な資源開発や地域づくり、さらには介護保険事業計画への反映などの政策形成につなげることを目指すものです。

本町では、利用者支援を目的として様々な地域ケア会議を開催しており、平成28年度の個別ケース会議では141件の検討を行いました。また、開催した会議の概要や決定事項を議事録として記録し、構成員全員で共有しています。

**■ 地域ケア会議の概要**

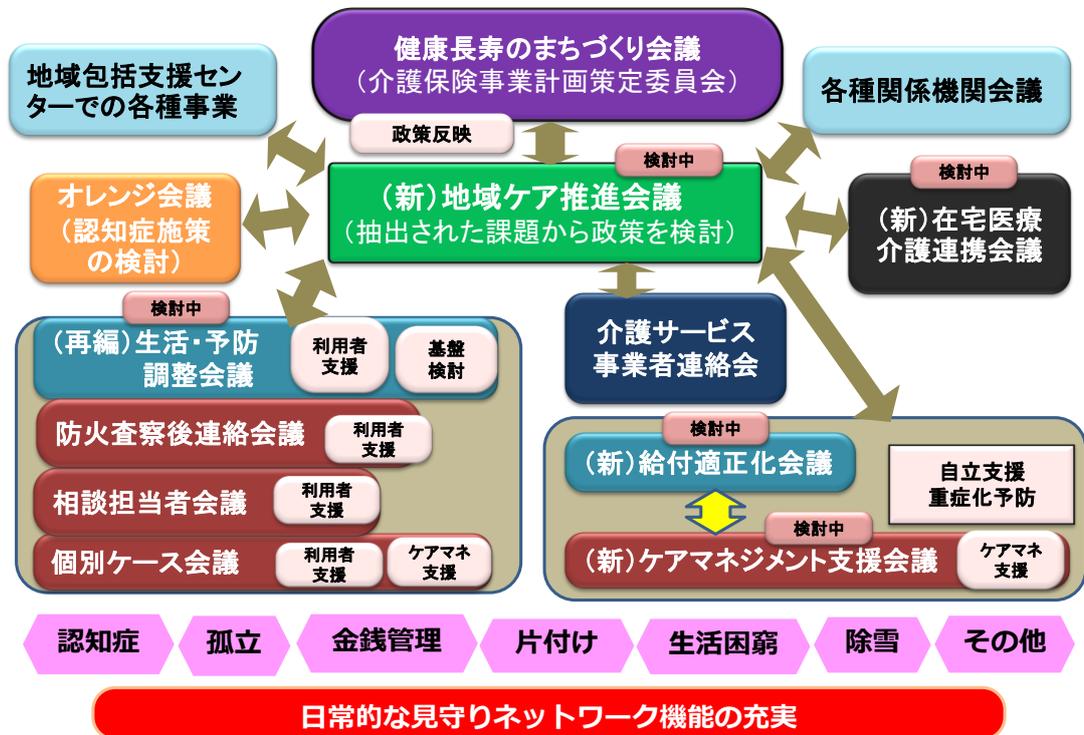


資料：厚生労働省「地域ケア会議の概要」

**【事業計画】《継続》**

- 地域ケア会議の全体図を整理して見える化を図るとともに、会議間や既存事業との連動性が高まるよう検討を行い、実施計画を策定します。
- 相談業務や地域ケア会議以外の各種会議、既存事業から地域課題を集約する仕組みをつくり、関係者への周知を図ります。
- 個別ケース会議を通じ、困難事例の解決と支援ネットワークの形成を図ります。

### 本別町の地域ケア会議のフレーム（案）



## 4 災害が発生しても大丈夫

### (1) 避難行動要支援者に対する支援体制の推進

#### 1) 災害時要援護者避難支援体制の整備 《総合ケアセンター・住民課》

##### 【事業内容】

災害対策基本法の改正により避難行動要支援者名簿作成が義務付けられたことから、平成26年に「避難行動要支援者実態調査」を行いました。その後、毎年度4月に65歳到達者及び転入者に対する調査を民生委員の協力により実施し、台帳の更新作業を行っています。また、本町では3年ごとに避難行動要支援者の全体調査を行っています。

調査結果に基づき、自治会との避難支援が必要な人についての協議を行い、自治会ごとに災害時要援護者及び避難時の支援協力員を定めた「災害時要援護者個別避難支援計画」を作成しています。

現在、「個別避難支援計画」について「協議」済みの自治会数は36、「策定済」（避難時の支援者を決定している）の自治会数は15、個人情報取り扱い規約等を定めている自治会数は8となっており、「土砂災害警戒区域」に該当する自治会を優先的に計画策定・更新をお願いしています。

また、個人情報の共有に同意をいただいたすべての方（自力での避難が可能な方を含む）についても、「要援護者台帳」として登録し、自治会への情報提供を行っています。

この台帳には、多くの個人情報が記載されていることから、情報提供を行う際に自治会

と町との間で「個人情報保護に関する協定書」を締結し、自治会内においても、規約等において「個人情報取扱方法」を定めていただく取組を進めています。

#### 【事業計画】《継続》

- 65歳到達者や転入者など、「避難行動要支援台帳」及び「個別避難支援計画」の更新を毎年実施し、3年に1回の全体調査を行います。
- 個人情報の取り扱いについて、適正な管理を行っていただくため、自治会との協定書の締結、それぞれの自治会での個人情報取扱方法について定めていただくよう協議を進めます。
- 自主防災組織の結成・見直しを住民課（防災担当）と連携して実施し、避難支援者の選任や避難訓練の実施など、地域全体で災害時の避難支援体制づくりを進めます。

## （2）福祉避難所の機能強化《総合ケアセンター・住民課》

#### 【事業内容】

平成25年度の地域防災計画の見直しにより、「老人福祉センター」、「健康管理センター」、「総合ケアセンター」、「ふれあい交流館」、「勇足地区公民館」、「勇足生きがい館」、「仙美里地区公民館」、「養護老人ホーム」の町営の8公共施設、「あいの里交流センター」、「清流の里」、「ゆうあいの里」、「陽だまりの里」、「アメニティ本別」の民間2事業所5施設、全体で13施設が福祉避難所に指定されています。

#### 【事業計画】《継続》

- 民間施設を含む福祉避難所指定施設の備蓄資材の充実など、地域との連携により福祉避難所の機能強化を図ります。

## 5 医療と介護の連携強化

### （1）地域連携室の設置

#### 【事業計画】《新規》

- 入院から在宅生活にスムーズに移行するための退院時支援体制の充実を図るため、町国保病院に地域連携室を設置します。
- 地域連携室では、医療機関や介護施設、行政機関と連携し、療養環境や医療・介護サービスの調整を行います。

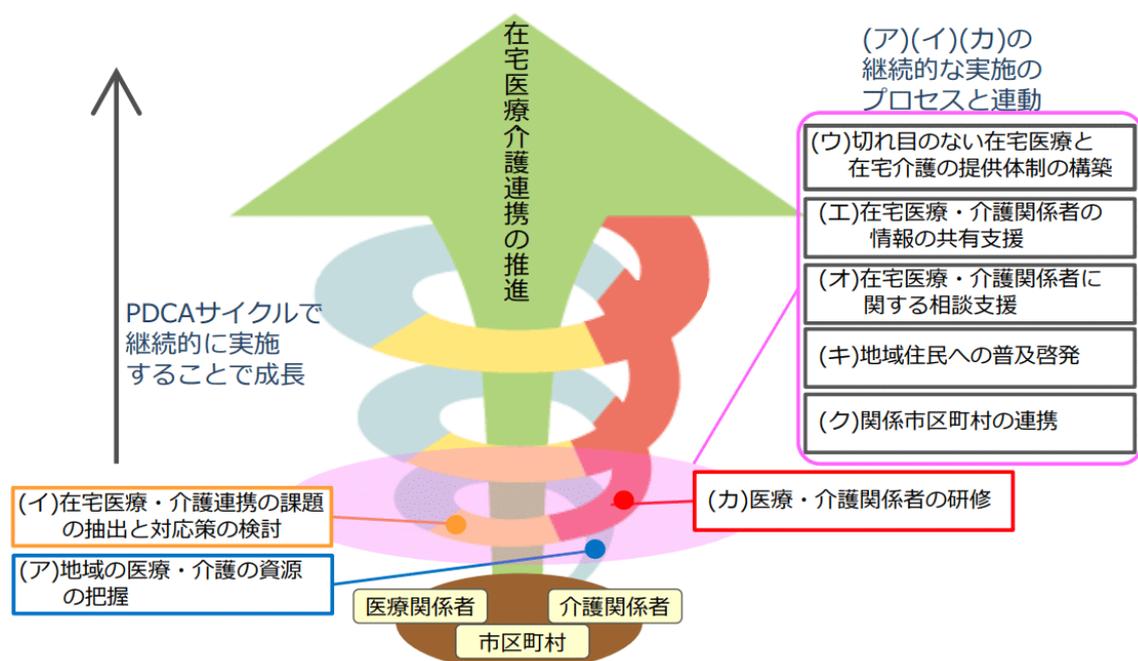
### （2）在宅医療・介護連携推進事業

疾病を抱えても自宅等の住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を送るためには、地域における医療・介護の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できる体制が必要です。

平成27年度より介護保険法の地域支援事業の包括的支援事業に「在宅医療・介護連携推進事業」が位置付けられ、市町村が地域の医療・介護の関係機関、関係団体等と協力し、8つの事業項目を実施しながら、連携体制を構築させていくこと求められています。本事業は「地域包括ケアプロジェクト推進事業」や「認知症事業」等他事業とも関連性を持ちながら進めていきます。

- 《事業項目》**
- 1) 地域の医療・介護サービス資源の把握
  - 2) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応の検討
  - 3) 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進
  - 4) 医療・介護関係者の提供体制構築推進
  - 5) 在宅療養・介護連携に関する相談支援
  - 6) 医療・介護関係者の研修
  - 7) 地域住民への普及啓発
  - 8) 在宅療養・介護連携に関する関係市町村の連携

■在宅医療・介護連携推進事業の8つの事業項目の進め方のイメージ



資料：富士通総研「地域の実情に応じた在宅医療・介護連携を推進するための多職種研修プログラムによる調査研究事業」報告書を一部改変（平成27年度老人保健健康増進等事業）

## 1) 地域の医療・介護サービス資源の把握《地域包括支援センター》

### 【事業内容】

地域の医療機関、介護事業所等の住所、機能等を把握し、これまでに自治体等が把握している情報とあわせて、リスト又はマップを作成、活用するものです。

### 【事業計画】《継続》

- 今後も保健所実施の「在宅医療にかかわる医療機関実態調査」に関わり実態把握に努めるとともに、在宅医療関連情報を「ぐる〜り本別福祉マップ」に反映させ、関係者との共有や住民への周知を図ります。
- 総合相談等各種関連事業の中で、認知症の人や家族を支える医療・介護サービス利用ガイド「もの忘れ散歩のみちしるべ」（認知症ケアパス）の活用や情報提供を継続するとともに、必要に応じて改訂を行います。

## 2) 在宅療養・介護連携の課題の抽出と対応の検討《地域包括支援センター》

### 【事業内容】

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状把握と課題抽出、対応策等の検討を行うものです。

### 【事業計画】《継続》

- 在宅医療・介護連携全般に関わる状況把握と課題抽出、対応策等の協議を行う「在宅医療介護連携会議（仮称）」の設置に向けた検討を行い、早期設置を目指します。
- 今後も、認知症施策に関わる地域ケア会議（オレンジ会議）を開催します。

## 3) 切れ目のない在宅療養と介護の提供体制構築推進《地域包括支援センター》

### 【事業内容】

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と介護が一体的に提供される体制の構築を目指した取組を行うものです。

### 【事業計画】《充実》

- 「地域の医療・介護サービス資源の把握」で得られた情報や「在宅療養・介護連携の課題の抽出と対応の検討」で検討した事項を踏まえ、地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、在宅医療や介護が夜間休日、容態急変時の対応など、切れ目なく提供される体制の構築を目指した取組を行います。

#### 4) 医療・介護関係者の情報共有の支援《地域包括支援センター》

##### 【事業内容】

情報共有の手順等を含めた情報共有ルールを整備し、地域の医療・介護関係者間の情報共有の支援を行うものです。

##### 【事業計画】《継続》

- 要介護状態等の人が安心して入院・退院ができるよう、平成29年7月に運用開始した「十勝地域における入退院時の連携ルール」の普及啓発、活用促進に向け、町内関係機関に周知を図ります。
- 地域連携室の設置にあたり、情報共有ルールの整備に向けた協議を行います。

#### 5) 在宅療養・介護連携に関する相談支援《地域包括支援センター》

##### 【事業内容】

地域の在宅医療と介護の連携を支援する相談窓口の運営を行い、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療、介護サービスに関する事項の相談の受付を行います。また、必要に応じて、退院の際の地域の医療関係者と介護関係者の連携の調整や、利用者・患者又は家族の要望を踏まえた、地域の医療機関・介護事業者相互の紹介を行うものです。

##### 【事業計画】《充実》

- 「医療・介護関係者の情報共有の支援」と同様、地域連携室の相談窓口の位置付けや役割、機能などの協議を行います。

#### 6) 医療・介護関係者の研修《地域包括支援センター》

##### 【事業内容】

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行うとともに、必要に応じて、地域の医療関係者に介護に関する研修会の開催、介護関係者に医療に関する研修会の開催等の研修を行うものです。

##### 【事業計画】《継続》

- 多職種連携を推進するための研修会や多職種による事例検討（認知症事業とも関連）を継続して実施します。

## 7) 地域住民への普及啓発《地域包括支援センター》

### 【事業内容】

在宅医療や介護に関する講演会の開催、パンフレットの作成・配布等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進していくものです。

### 【事業計画】《継続》

- 地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進するため、住民向け講演会を開催します。

## 8) 在宅療養・介護連携に関する関係市町村の連携《地域包括支援センター》

### 【事業内容】

同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について協議をしていくものです。

### 【事業計画】《継続》

- 「十勝保健医療福祉圏域連携推進会議」兼「多職種連携協議会」にオブザーバーとして参加し、入退院連携のあり方や十勝管内自治体の情報収集に努めます。

## (3) 医療体制の整備

### 1) 地域医療体制の整備《町国保病院》

#### 【事業内容】

平成27年度から常勤医師4人体制となっていましたが、平成29年7月に外科医師1人採用となり5人体制となっています。

専門外来については、平成28年7月に皮膚科を開設し、平成27年12月から休止となっていた泌尿器科を平成29年3月から再開し、専門診療科の充実を図ることで町民の利便性を高めています。

病院の運営改善の取組としては病院運営モニター会議、病院ボランティア、接遇研修等を実施しています。

#### 【事業計画】《充実》

- 常勤医師の確保については、現行の5人体制を維持するとともに、欠員が生じた場合は迅速に補充を図り、一次医療の確保、充実に努め、本町の医療体制の整備を図ります。
- 専門外来については、町民のニーズを把握し、整備、充実に努めます。
- 病院運営改善のため、病院モニター会議や接遇研修を実施し、町民に必要とされる病院を目指します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
常勤医師	人数(人)	5	5	5	5

## 2) 救急医療体制の整備《消防署》

### 【事業内容】

救急医療体制は、消防署に高規格救急車を配置し、救急告示病院の指定を受けている町国保病院に搬送する体制となっておりますが、脳・心臓疾患のある人は、帯広市内の専門救急病院への直接搬送を行っています。また、総合ケアセンターで行った高齢者実態調査で脳疾患・心疾患情報の共有を図っています。

さらに、「妊婦エントリーネット119」では、事前登録により「かかりつけ等専門医療機関」への直接搬送を行うなど、柔軟な対応を行っています。

救命や応急手当の方法（心肺蘇生法～人工呼吸・心臓マッサージ・AED使用等）などは、出前講座等を活用して普及啓発に努めています。

### 【事業計画】《継続》

- メディカルコントロール体制のもと、救急隊、救急救命士の資質向上に向けて病院実習、研修体制等の確保に努めます。
- 救急救命士が傷病者に対し行う救命処置（特定行為）の範囲拡大に対応するため、計画的に順次養成を図り、充実した救急体制を構築することで社会復帰率と救命率の向上を目指します。
- 重症度緊急度の高い傷病者に対してドクターヘリを積極的に活用し、現場への早期医療介入による初期治療開始時間を早めることにより、社会復帰率と救命率の向上を目指します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
救急救命士	人数(人)	11	11	11	11
出前講座	延参加者数(人)	91	400	400	400

※平成29年度は7月末現在

## 6 地域での支え合いの推進

### (1) 福祉教育の推進《地域包括支援センター》

#### 【事業内容】

今後も進む高齢化社会が抱える問題は、次世代を担う子どもたちにとって大きな課題となります。地域福祉の担い手が減少する中、子どもたちが福祉を身近なものとしてとらえ、自らの関わり方を考えることを目的に町内の小中学校において福祉教育を実施しています。（平成29年度は中央小学校4年生、勇足中学校3年生の総合学習で実施）

#### 【事業計画】《継続》

- 今後の取り組み方を学校や教育委員会と協議し、学校の意向を確認しながら、福祉教育の推進を図ります。

## (2) 関係団体の連携強化・活動支援

### 《総合ケアセンター・地域包括支援センター・社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

本町の強みである「共助」の輪をさらに広げ、地域福祉を推進するために、「社会福祉協議会」、「民生委員・児童委員協議会」、「在宅福祉ネットワーク連絡協議会」など、関係団体との連携強化、活動支援を行っています。

#### 【事業計画】《継続》

- 地域福祉活動の推進のためには、関係団体との連携は必要不可欠であることから、連携強化に向けた取組の協議、団体活動に対する支援を継続して実施します。

## (3) 包括的な支援体制の整備

#### 【事業内容】

地域における多様で複合的な課題については、福祉関係だけではなく、医療、保健、雇用、産業、教育、権利擁護など多岐にわたる分野の連携が必要となる場面が出てくることが想定されます。

そのため、分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりが必要となります。

#### 【事業計画】《新規》

- 分野を超えた地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制づくりを推進します。

# 7 その他

---

## (1) 生活支援サービスの充実

### 1) 福祉有償運送《社会福祉協議会》

#### 【事業内容】

要介護（支援）認定者や身体障がい者等で、公共交通機関を利用することが困難な移動制約者を対象に、ストレッチャー・車イス対応の特殊車両やセダン型車両で、通院などの移動手段の確保を図るため、町補助事業として社会福祉協議会が実施しています。

利用者を原則町内在住者とし、3か月に一度、町・医療機関・社会福祉協議会による行政合同会議を開催し、利用登録者の利用継続の可否を判定しています。

#### 【事業計画】《継続》

- 移動制約者を対象とする輸送であるため、的確な事業内容の周知、適正な運用を図り、町補助による事業実施を継続します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
登録人員	実人数(人)	90	90	90	90
運行回数	回数(回)	2,500	2,500	2,500	2,500

## 2) 敬老祝金の給付《保健福祉課》

### 【事業内容】

毎年9月15日現在、本町に引き続き1年以上居住している高齢者を対象に、敬老祝金を給付しています。平成26年度より給付対象年齢の見直しを行い、給付対象年齢を85歳、100歳とし、現金と町内で利用可能な商品券を贈呈します。

また、85歳以上の対象者は、町長が各家庭を訪問し贈呈を行っています。

対象年齢	贈呈額	内 訳
85歳	30,000円	現金 20,000円 + 商品券 10,000円
100歳	100,000円	現金 70,000円 + 商品券 30,000円

### 【事業計画】《継続》

- 現在の事業内容で継続実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
85歳	贈呈人数(人)	82	83	98	86
100歳	贈呈人数(人)	6	4	13	13

## (2) 生活基盤整備の促進

### 1) 安全で快適な道路環境《建設水道課・総合ケアセンター》

#### 【事業内容】

安全で快適な道路環境づくりのため、中心市街地、通学路等の道路のバリアフリー化を計画的に実施しています。

平成19年度から歩道の段差解消、平坦性の確保のため中心市街地、通学路に重点を置き、現在、小・中・高の通学の基幹となっている銀河通り（道道勇足本別停車場線）にアクセスする路線整備を進めてきました。

現在は学校への通学路（本別大橋から健康管理センター前）のバリアフリー化を進めています。

#### 【事業計画】《継続》

- 北海道地域づくり総合交付金を活用し、中心市街地及び公共施設にアクセスする路線に重点を置き、歩道全体が通行しやすいバリアフリー化を図ります。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
道路バリアフリー化	路線数(路線)	1	1	1	1

## 2) 高齢者に配慮した公共施設《総合ケアセンター・施設所管課》

### 【事業内容】

既存の公共施設については、トイレの洋式化、手すり・スロープの設置などのバリアフリー化を図っています。また、新築する公共施設等については、北海道福祉のまちづくり条例に準じ整備を行っています。

第5期計画期間中（平成24～26年度）に道補助金を活用し、老朽化した施設の屋根、外壁、内装、バリアフリー化等の改修工事を行っているため、第6期計画期間中は公共施設改修工事は行っていません。

### 【事業計画】《継続》

- 国・道補助金等を活用しながら公共施設のバリアフリー化を図ります。

## 3) 高齢者にやさしい交通・移動手段

### 《企画振興課・健康管理センター・建設水道課・教育委員会管理課・総務課》

### 【事業内容】

#### 《バス借り上げに対する助成》

- 福祉バスの廃止に伴い平成18年11月からバス助成金制度になりました。町内の福祉団体等が研修等で貸切バスを借り上げる際に一部補助しています。平成26年度からは、最低利用人数の見直し(20人以上→11人以上)を図り、利用しやすい形に改めました。

#### 《町有バス（スクールバス）》

- 仙美里中学校の統合により平成26年4月より1路線増便し、1日7路線の運行となっています。65歳以上の高齢者に申請により無料パスを交付しています。

#### 《太陽の丘循環バス》

- 停留所を平成27年10月に4か所（「新町通り」、「本別公園」、「静山キャンプ場」、「緑町仲通り」）、平成29年4月に1か所（「本別高校前」）新設しました。また、平成29年8月に十勝バスとの接続の利便性を図るため最終便の時刻改正をしました。

### 【事業計画】《継続》

#### 《バス借り上げに対する助成》

- 借り上げバスに対する助成を継続して実施します。

#### 《町有バス（スクールバス）》

- 適宜、路線・停留所の見直しを行います。

## 《太陽の丘循環バス》

- 循環バスは、通院時の利便性を確保しながら、コミュニティバスとしての機能を向上させる方向で検討を行います。
- 郊外を運行しているへき地患者輸送バス・町有バスについては、利用実態にあった効率化を図ります。
- バス待合環境の改善とあわせ、停留所の設置やフリー乗車の実施など乗降環境の整備に努めるとともに、町民・行政・交通事業者が連携し、公共交通を継続的に維持改善していく体制を整えます。

## 4) 防犯・防災体制の充実《保健福祉課・消防署》

## 【事業内容】

被害の未然防止を図るための地域安全ニュースの毎月発行と、ひとり暮らし高齢者世帯の防火診断を年2回実施しています。

## 【事業計画】《継続》

- 地域安全ニュースの毎月発行を行います。
- 毎年、ひとり暮らしの高齢者宅の予防査察を行い、全町の一般住宅の予防査察も複数年かけて実施し、火災予防の啓発と住宅用火災警報器や消火器等の設置に努め、すでに設置されている住宅に対する動作確認もあわせて実施します。
- 町広報紙や防災行政無線を活用した情報提供、注意喚起を行います。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
地域安全ニュース	発行回数(回/月)	1	1	1	1
住宅用火災警報器 の普及啓発	実施有無	実施	実施	実施	実施

## 5) 交通安全・消費者保護《住民課・企画振興課》

## 【事業内容】

人の波運動などの交通安全啓発運動、高齢者交通安全教室の開催、悪質商法や振り込め詐欺などの消費者被害防止のPR活動などを行っています。

## 【事業計画】《継続》

- 高齢者歩行者や高齢ドライバーによる事故防止に向けて、家庭、地域関係機関・団体との連携を強化し、高齢者の交通安全意識の高揚に努め、各種事業を継続して実施します。
- 消費者トラブルを未然に防止する相談窓口の開設・関係機関での体制づくりについての検討を行い、消費者問題の情報提供・注意喚起など啓発活動を継続して実施します。

区 分		現状	整備量・事業量		
		平成29年度 見込み	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
人の波運動	参加者数(人)	300	300	300	300
高齢者交通安全教室	参加者数(人)	62	70	70	70
啓発活動	活動数(回)	3	3	3	3

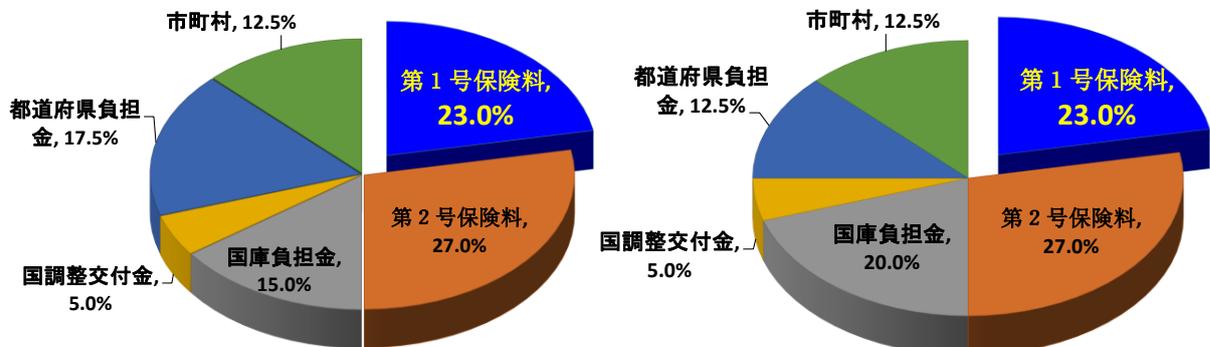
# 第5章 介護保険給付等に係る見込み

## 第1節 介護保険の財源構成と制度改革

### 1 介護保険給付の財源構成

介護保険給付の財源は、基本的には保険料50%と公費（税金）50%で構成されます。第1号保険料と第2号保険料の割合は、全国平均でみた1人あたりの保険料額が第1号と第2号で同一水準となるように、全国ベースの人数比率で決める仕組みであり、第7期計画期間中は第1号保険料（23%）、第2号保険料（27%）と定められます。

■介護保険給付の財源構成



- ・施設サービス費
- ・施設サービスに係る特定入所者介護サービス費
- ・特定施設入居者生活介護サービス費

- ・左記以外の給付費（居宅サービス給付費）

### 2 介護保険料の見直しについて

#### （1）保険料負担率と介護報酬改定

今回の制度改革では、第1号被保険者の保険料負担率の見直し（22%から23%）と介護報酬の引き上げ（+0.54%）が予定されています。

また、消費税増税等に係る対応や介護サービス従事者の処遇改善等により、保険料の算定において財政的な影響があります。

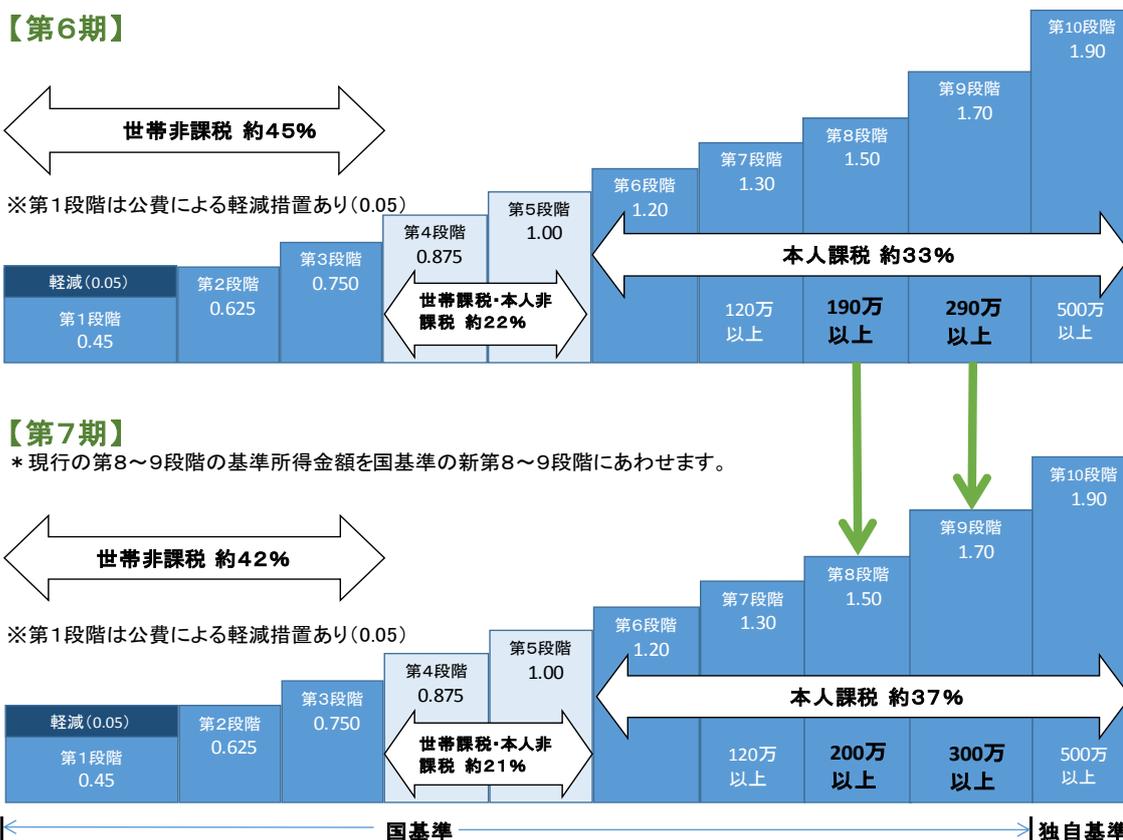
#### （2）利用者負担割合の見直し

現行2割負担者のうち特に所得の高い層（年金収入等340万円以上）の負担割合が3割となります。（ただし、月額44,400円の負担の上限あり）

### (3) 保険料段階の基準所得金額の変更

課税所得者の保険料段階（第8段階及び第9段階）の基準所得金額が引き上げられます。（第8段階は「190万円以上」から「200万円以上」へ、第9段階は「290万円以上」から「300万円以上」へ）

#### ■保険料段階の比較



### (4) 調整交付金の補正係数変更

国からの調整交付金を計算する際に使用する係数（所得段階別加入割合及び後期高齢者加入割合）の全国値が見直され、低所得者割合や後期高齢者が多い地域への調整交付金見込割合が低く算出されることとなります。

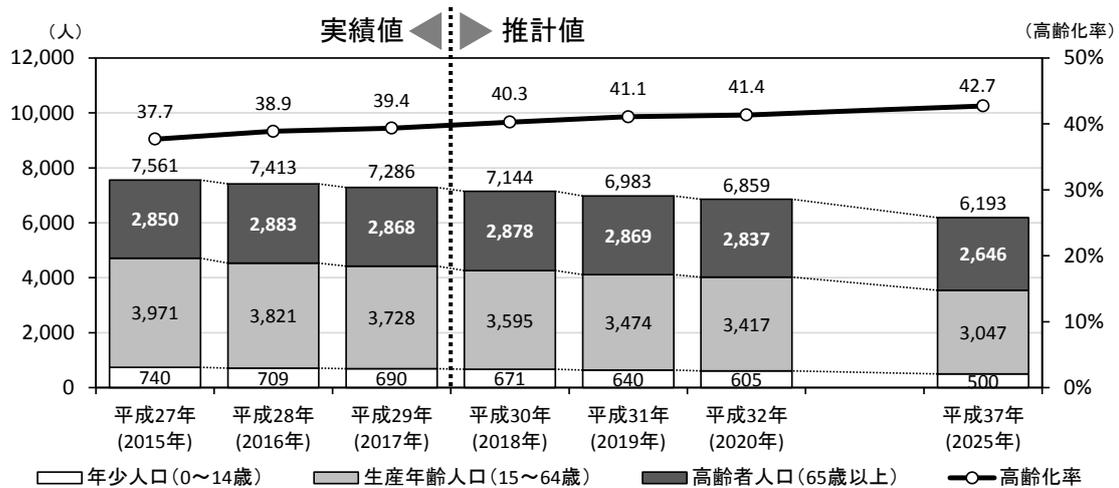
## 第2節 将来フレーム

### 1 総人口の推計

#### (1) 第7期計画期間及び平成37年（2025年）の総人口

本町の総人口は減少傾向が続いており、平成37年（2025年）の総人口は6,193人になると見込まれます。また、少子高齢化の進展により高齢化率は上昇を続け、平成37年（2025年）は42.7%になると予想されます。

#### ■総人口の推移



(単位：人)

	実績値			推計値			
	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	平成31年 (2019年)	平成32年 (2020年)	平成37年 (2025年)
総人口	7,561	7,413	7,286	7,144	6,983	6,859	6,193
年少人口 (0~14歳)	740 (11.9%)	709 (11.8%)	690 (11.8%)	671 (11.8%)	640 (11.8%)	605 (11.7%)	500 (11.5%)
生産年齢人口 (15~64歳)	3,971 (52.5%)	3,821 (51.5%)	3,728 (51.1%)	3,595 (50.3%)	3,474 (49.7%)	3,417 (49.8%)	3,047 (49.2%)
高齢者人口 (65歳以上)	2,850 (37.7%)	2,883 (38.9%)	2,868 (39.4%)	2,878 (40.3%)	2,869 (41.1%)	2,837 (41.4%)	2,646 (42.7%)

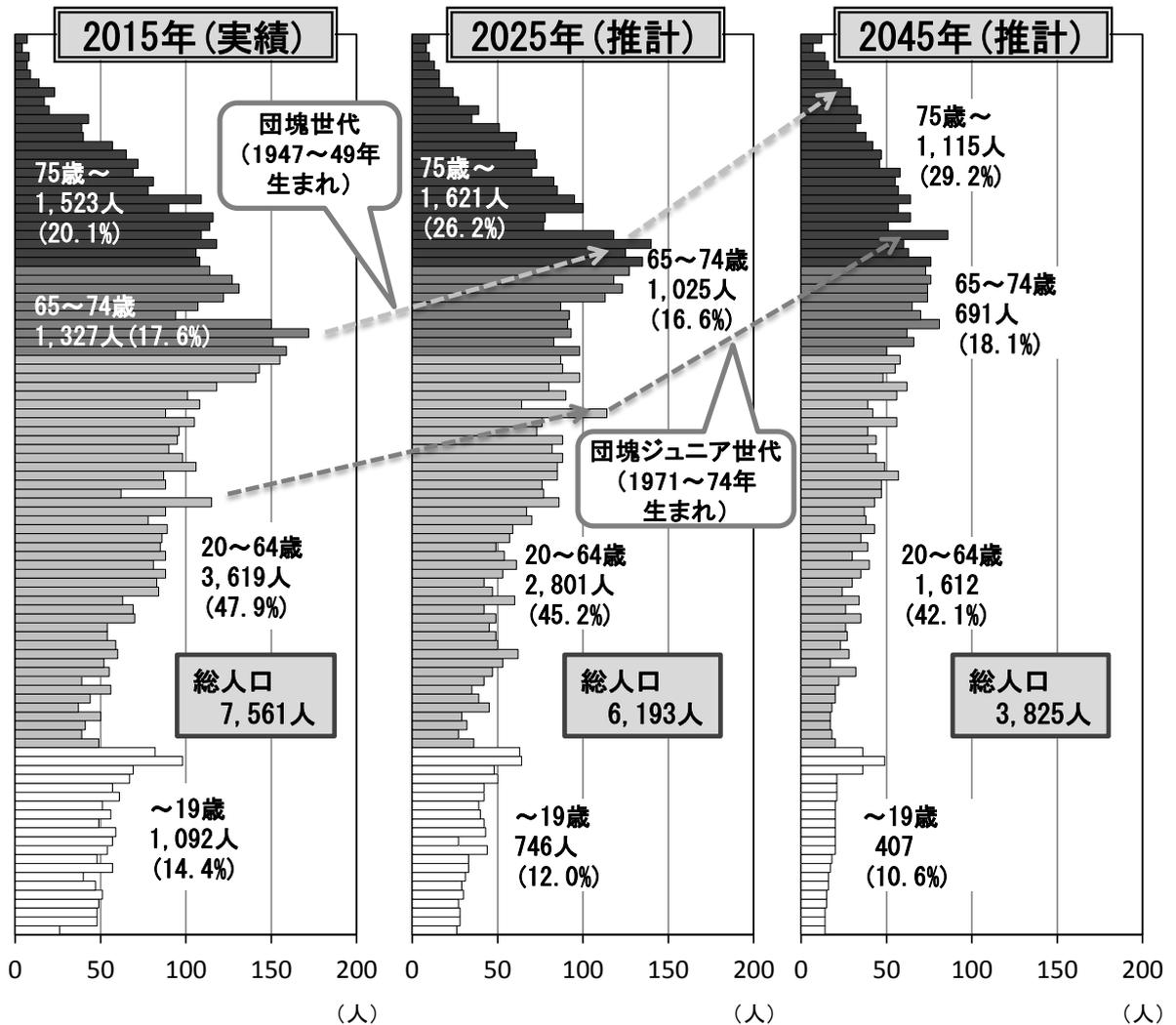
※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値  
※（ ）内は総人口に占める割合

## (2) 総人口の長期推計と人口ピラミッドの変化

本町の総人口を長期推計した結果を人口ピラミッドで示すと下図のとおりとなります。

団塊の世代がすべて75歳となる2025年には75歳以上の人口割合は総人口の約26%となります。2045年には人口が3,825人まで減少する一方、65歳以上の人口割合は総人口の約47%となります。

### ■本町の人口ピラミッドの変化



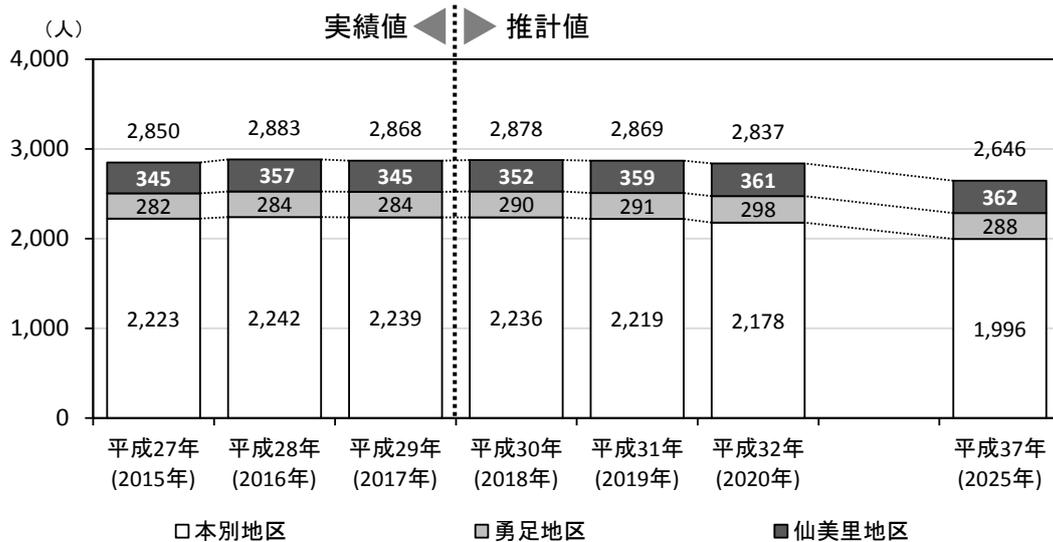
※住民基本台帳（各年10月末現在）に基づくコーホート変化率法による推計値

## 2 日常生活圏域別の高齢者人口推計

日常生活圏域別の高齢者人口は、本別地区では減少傾向となっておりますが、勇足地区は平成32年（2020年）頃、及び仙美里地区は平成37年（2025年）頃まで微増傾向が続くと予想されます。

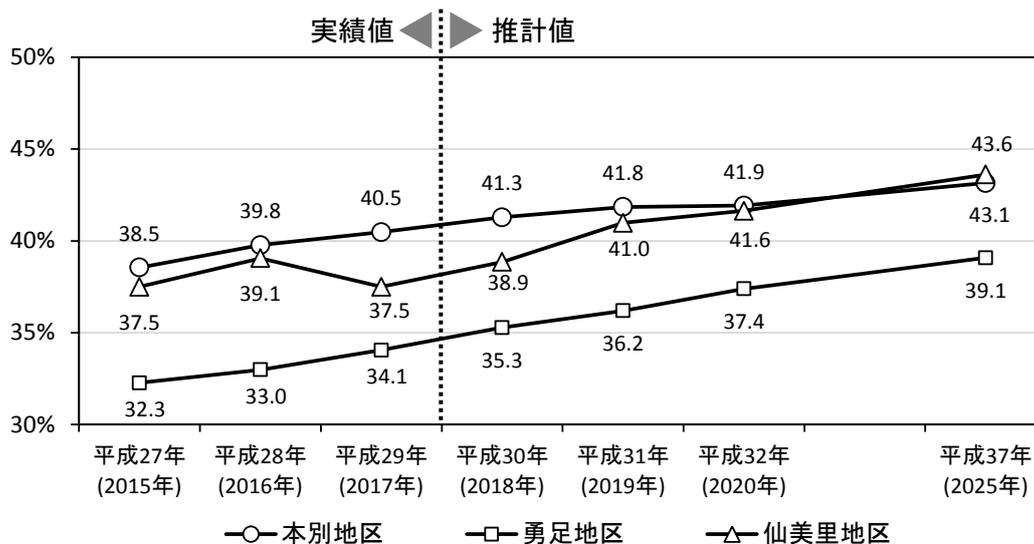
高齢化率はいずれの地区も上昇傾向が続き、平成37年（2025年）には本別地区が43.1%、勇足地区が39.1%、仙美里地区が43.6%となる見込みです。

### ■日常生活圏域別高齢者人口の推移



※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

### ■日常生活圏域別高齢化率の推移

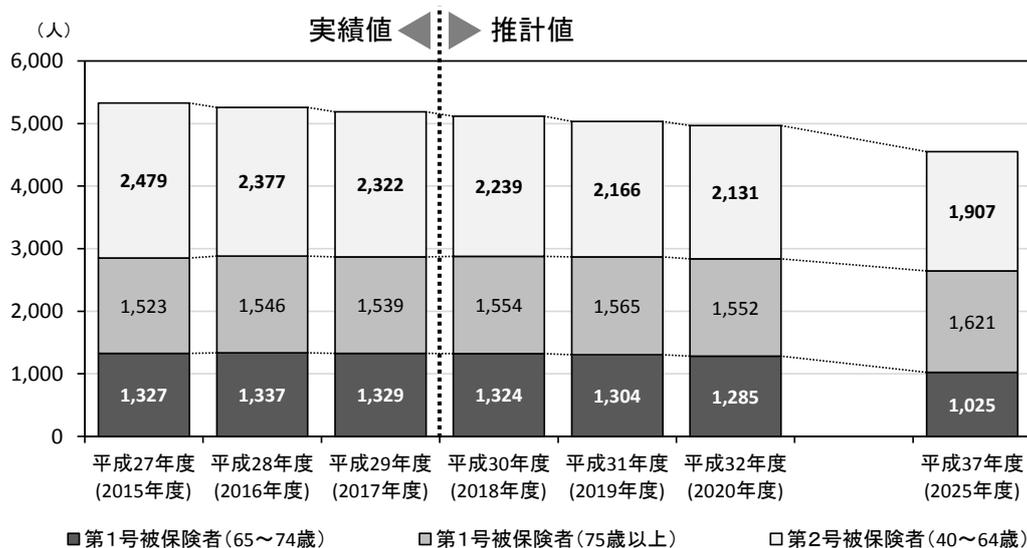


※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

### 3 被保険者数の推計

第1号被保険者数は今後減少傾向に転ずると予想され、平成37年度（2025年度）には2,646人になると見込んでいます。また、第2号被保険者数は減少傾向が続き、平成37年度（2025年度）には1,907人となる見込みです。

■被保険者数の推移



(単位：人)

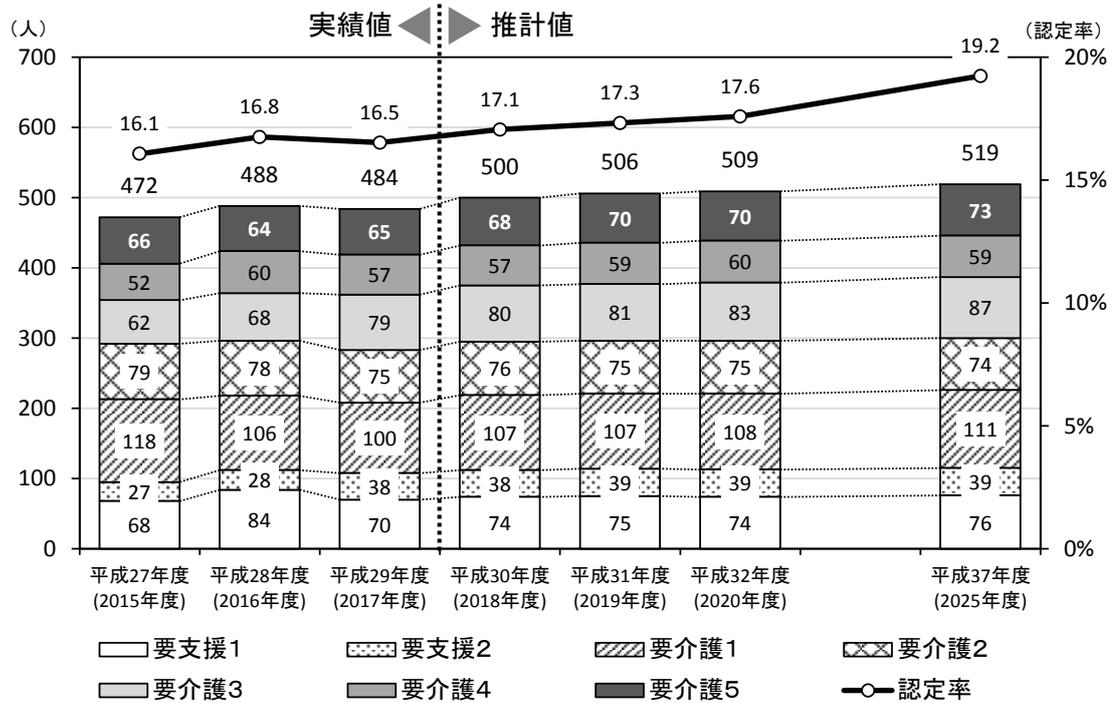
	実績値			推計値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
第1号被保険者 (65歳以上)	2,850	2,883	2,868	2,878	2,869	2,837	2,646
65～74歳	1,327	1,337	1,329	1,324	1,304	1,285	1,025
75歳以上	1,523	1,546	1,539	1,554	1,565	1,552	1,621
第2号被保険者 (40～64歳)	2,479	2,377	2,322	2,239	2,166	2,131	1,907

※実績値：住民基本台帳（各年10月末現在）、推計値：コーホート変化率法による推計値

## 4 認定者の推計

要介護認定者数は平成30年度以降も緩やかに増加し、平成37年度（2025年度）には519人となる見込みです。また、後期高齢者の増加に伴って要介護認定率は増加傾向に転じ、平成37年度（2025年度）には19.2%になると予想されます。

■要介護認定数の推移



	実績値			推計値			
	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
要介護認定者数(人)	472	488	484	500	506	509	519
要支援1	68	84	70	74	75	74	76
要支援2	27	28	38	38	39	39	39
要介護1	118	106	100	107	107	108	111
要介護2	79	78	75	76	75	75	74
要介護3	62	68	79	80	81	83	87
要介護4	52	60	57	57	59	60	59
要介護5	66	64	65	68	70	70	73
要介護認定率 (%)	16.5	16.8	16.8	17.1	17.3	17.6	19.2

※実績値：介護保険事業状況報告（各年9月末）  
 ※要介護認定率は第1号被保険者を対象として算出

## 第3節 サービス利用者数の見込み

### 1 居宅サービス

#### (1) 訪問介護《社会福祉協議会・きらり訪問介護事業部》

##### 【事業内容】

ホームヘルパー等が自宅を訪問し、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言、その他必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

##### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防訪問介護	15	9	1	/	/	/	/
訪問介護	41	48	46	49	50	51	53

#### (2) 訪問入浴介護

##### 【事業内容】

看護師やホームヘルパーが移動入浴車等で要介護者の居宅を訪問し、浴槽を家庭に持ち込んで入浴の介護を行うサービスです。町内唯一のサービス提供事業者である社会福祉協議会が、利用者数の減少等により平成18年度に事業を廃止しました。

##### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
訪問入浴介護	1	2	1	2	2	2	2

### (3) 訪問看護《社団法人北海道総合在宅ケア事業団》

#### 【事業内容】

訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師等が自宅等を訪問し、療養上の世話や必要な診療の補助を行うサービスです。

#### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防訪問看護	2	3	4	4	4	5	6
訪問看護	13	9	9	10	11	11	12

### (4) 訪問リハビリテーション《本別町(国保病院)》

#### 【事業内容】

病院・診療所の理学療法士・作業療法士又は言語聴覚士が自宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

#### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防 訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
訪問リハビリテーション	1	2	2	2	2	2	3

### (5) 居宅療養管理指導《地域医療機関》

#### 【事業内容】

病院・診療所・薬局の医師・歯科医師・薬剤師等が、通院が困難な人の自宅を訪問し、心身の状況や環境等を把握して、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うサービスです。

#### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防居宅療養管理指導	2	3	1	1	1	2	3
居宅療養管理指導	9	18	23	25	26	26	30

## (6) 通所介護

### 【事業内容】

デイサービスセンターに通い、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。平成30年4月から社会福祉協議会の通所介護が地域密着型通所介護に移行する予定です。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防通所介護	15	7	0				
通所介護	36	33	32	1	1	1	1

## (7) 通所リハビリテーション《医療法人社団刀圭会》

### 【事業内容】

介護老人保健施設や病院・診療所のデイケアセンターに通い、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行うサービスです。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防 通所リハビリテーション	17	16	14	15	15	16	17
通所リハビリテーション	30	35	35	37	39	41	43

## (8) 短期入所生活介護《本別町（老人ホーム）》

### 【事業内容】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話や機能訓練を行うサービスです。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防短期入所生活介護	0	0	0	1	1	1	1
短期入所生活介護	11	12	11	12	12	13	15

## (9) 短期入所療養介護《医療法人社団刀圭会》

## 【事業内容】

介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下において介護・機能訓練等の必要な医療や日常生活の世話をを行うサービスです。

## 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	1	1	1	1
訪問リハビリテーション	6	4	4	5	5	5	5

## (10) 福祉用具貸与《社会福祉協議会・町内外事業者》

## 【事業内容】

心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障のある人の日常生活上の便宜を図り、機能訓練に役立つ福祉用具について、選定の援助・取り付け・調整などを行い、これらの貸与を行うサービスです。

## 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防福祉用具貸与	26	32	30	31	31	32	34
福祉用具貸与	90	101	93	94	97	99	103

## (11) 福祉用具購入《社会福祉協議会・町内外事業者》

## 【事業内容】

入浴・排せつ等に用いる特定福祉用具を購入したときに、福祉用具購入費〔実際の購入費(上限10万円)の9割相当額〕を償還払いで支給します。

## 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防福祉用具購入	1	1	1	1	1	1	1
福祉用具購入	2	2	1	2	2	2	2

## (12) 住宅改修《町内外事業者》

### 【事業内容】

手すりの取り付け等の住宅改修を行ったときに、住宅改修費〔実際の改修費（上限20万円）の9割相当額〕を償還払いで支給します。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防住宅改修	1	1	1	1	1	1	1
住宅改修	1	1	1	1	1	1	1

## (13) 特定施設入居者生活介護《本別町（老人ホーム）》

### 【事業内容】

有料老人ホームやケアハウス、養護老人ホームの入居者が、その施設で特定施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言等の日常生活上の世話や、機能訓練・療養上の世話をを行うサービスです。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防 特定施設入居者生活介護	2	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	17	17	16	18	19	19	20

## (14) 介護予防支援・居宅介護支援《本別町（地域包括支援センター）》

### 【事業内容】

介護保険から給付される居宅サービス等を適切に利用できるように、心身の状況、環境、本人や家族等の希望等を受けて介護サービス計画（ケアプラン）を作成するとともに、居宅サービス事業者との利用調整や、介護保険施設への紹介等のケアマネジメントを行います。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防支援	55	52	41	41	42	43	45
居宅介護支援	105	107	107	107	108	109	113

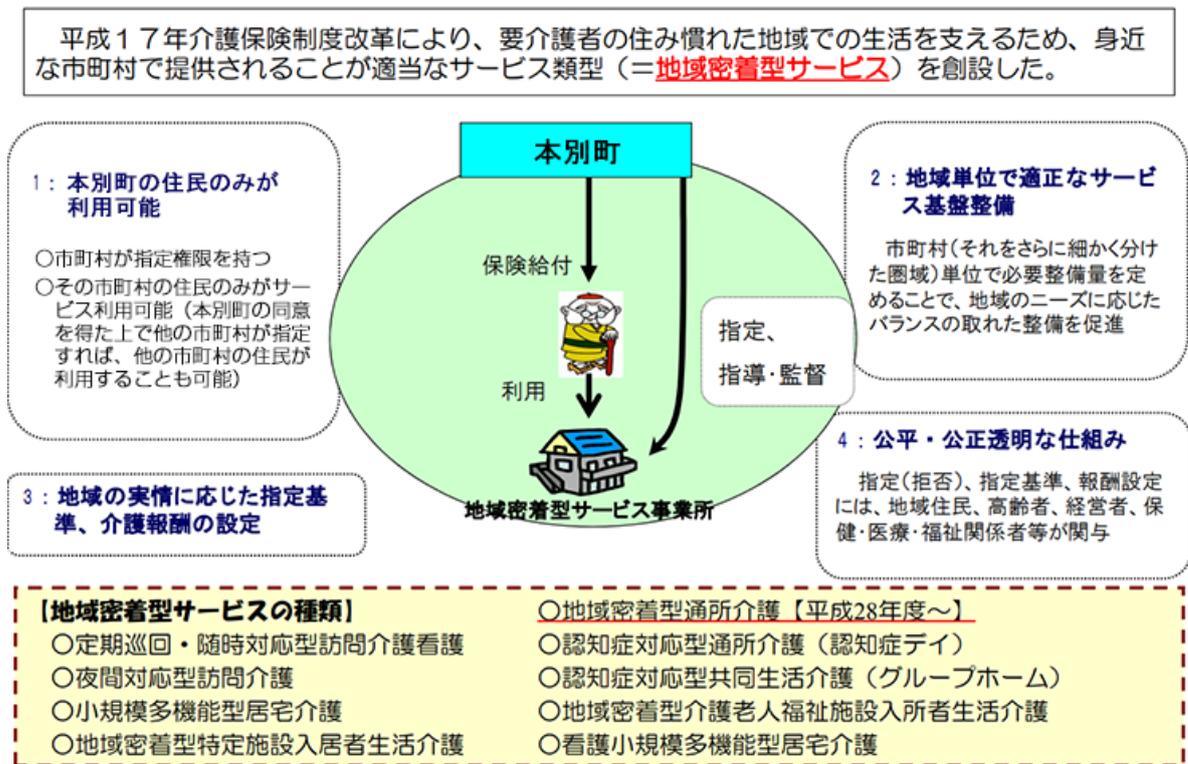
## 2 地域密着型サービス

### 《施策の基本方針》

高齢者が介護を要する状態になっても、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、原則として本町にお住まいの方（要支援・要介護認定を受けた方）だけが利用できる「地域密着型サービス」の整備を計画的に推進します。

本町においては、平成15年から「認知症対応型共同生活介護」、平成19年から「小規模多機能型居宅介護」サービスを勇足地区（勇足元町）と仙美里地区（仙美里元町）、平成23年から本別地区において実施しています。また、平成30年4月から社会福祉協議会の通所介護が地域密着型通所介護に移行する予定です。

### ■地域密着型サービスの概要



資料：厚生労働省「参考資料：サービス供給への関与のあり方」

## (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

### 【事業内容】

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。※本町にサービスはありません。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護	0	0	5	5	5	5	5

## (2) 夜間対応型訪問介護

### 【事業内容】

夜間も含め24時間安心して生活できるように、定期的な巡回訪問と通報による随時訪問により、在宅の要介護者の自宅において保健師、看護師、介護福祉士等が入浴、排せつ、食事等の介護を行うサービスです。※本町にサービスはありません。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0

## (3) 認知症対応型通所介護

### 【事業内容】

通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練(リハビリテーション)等を行います。※本町にサービスはありません。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0

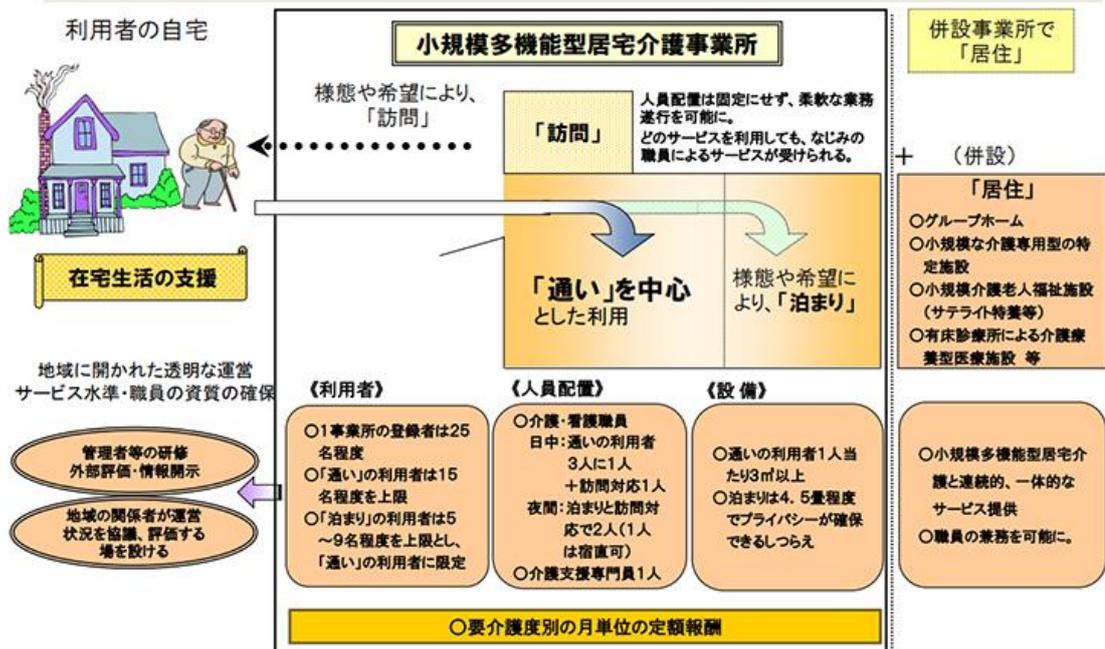
## (4) 小規模多機能型居宅介護 《社会福祉協議会》

### 【事業内容】

在宅の要支援・要介護者に対し、「通い」を中心として、心身の状況や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供サービスです。

社会福祉協議会が平成19年から、「勇足地区」(勇足元町)と「仙美里地区」(仙美里元町)の2か所でサービスを開始し、平成23年2月から本別地区でも開始されています。

基本的な考え方:「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせ提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援する。



### 【月平均利用実績・見込み】(単位:人)

	第6期			第7期			第9期
	平成27年度(2015年度)	平成28年度(2016年度)	平成29年度(2017年度)	平成30年度(2018年度)	平成31年度(2019年度)	平成32年度(2020年度)	平成37年度(2025年度)
介護予防 小規模多機能型居宅介護	1	1	5	6	6	6	6
小規模多機能型居宅介護	63	59	55	65	65	66	66

## (5) 認知症対応型共同生活介護 《旬グループホームあさひの里》

### 【事業内容】

認知症である在宅の要介護者が、少人数（5～9人）の家庭的な雰囲気の中で共同生活を送り、入浴・排せつ・食事の介護等日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービスです（軽度の認知症である要支援者については、介護予防を目的として行います）。

本町には、「本別地区」に認知症高齢者グループホームが1か所、利用定員9人分が整備されています。また、町外のグループホームも利用されています。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	13	12	11	12	12	13	14

## (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護

### 【事業内容】

介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。※本町に施設はありません。

### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0

## (7) 地域密着型介護老人福祉施設

### 【事業内容】

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護とは、入所定員が29人以下である特別養護老人ホームにおいて、入所する要介護者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。※本町に施設はありません。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
地域密着型 介護老人福祉施設	0	0	0	0	0	0	0

## (8) 看護小規模多機能型居宅介護

### 【事業内容】

「小規模多機能型居宅介護」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービスで、要介護度が高く、医療的なケアを必要とする人へのサービスを提供します。※本町にサービスはありません。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
看護小規模多機能型居宅 介護	0	0	0	0	0	0	0

## (9) 地域密着型通所介護

### 【事業内容】

利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターで、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。平成30年4月から社会福祉協議会の通所介護が地域密着型通所介護に移行する予定です。

### 【月平均利用実績・見込み】(単位：人)

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
地域密着型通所介護		1	1	36	38	40	44

### 3 施設サービス

#### (1) 介護老人福祉施設《本別町（老人ホーム）》

##### 【事業内容】

特別養護老人ホームにおいて、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等日常生活の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話等のサービスを行います。

本町には、「本別地区」に特別養護老人ホームが1か所、利用定員50人分が整備されています。また、町外の施設も利用されています。

##### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護老人福祉施設	54	55	54	56	56	58	62

#### (2) 介護老人保健施設《医療法人社団刀圭会》

##### 【事業内容】

介護老人保健施設において、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活の世話等のサービスを行います。

本町には、「本別地区」に老人保健施設が1か所、利用定員80人分が整備されています。また、町外の施設も利用されています。

##### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護老人保健施設	84	84	74	79	82	84	87

### (3) 介護療養型医療施設

#### 【事業内容】

療養病床等を持つ病院・診療所の介護保険適用部分に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下での介護等の世話、機能訓練等の必要な医療サービスを行います。※本町に施設はありません。

平成29年度末までに介護療養型医療施設が廃止される予定でしたが、平成35年度末（2023年度末）までに廃止期限が延長になり、その間に新しく創設された「介護医療院」に転換していくことになっています。

#### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護老人保健施設	0	1	3	2	2	2	

### (4) 介護医療院

#### 【事業内容】

「日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設です。

※本町に施設はありません。

#### 【月平均利用実績・見込み】（単位：人）

	第6期			第7期			第9期
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護医療院				0	0	0	2

## 第4節 介護保険事業の見込み

### 1 サービス見込量の推計

#### (1) 予防給付事業

##### ①居宅サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における予防給付サービスの利用者数については、高齢者人口及び利用者の増加に伴うサービス量の増加を勘案し、次のように見込みます。なお、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の平成29年度以降の推計値については、制度改正により「地域支援事業費」に移行されますので、サービス量は見込んでいません。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
介護予防訪問介護	人/月	15	9	1				
介護予防訪問入浴介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	回/月	7.6	9.9	14.1	16.0	16.0	20.0	24.0
	人/月	2	3	4	4	4	5	6
介護予防訪問リハビリテーション	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	人/月	2	3	1	1	1	2	3
介護予防通所介護	人/月	15	7	0				
介護予防通所リハビリテーション	人/月	17	16	14	15	15	16	17
介護予防短期入所生活介護	日/月	0.8	0.0	0.0	2.0	2.0	2.0	2.0
	人/月	0	0	0	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護	日/月	0.6	1.3	0.9	4.1	4.1	4.1	4.1
	人/月	0	0	0	1	1	1	1
介護予防福祉用具貸与	人/月	26	32	30	31	31	32	34
介護予防特定福祉用具購入	人/月	1	1	1	1	1	1	1
介護予防住宅改修	人/月	1	1	1	1	1	1	1
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	2	1	1	1	1	1	1
介護予防支援	人/月	55	52	41	41	42	43	45

##### ②地域密着型サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における地域密着型介護予防サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。

		実績値		見込み	推計値			
		平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
介護予防認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	1	1	5	6	6	6	6
介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0

## (2) 介護給付事業

## ①居宅サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度(2025年度)における居宅サービスの利用者数については、要介護認定者の増加及び利用者の要望等を勘案し、次のように見込みます。

需要の増加が見込まれるサービスについては増加傾向を示し、その他のサービスについては、横ばい又は微増として算出しています。

		実績値		見込み	推計値			
		平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
訪問介護	回/月	828.8	968.3	721.9	822.0	836.0	855.0	888.0
	人/月	41	48	46	49	50	51	53
訪問入浴介護	回/月	5.0	6.3	3.0	7.2	7.2	7.2	7.2
	人/月	1	2	1	2	2	2	2
訪問看護	回/月	92.0	55.5	59.8	71.5	75.8	75.8	90.3
	人/月	13	9	9	10	11	11	12
訪問リハビリテーション	回/月	5.7	13.3	11.5	12.3	12.3	12.3	16.3
	人/月	1	2	2	2	2	2	3
居宅療養管理指導	人/月	9	18	23	25	26	26	30
通所介護	回/月	283.7	238.4	218.8	13.5	13.5	13.5	13.5
	人/月	36	33	32	1	1	1	1
通所リハビリテーション	回/月	239.3	262.8	267.2	280.8	296.6	312.4	328.1
	人/月	30	35	35	37	39	41	43
短期入所生活介護	日/月	96.8	111.8	105.3	114.1	114.1	124.4	143.9
	人/月	11	12	11	12	12	13	15
短期入所療養介護(老健)	日/月	33.3	33.3	30.5	32.8	32.8	32.8	32.8
	人/月	6	4	4	5	5	5	5
福祉用具貸与	人/月	90	101	93	94	97	99	103
特定福祉用具購入	人/月	2	2	1	2	2	2	2
住宅改修	人/月	1	1	1	1	1	1	1
特定施設入居者生活介護	人/月	17	17	16	18	19	19	20
居宅介護支援	人/月	105	107	107	107	108	109	113

## ②地域密着型サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における地域密着型サービスの利用者数の見込量は下記のとおりです。見込量の算出にあたっては、医療計画との整合性に配慮して利用者数を見込んでいます。

		実績値		見込み	推計値			
		平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	人/月	0	0	5	5	5	5	5
夜間対応型訪問介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	回/月	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	人/月	63	59	55	65	65	66	66
認知症対応型共同生活介護	人/月	13	12	11	12	12	13	14
地域密着型特定施設入居者 生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	人/月	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護	回/月		12.0	12.0	262.9	277.2	291.7	320.5
	人/月		1	1	36	38	40	44

## ③施設サービスの見込量

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における施設サービス利用者数の見込量は下記のとおりです。見込量の算出にあたっては、医療計画との整合性に配慮して利用者数を見込んでいます。

なお、介護療養型医療施設は平成36年（2024年）3月31日までに廃止されるため、新しく創設される介護医療院に転換されることとなります。

		実績値		見込み	推計値			
		平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
介護老人福祉施設	人/月	54	55	54	56	56	58	62
介護老人保健施設	人/月	84	84	74	79	82	84	87
介護療養型医療施設	人/月	0	1	3	2	2	2	
介護医療院	人/月				0	0	0	2

## 2 サービス事業費の推計

### (1) 予防給付事業の給付見込み

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における予防給付事業費の見込みは下記のとおりです。なお、「介護予防訪問介護」及び「介護予防通所介護」の平成29年度以降の推計値については、制度改正により「地域支援事業費」に移行されたので、予防給付事業費は見込んでいません。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
居宅サービス							
介護予防訪問介護	3,941	2,438	217				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	595	932	1,384	1,621	1,621	2,027	2,432
介護予防訪問リハビリテーション	0	0	0	0	0	0	0
介護予防居宅療養管理指導	151	197	102	77	77	163	240
介護予防通所介護	4,205	2,180	48				
介護予防通所リハビリテーション	4,786	4,366	3,860	5,060	5,063	5,592	5,860
介護予防短期入所生活介護	45	0	0	115	115	115	115
介護予防短期入所療養介護	43	98	60	303	303	303	303
介護予防福祉用具貸与	1,470	1,902	2,162	1,995	1,995	2,067	2,198
介護予防特定福祉用具購入費	192	542	154	302	302	302	302
介護予防住宅改修費	604	1,557	1,685	1,514	1,514	1,514	1,514
介護予防 特定施設入居者生活介護	1,519	662	345	633	634	634	634
介護予防支援	2,955	2,751	2,190	2,219	2,275	2,329	2,438
地域密着型サービス							
介護予防 認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
介護予防 小規模多機能型居宅介護	873	823	3,086	4,780	4,783	4,783	4,783
介護予防 認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0	0	0	0
合 計	21,378	18,447	15,293	18,619	18,682	19,829	20,819

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## (2) 介護給付事業の給付見込み

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における介護給付事業費の見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
<b>居宅サービス</b>							
訪問介護	30,393	26,036	27,959	29,302	29,830	30,442	31,568
訪問入浴介護	669	844	405	965	966	966	966
訪問看護	8,936	5,490	5,973	7,027	7,425	7,425	8,910
訪問リハビリテーション	188	467	467	426	426	426	558
居宅療養管理指導	743	1,046	1,805	2,094	2,164	2,164	2,493
通所介護	27,139	22,612	22,865	1,240	1,241	1,241	1,241
通所リハビリテーション	25,381	27,787	28,257	28,362	29,968	31,561	33,459
短期入所生活介護	8,595	9,826	9,918	11,046	11,051	12,209	14,112
短期入所療養介護	3,468	3,806	2,043	3,510	3,511	3,511	3,511
福祉用具貸与	12,234	11,875	10,140	11,742	12,069	12,381	12,956
特定福祉用具購入費	635	720	238	691	691	691	691
住宅改修費	923	780	780	788	788	788	788
特定施設入居者生活介護	27,848	27,160	26,337	35,859	37,497	37,497	39,289
居宅介護支援	20,093	21,173	21,801	20,003	20,192	20,372	21,111
<b>地域密着型サービス</b>							
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	0	428	5,137	7,992	7,995	7,995	7,995
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	144,890	138,716	131,920	154,263	154,332	155,931	156,552
認知症対応型共同生活介護	39,813	34,377	33,366	37,423	37,440	40,453	43,595
地域密着型 特定施設入居者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	0	0	0	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型通所介護		1,207	1,207	24,968	26,327	27,678	30,377
<b>施設サービス</b>							
介護老人福祉施設	152,960	146,909	153,144	159,880	159,812	165,637	177,112
介護老人保健施設	250,930	252,623	236,228	238,108	246,215	252,288	261,718
介護療養型医療施設	702	5,552	13,324	8,833	8,837	8,837	
介護医療院				0	0	0	8,789
合計	756,538	739,434	733,314	784,522	798,777	820,493	857,791

※端数処理により合計が合わない場合があります。

### (3) 総給付費の見込み

第7期計画期間及び平成37年度（2025年度）における総給付費の見込みは下記のとおりです。

（単位：千円）

	実績値		見込み	推計値			
	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	平成 37年度 (2025年度)
予防給付事業費	21,378	18,447	15,293	18,619	18,682	19,829	20,819
介護給付事業費	756,538	739,434	733,314	784,522	798,777	820,493	857,791
総給付費	777,917	757,881	748,607	803,141	817,459	840,322	878,610

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## 第5節 保険料の算定

### 1 標準給付費見込額

サービス別に推計された総給付費に加え、特定入所者介護サービス費等給付額など保険料給付に必要な費用を推計し、標準給付費見込額を計算した結果は以下のとおりです。

国からの介護報酬の改定や制度改正を反映した上での、第7期の標準給付費は、約27億3,300万円が見込まれます。

また、介護保険制度の改正により、一定以上の所得のある人の自己負担の引き上げにより、一部の方は利用負担増となります。

（単位：千円）

	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	第7期 合計	平成 37年度 (2025年度)
	総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	802,810	826,764		859,973
総給付費	803,141	817,459	840,322	2,460,922	878,610
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	331	505	517	1,352	541
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	9,810	20,168	29,977	21,087
特定入所者介護サービス費等給付額	55,937	57,062	58,700	171,699	61,835
高額介護サービス費等給付額	19,943	20,454	21,234	61,630	21,894
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,698	2,752	2,831	8,281	2,982
算定対象審査支払手数料	603	608	607	1,817	637
標準給付費見込額	881,991	907,639	943,344	2,732,974	986,504

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## 2 地域支援事業費

本町では、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業を平成28年3月に開始しました。そのため、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の給付費相当分を介護予防事業費に組み込むとともに、新しい介護予防事業・日常生活支援総合事業に係る費用についても加味して推計しています。

(単位：千円)

	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	第7期 合計	平成 37年度 (2025年度)
	介護予防・日常生活支援総合事業費	14,656	14,951		
包括的支援事業・任意事業費	21,458	21,890	22,518	65,867	23,721
地域支援事業費見込額	36,114	36,840	37,898	110,853	39,922

## 3 保険料収納必要額及び介護給付費

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分(10%)を除いた標準給付費について、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費で負担します。被保険者の保険料のうち、平成27年度～29年度までの第1号被保険者の負担率は**23%**、第2号被保険者(40～64歳)負担率が**27%**となります。

(単位：千円)

	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	第7期 合計	平成 37年度 (2025年度)
	①標準給付費見込額	881,991	907,639		
②地域支援事業費見込額	36,114	36,840	37,898	110,853	39,922
③事業費合計(①+②)	918,105	944,480	981,242	2,843,827	1,026,426
④第1号被保険者負担割合	23%	23%	23%	23%	25%
⑤第1号被保険者負担相当額(③×④)	211,164	217,230	225,686	654,080	256,606
⑥調整交付金相当額	44,832	46,129	47,936	138,898	50,135
⑦調整交付金見込交付割合	7.47%	7.30%	7.30%	7.36%	7.59%
⑧調整交付金見込額	66,980	67,349	69,987	204,316	76,105
⑨準備基金取崩額				15,500	0
⑩財政安定化基金拠出金見込額				0	0
⑪保険料収納必要額(⑤+⑥-⑧-⑨+⑩)				573,162	230,637

※端数処理により合計が合わない場合があります。

## 4 所得段階別被保険者の推計

各段階における将来の所得段階別第1号被保険者数を推計した結果は以下のとおりです。

(単位：人)

	所得段階別第1号被保険者数					基準額に 対する 割合
	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	平成 32年度 (2020年度)	第7期 合計	平成 37年度 (2025年度)	
第1段階	584	581	576	1,741	538	0.500
第2段階	344	343	339	1,026	316	0.625
第3段階	277	276	273	826	254	0.750
第4段階	321	320	316	957	295	0.875
第5段階	285	285	281	851	262	1.000
第6段階	473	471	466	1,410	435	1.200
第7段階	284	284	280	848	262	1.300
第8段階	178	177	175	530	163	1.500
第9段階	84	84	83	251	77	1.700
第10段階	48	48	48	144	44	1.900
第1号被保険者数	2,878	2,869	2,837	8,584	2,646	
補正後第1号被保険者数	2,718	2,711	2,680	8,109	2,499	

※補正後第1号被保険者数は、各年度の所得段階別被保険者数に所得段階別割合を乗じて算出します。

## 5 保険料基準額の算定

介護保険給付費と地域支援事業費などの見込みから、第7期計画期間中に必要となる第1号被保険者の保険料の総額である「保険料収納必要額」は、573,162千円と見込み、第1号被保険者(65歳以上の高齢者)の保険料基準額は、月額5,980円(年額71,760円)とします。

	平成30～32年度[第7期] (2018～2020年度)	平成37年度[第9期] (2025年度)
①保険料必要収納額	573,162千円	230,637千円
②予定保険料収納率	98.5%	98.5%
③補正後第1号被保険者数	8,109人	2,499人
④保険料基準額(月額) (①÷②÷③÷12)	5,980円	7,809円

## 6 所得段階別保険料

今回の制度改正では、保険料負担率の見直し（22%から23%）や介護報酬の引き上げが予定されています。また、国の基準段階のうち、課税所得者の保険料段階（第8段階及び第9段階）の基準所得金額が引き上げられます。

本町ではすでに、課税・非課税層の細分化など特例段階を設け多段階制を実施し、現在10段階と負担能力に応じた設定を行っているところですが、今回の制度改正にあわせ、保険料段階や保険料基準額に対す割合を国基準に準じる形で設定します。

### ■所得段階別介護保険料

保険料段階	本人の課税区分等	世帯の課税区分	世帯の課税区分 (%)	基準額に対する割合	保険料 (月額) (円)	第6期との比較 (月額) (円)
第1段階	生活保護・老齢福祉年金受給者、課税年金収入額と合計所得額の合算額が80万円以下	非課税	20.3	0.450	2,690	90
第2段階	課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万円以下		12.0	0.625	3,740	130
第3段階	課税年金収入額と合計所得額の合算額が120万1円以上		9.6	0.750	4,490	160
第4段階	本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下	課税	11.1	0.875	5,230	180
第5段階 (基準段階)	本人非課税～公的年金等収入額＋合計所得金額が80万1円以上		9.9	1.000	5,980	210
第6段階	本人課税者 (合計所得金額120万円未満)		16.4	1.200	7,180	260
第7段階	本人課税者 (合計所得金額200万円未満)		9.9	1.300	7,770	270
第8段階	本人課税者 (合計所得金額300万円未満)		6.2	1.500	8,970	310
第9段階	本人課税者 (合計所得金額500万円未満)		2.9	1.700	10,170	360
第10段階	本人課税者 (合計所得金額500万円以上)		1.7	1.900	11,360	400

## 資料編

## 1 本別町健康長寿のまちづくり会議委員名簿

条例第13条第2項 による区分	団体名等	氏名 (敬称略)	役職名等
(1) 町民 5名	一般町民	中道 紀子	事業評価部会
		川初 光章	苦情調整部会
		井深 茂	地域密着型サービス運 営部会
		佐藤 孝子	苦情調整部会
		渡辺 紘生	苦情調整部会
(2) 保健福祉関係者 (学識又は経験を有 する者を含む) 12名	十勝総合振興局本別地域保健支所	湯原 勇夫	
	本別町民生児童委員協議会	井出 壬午	会長
	本別町在宅福祉ネットワーク連絡協議会	小泉 勝利	地域密着型サービス運 営部会
	本別町在宅介護者を支える会	北谷志津子	地域密着型サービス運 営部会
	本別町ボランティアセンター会議	池田 健	事務局長 事業評価部会
	本別町国民健康保険運営協議会	倉見 照彦	地域密着型サービス運 営部会
	本別町老人クラブ連合会	小川 健次	地域密着型サービス運 営部会
	本別町介護相談員	澤田 満	副会長(地域密着型サ ービス運営部会長、事 業評価部会長)
	身体障害者福祉協会本別町分会	伊藤 巖	苦情調整部会
	チャレンジド・ネットワークほんべつ	新津 和也	事業評価部会
	本別町手をつなぐ親の会	千葉 妙子	事業評価部会
本別町社会福祉協議会	高木 幸夫	事業評価部会	
(3) 介護サービス 事業者連絡会 2名	介護老人保健施設アメニティ本別	加藤 徹己	
	本別地域訪問看護ステーション	阿蘇 結花	
(4) その他会議の 目的に必要な者 3名	本別町自治会連合会	吉川 浩二	事業評価部会
	本別調停協会(家裁調停委員)	水谷 令子	副会長(苦情調整部会)
	人権擁護委員	福家 立雲	苦情調整部会
合計 22名			

## 2 本別町健康長寿のまちづくり会議開催状況

### 【まちづくり会議】

回数	開催年月日	内 容
第1回	平成29年10月2日	国保病院中長期計画及び新公立病院改革プランについて
第2回	平成30年1月15日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第6期銀河福祉タウン計画の事業評価部会による事業評価部会報告書の報告</li> <li>第7期銀河福祉タウン計画総論、主要事業について</li> </ul>
第3回	平成30年1月31日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期銀河福祉タウン計画素案についての審議</li> </ul>
第4回	平成30年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> <li>第7期銀河福祉タウン計画案についての審議</li> </ul>

### 【事業評価部会】

回数	開催年月日	内 容
第1回	平成29年12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価の方法について</li> <li>事業評価シート及び評価調書（個別票）による進捗状況及び現状と課題、今後の方向性（事務局提案）の説明</li> <li>事業の評価、今後の方向性に対する意見等</li> </ul>

### 3 本別町健康長寿のまちづくり条例

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、障害者及び高齢者等が健康で安心して快適に暮らせる社会を目指し、町、事業者及び町民（以下「町等」という。）の責務を明らかにするとともに、本別町健康長寿のまちづくり会議に関し必要な事項を定めること等により、保健福祉施策への町民の参加と共同連帯による長寿のまちづくりを推進し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保健福祉施策 障害者に関する福祉計画、高齢者等に関する保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定並びにそれに基づき実施する事業をいう。
- (2) 町民の参加 障害者、高齢者等及びサービス利用者とそれらに関係する町民の意見反映を推進し、町等が相互に補い合い、協力することをいう。

##### (町の責務)

第3条 町は、保健福祉施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 町は、保健福祉施策の策定及び実施に当たっては、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

- (1) この条例の町民参画規定を活用し、町民参加の機会を提供すること。
- (2) この条例の果たす重要性にかんがみ、本別町健康長寿のまちづくり会議への情報提供及び運営に対し必要な支援を行うこと。
- (3) 介護サービスに関する事業を行う者（以下「介護サービス事業者」という。）に対する適切な指導等を行うこと。

##### (事業者の責務)

第4条 介護サービス事業者は、適切なサービスの提供に努め、その事業の実施に当たっては、町が実施する介護に関する施策に協力しなければならない。

2 介護サービス事業者は、その事業を行うに当たっては、特に次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 介護サービスを利用する者（以下「サービス利用者」という。）に対して、その提供しようとする介護サービスの内容等について十分な説明をした上で、同意を得ること。
- (2) サービス利用者からの苦情を未然に防止するよう努めますとともに、この条例に基づく苦情処理に当たっては、誠意をもって対応しなければならない。

##### (町民の責務)

第5条 町民は、保健福祉施策の策定、実施及び評価に関して積極的に参加し、意見を述べるよう努めますとともに、町民相互の連帯に努めなければならない。

##### (介護相談員との連携)

第6条 町は、サービス利用者又はその家族、介護サービス事業者その他の者からの相談又は苦情に対応し、これを解決するための相談窓口を設置し、介護相談員と連携して迅速な解決に努めなければならない。

#### 第2章 本別町健康長寿のまちづくり会議

##### (設置)

第7条 第1条の目的を達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する町長の附属機関として、本別町健康長寿のまちづくり会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第8条 まちづくり会議は、次の所掌事務について調査審議する。

- (1) 保健福祉施策の策定に関すること。
- (2) 保健福祉施策の進ちょく状況に関すること。
- (3) 保健福祉施策の事業の評価に関すること。
- (4) 重要な事務事業で町長より諮問されたこと。
- (5) 苦情処理に関すること。
- (6) 在宅介護支援センターの運営に関すること。
- (7) その他設置の目的を達成するために必要なこと。

(苦情の解決)

第9条 まちづくり会議は、相談窓口又は介護相談員等により解決が困難な事例の報告を受けたときは、次の各号に掲げる場合を除き、当該苦情への対応、及びその解決の方法、内容等について速やかに調査審議をするものとする。

- (1) 介護サービスに関わらない苦情
- (2) 判決、裁決等により確定した権利関係に関するもの
- (3) 裁判等で係争中の事案に関するもの
- (4) すでに苦情処理が終了しているもの
- (5) 苦情に関する事実があった日から著しく経過したもの

2 調査審議の結果、必要があると認めるときは、関係機関及び関係者に対し、解決の方法、内容等について意見を述べ、又は国民健康保険団体連合会及び担当部局と連携をとりながら、その相談又は苦情に係る介護サービス事業者に対して是正の措置その他必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

3 まちづくり会議は、前項の規定により勧告をした場合において、当該勧告を受けた介護サービス事業者がこれに従わなかったときは、その旨を町長に対して通知するものとする。

4 町長は、前項の通知を受け必要があると認めるときは、当該通知に係る者の氏名又は名称及びその者が勧告に従わなかった旨を公表することができる。

(資料の提出等)

第10条 まちづくり会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要と認めるときは、町長及び介護サービス事業者その他の関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(町民の意見)

第11条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議するに当たって必要ある場合には、町民その他の者から意見を聴くことができる。

(意見の具申)

第12条 まちづくり会議は、所掌事務について調査審議した結果必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

(組織)

第13条 まちづくり会議は、委員25名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 町民
- (2) 保健福祉関係者（学識又は経験を有する者を含む。）
- (3) 介護サービス事業者
- (4) その他会議の目的に必要な者

- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。ただし、第2項第1号の委員については、連続して2期を超えてはならない。
- 5 町長は、第2項第1号の委員を任命するに当たっては、可能な限り町民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するようにしなければならない。

(役員)

第14条 まちづくり会議に次の役員を置き、委員の互選によって定める。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名

- 2 会長は、会務を総理し、まちづくり会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指定する順序により、その職務を代理する。
- 4 事務局長は、会長の指示を受けまちづくり会議の事務処理を掌理する。

(会議)

第15条 まちづくり会議は、会長が招集する。

- 2 まちづくり会議は、会長及び過半数の委員の出席がなければ、これを開き、議決することができない。
- 3 まちづくり会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第16条 まちづくり会議に第8条第5号に掲げる事務に関する苦情調整部会を設置する。

- 2 まちづくり会議の運営上必要あるときは、第1項に規定する以外の部会を設置することができる。
- 3 第1項又は第2項の規定により部会を設置した場合においては、この条例に定めるまちづくり会議の権限を、規則で定めるところにより、部会に委任することができる。
- 4 部会の審議及び検討事項について、会長が必要と認めるときは、まちづくり会議に報告し、又は議決を受けなければならない。

(守秘義務)

第17条 まちづくり会議の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(会議の公開)

第18条 まちづくり会議及び部会の会議は、原則、公開するものとする。ただし、個人のプライバシーに対する配慮その他公開しないことにつき合理的理由があるものとして規則に定める事由に該当するとき、又はまちづくり会議及び部会において特に公開しない旨の議決をしたときは、この限りではない。

(規則への委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 4 保険者機能強化推進交付金の評価指標への対応状況

### (1) PDCAサイクルの活用による保険者機能の強化に向けた体制等の構築

指標(案)	詳細	計画書頁
① 地域包括ケア「見える化」システムを活用して他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。	ア 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HP による周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	p.27~28
	イ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。その上で、HP による周知等の住民や関係者と共通理解を持つ取組を行っている。	—
	ウ 地域包括ケア「見える化」システムを活用して、他の保険者と比較する等、当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。	—
	エ 地域包括ケア「見える化」システムは活用していないが、代替手段(独自システム等)により当該地域の介護保険事業の特徴を把握している。	—
② 日常生活圏域ごとの65歳以上人口を把握しているか。		p.12
③ 右記の将来推計を実施しているか。	ア 2025年度における要介護者数・要支援者数。	p.115
	イ 2025年度における介護保険料。	p.135
	ウ 2025年度における日常生活圏域単位の65歳以上人口。	p.113
	エ 2025年度における認知症高齢者数。	p.17
	オ 2025年度におけるひとり暮らし高齢者数。	p.16
	カ 2025年度に必要な介護人材の数。	p.28
④ 介護保険事業に関する現状や将来推計に基づき、2025年度に向けて、自立支援、重度化防止等に資する施策について目標及び目標を実現するための重点施策を決定しているか。		p.67
⑤ 人口動態による自然増減による推計に加え、自立支援・介護予防に資する施策など、保険者としての取組を勘案した要介護者数及び要支援者数の推計を行っているか。		p.115
⑥ 地域医療構想を含む医療計画も踏まえつつ、地域の在宅医療の利用者や、在宅医療の整備目標等を参照しつつ、介護サービスの量の見込みを定めているか。		p.126
⑦ 認定者数、受給者数、サービスの種類別の給付実績を定期的にモニタリング(点検)しているか。	ア 定期的にモニタリングするとともに、運営協議会等で公表している。	p.7
	イ 定期的にモニタリングしている。	—
⑧ 介護保険事業計画の目標が未達成であった場合に、具体的な改善策や、理由の提示と目標の見直しといった取組を講じているか。		p.7

### (2) 自立支援、重度化防止等に資する施策の推進

#### 1) 地域密着型サービス

指標(案)	詳細	計画書頁
① 保険者の方針に沿った地域密着型サービスの整備を図るため、保険者独自の取組を行っているか。	ア 地域密着型サービスの指定基準を定める条例に保険者独自の内容を盛り込んでいる。	—
	イ 地域密着型サービスの公募指定を活用している。	—
	ウ 参入を検討する事業者への説明や働きかけを実施している。(説明会の開催、個別の働きかけ等)	—
	エ 必要な地域密着型サービスを確保するための上記以外の取組を行っている。	p.121

指標（案）	詳細	計画書頁
②	地域密着型サービス事業所の運営状況を把握し、それを踏まえ、運営協議会等で必要な事項を検討しているか。	p.7
③	所管する介護サービス事業所について、指定の有効期間中に一回以上の割合（16.6%）で実地指導を実施しているか。	p.7
④	地域密着型通所介護事業所における機能訓練・口腔機能向上・栄養改善を推進するための取組を行っているか。	—

## 2) 介護支援専門員・介護サービス事業所

指標（案）	詳細	計画書頁
①	保険者として、ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えているか。	—
	イ ケアマネジメントに関する保険者の基本方針を、介護支援専門員に対して伝えている。	p.95
②	介護サービス事業所の質の向上に向けて、具体的なテーマを設定した研修等の具体的な取組を行っているか。	p.53～55

## 3) 地域包括支援センター

指標（案）	詳細	計画書頁
<地域包括支援センターの体制に関するもの>		
①	地域包括支援センターに対して、介護保険法施行規則に定める原則基準に基づく3職種の配置を義務付けているか。	p.93
②	地域包括支援センターの3職種（準ずる者を含む）1人当たり高齢者数（圏域内の65歳以上高齢者数/センター人員）の状況が1,500人以下。 ※小規模の担当圏域における地域包括支援センターについては配置基準が異なるため以下の指標とする。 担当圏域における第1号被保険者の数が概ね2,000人以上3,000人未満：1,250人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人以上2,000人未満：750人以下 第1号被保険者の数が概ね1,000人未満：500人以下	p.93
③	地域包括支援センターが受けた介護サービスに関する相談について、地域包括支援センターから保険者に対して報告や協議を受ける仕組みを設けているか。	p.94
④	介護サービス情報公表システム等において、管内の全地域包括支援センター事業内容・運営状況に関する情報を公表しているか。	p.94
⑤	毎年度、地域包括支援センター運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容を検討し改善しているか。	p.94
	イ 運営協議会での議論を踏まえ、地域包括支援センターの運営方針、支援、指導の内容について改善点を検討している。	—
<ケアマネジメント支援に関するもの>		
⑥	地域包括支援センターと協議の上、地域包括支援センターが開催する介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を作成しているか。	p.96
⑦	介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者（例：医療機関や地域における様々な社会資源など）との意見交換の場を設けているか。	p.96
⑧	管内の各地域包括支援センターが介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	p.95
<地域ケア会議に関するもの>		
⑨	地域ケア会議について、地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュールを盛り込んだ開催計画を策定しているか。	p.96

指標（案）		詳細	計画書頁
⑩	地域ケア会議において多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。		p.97
⑪	個別事例の検討等を行う地域ケア会議における個別事例の検討件数割合はどの程度か。（個別ケースの検討件数/受給者数等）	ア 個別ケースの検討件数/受給者数 〇件以上（全保険者の上位3割）	p.96
		イ 個別ケースの検討件数/受給者数 〇件以上（全保険者の上位5割）	
⑫	生活援助の訪問回数の多いケアプラン（生活援助ケアプラン）の地域ケア会議等での検証について、実施体制を確保しているか。		—
⑬	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングするルールや仕組みを構築し、かつ実行しているか。		—
⑭	複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村へ提言しているか。	ア 複数の個別事例から地域課題を明らかにし、これを解決するための政策を市町村に提言している。	p.97
		イ 複数の個別事例から地域課題を明らかにしているが、解決するための政策を市町村に提言していない。	—
⑮	地域ケア会議の議事録や決定事項を構成員全員が共有するための仕組みを講じているか。		p.96

#### 4) 在宅医療・介護連携

指標（案）		詳細	計画書頁
①	地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータのほか、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。	ア 市町村が所持するデータに加え、都道府県等や郡市区医師会等関係団体から提供されるデータ等も活用し、課題を検討し、対応策を具体化している。	p.98～ 102
		イ 市町村が所持するデータを活用して課題を検討し、対応策を具体化している。	
②	医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて必要に応じて、都道府県等からの支援を受けつつ、4) ①での検討内容を考慮して、必要となる具体的取組を企画・立案した上で、具体的に実行するとともに、実施状況の検証や取組の改善を行っているか。		p.100
③	医療・介護関係者間の情報共有ツールの整備又は普及について具体的な取組を行っているか。		p.101
④	地域の医療・介護関係者、地域包括支援センター等からの在宅医療・介護連携に関する相談に対応するための相談窓口を設置し、在宅医療・介護連携に関する相談内容を、郡市区医師会等の医療関係団体との会議等に報告しているか。		p.98
⑤	医療・介護関係の多職種が合同で参加するグループワークや事例検討など参加型の研修会を、保険者として開催又は開催支援しているか。		p.101
⑥	関係市区町村や郡市区医師会等関係団体、都道府県等と連携し、退院支援ルール等、広域的な医療介護連携に関する取組を企画・立案し、実行しているか。		—
⑦	居宅介護支援の受給者における「入院時情報連携加算」及び「退院・退所加算」の取得率の状況はどうか。	ア 〇%以上（全保険者の上位5割）	—

## 5) 認知症総合支援

指標（案）	詳細	計画書頁
① 市町村介護保険事業計画又は市町村が定めるその他の計画等において、認知症施策の取組（「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」第二の三の1の（二）に掲げる取組）について、各年度における具体的な計画（事業内容、実施（配置）予定数、受講予定人数等）を定め、毎年度その進捗状況について評価しているか。	ア 計画に定めており、かつ、進捗状況の評価を行っている。	p.7
	イ 計画に定めているが、進捗状況の評価は行っていない。	—
② 認知症初期集中支援チームは、認知症地域支援推進員に支援事例について情報提供し、具体的な支援方法の検討を行う等、定期的に情報連携する体制を構築しているか。		p.89
③ 地区医師会等の医療関係団体と調整し、認知症のおそれがある人に対して、かかりつけ医と認知症疾患医療センター等専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応につなげる体制を構築しているか。		p.89
④ 認知症支援に携わるボランティアの定期的な養成など認知症支援に関する介護保険外サービスの整備を行っているか。		p.88, p.90~91

## 6) 介護予防／日常生活支援

指標（案）	詳細	計画書頁
① 介護予防・日常生活支援総合事業の創設やその趣旨について、地域の住民やサービス事業者等地域の関係者に対して周知を行っているか。		p7, 66
② 介護保険事業計画において、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス（基準を緩和したサービス、住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援を指し、予防給付で実施されてきた旧介護予防訪問介護相当サービス・旧介護予防通所介護相当サービスに相当するサービスは含まない。以下同じ。）及びその他の生活支援サービスの量の見込みを立てるとともに、その見込み量の確保に向けた具体策を記載しているか。		—
③ 介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービスやその他の生活支援サービスの開始にあたり、生活支援コーディネーターや協議体、その他地域の関係者との協議を行うとともに、開始後の実施状況の検証の機会を設けているか。		p.68
④ 高齢者のニーズを踏まえ、介護予防・生活支援サービス事業における多様なサービス、その他生活支援サービスを創設しているか。		—
⑤ 介護予防に資する住民主体の通いの場への65歳以上の方の参加者数はどの程度か（【通いの場への参加率＝通いの場の参加者実人数／高齢者人口】等）	ア 通いの場への参加率が〇%（上位3割）	p.72
	イ 通いの場への参加率が〇%（上位5割）	
⑥ 地域包括支援センター、介護支援専門員、生活支援コーディネーター、協議体に対して、総合事業を含む多様な地域の社会資源に関する情報を提供しているか。		p.57
⑦ 地域リハビリテーション活動支援事業（リハビリテーション専門職等が技術的助言等を行う事業）等により、介護予防の場にリハビリテーション専門職等が関与する仕組みを設け実行しているか。		p.72
⑧ 住民の介護予防活動への積極的な参加を促進する取組を推進しているか。（単なる周知広報を除く。）		p.71

## 7) 生活支援体制の整備

指標（案）	詳細	計画書頁
①	生活支援コーディネーターに対して市町村としての活動方針を提示し、支援を行っているか。	p.68
②	生活支援コーディネーターが地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握、問題提起等）を行っているか。	p.68
③	協議体が地域資源の開発に向けた具体的取組（地域ニーズ、地域資源の把握等）を行っているか。	p.68
④	生活支援コーディネーター、協議体の活動を通じて高齢者のニーズに対応した具体的な資源の開発（既存の活動やサービスの強化を含む。）が行われているか。	—

## 8) 要介護状態の維持・改善の状況等

指標（案）	詳細	計画書頁	
①	（要介護認定等基準時間の変化） 一定期間における、要介護認定者の要介護認定等基準時間の変化率の状況はどのようになっているか。	ア 時点（1）の場合0%（全保険者の上位5割を評価）	—
	イ 時点（2）の場合0%（全保険者の上位5割を評価）		
②	（要介護認定の変化） 一定期間における要介護認定者の要介護認定の変化率の状況はどのようになっているか。	ア 時点（1）の場合0%（全保険者の上位5割を評価）	—
	イ 時点（2）の場合0%（全保険者の上位5割を評価）		

## (3) 介護保険運営の安定化に資する施策の推進

## 1) 介護給付の適正化

指標（案）	詳細	計画書頁	
①	介護給付の適正化事業の主要5事業のうち、3事業以上を実施しているか。	p.57～58	
②	ケアプラン点検をどの程度実施しているか。	ア ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が0%（全国平均）以上。	—
		イ ケアプラン数に対するケアプランの点検件数の割合が0%（全国平均）未満。	
③	医療情報との突合・縦覧点検を実施しているか。	p.58	
④	福祉用具の利用に関しリハビリテーション専門職が関与する仕組みを設けているか。	地域ケア会議の構成員としてリハビリテーション専門職を任命し、会議の際に福祉用具貸与計画もあわせて点検を行う。	—
		福祉用具専門相談員による福祉用具貸与計画の作成時に、リハビリテーション専門職が点検を行う仕組みがある。	
		貸与開始後、用具が適切に利用されているか否かをリハビリテーション専門職が点検する仕組みがある。	
⑤	住宅改修の利用に際して、建築専門職、リハビリテーション専門職等が適切に関与する仕組みを設けているか。	被保険者から提出された住宅改修費支給申請書の市町村における審査の際に、建築専門職、リハビリテーション専門職等により点検を行う仕組みがある。	p.63
		住宅改修の実施前又は実施の際に、実際に改修を行う住宅をリハビリテーション専門職が訪問し、点検を行わせる仕組みがある。	
⑥	給付実績を活用した適正化事業を実施しているか。	p.58	

## 2) 介護人材の確保

指標（案）	詳細	計画書頁
①	必要な介護人材を確保するための具体的な取組を行っているか。	p.49～52

## 5 介護保険サービス別の実績

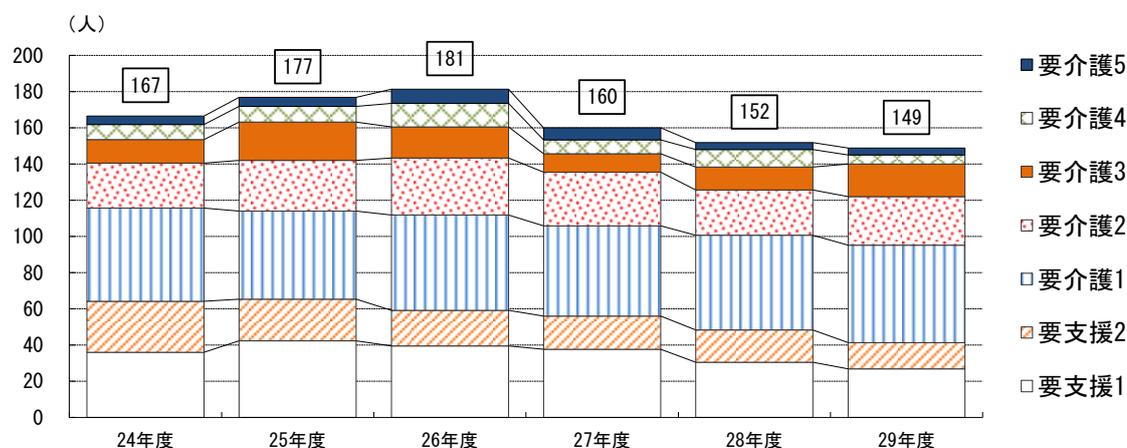
### (1) 居宅サービス

#### 1) 居宅介護支援サービス

ケアマネジャーが、利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するためのケアプランを作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、事業者や関係機関との連絡・調整を行います。

居宅介護支援は、特定のサービスや事業者に偏ることがないように、公正中立に行うこととされています。

#### ■居宅介護支援サービスの利用者数



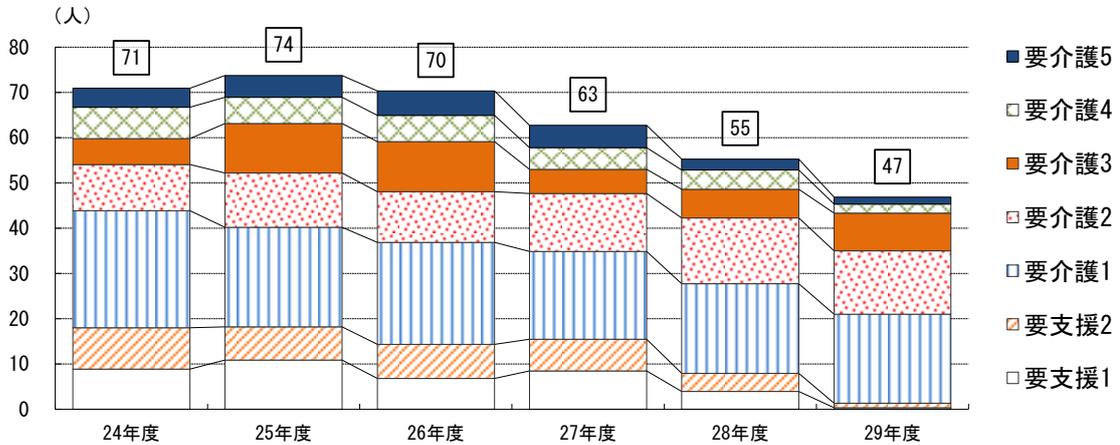
#### ■居宅介護（予防）支援サービスの利用実績の推移（月当たり平均）

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	38	18	56	50	30	10	8	7	104	160
	28	30	18	48	52	25	13	10	4	104	152
	29	27	15	41	54	27	18	5	4	108	149
サービス量 (件)	27	38	18	56	50	30	10	8	7	106	162
	28	30	18	48	53	25	13	10	4	104	153
	29	27	15	41	54	27	18	5	4	108	149
給付額 (千円)	27	168	80	249	743	446	195	139	128	1,652	1,901
	28	134	78	211	818	391	250	188	76	1,723	1,934
	29	119	64	183	842	409	342	101	76	1,770	1,953
1人あたり サービス量 (件/人)	27	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	28	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
	29	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
1人あたり 給付費 (千円)	27	4.473	4.410	4.452	14.916	15.045	19.015	18.176	19.017	15.862	11.876
	28	4.390	4.370	4.383	15.600	15.658	19.604	19.592	19.843	16.633	12.740
	29	4.449	4.403	4.433	15.635	15.224	19.016	20.260	19.908	16.466	13.124

## 2) 訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の自宅を訪問し、食事・排せつ・入浴などの介護（身体介護）や、掃除・洗濯・買い物・調理などの生活の支援（生活援助）をします。

### ■訪問介護の利用者数の推移



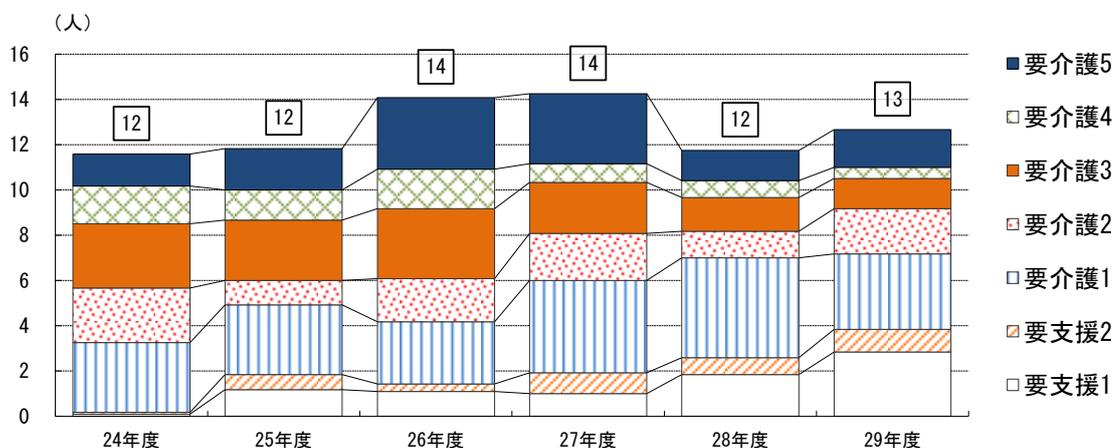
### ■訪問介護の利用実績（各年度月平均値）

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	8	7	15	19	13	5	5	5	47	63
	28	4	4	8	20	15	6	4	2	47	55
	29	0	1	1	20	14	8	2	2	46	47
サービス量 (日)	27	51	53	104	190	148	77	75	90	579	683
	28	28	33	61	192	201	69	61	34	557	617
	29	3	4	7	242	177	87	18	32	555	561
給付額 (千円)	27	160	175	334	676	558	358	349	599	2,540	2,874
	28	78	97	175	664	754	250	317	158	2,142	2,317
	29	8	11	19	880	714	357	55	177	2,182	2,201
1人あたりサービス量 (回/人)	27	6.1	7.6	6.8	9.8	11.5	14.5	15.5	18.2	12.2	10.9
	28	7.1	8.2	7.7	9.7	13.9	10.9	14.3	14.1	11.8	11.2
	29	7.5	4.0	4.9	12.3	12.6	10.4	8.8	21.1	12.2	12.0
1人あたり給付費 (千円)	27	18.984	24.953	21.694	34.804	43.485	67.056	72.280	121.866	53.662	45.808
	28	19.873	24.224	22.071	33.477	51.974	39.468	74.629	65.247	45.262	41.939
	29	23.895	10.755	14.040	44.726	50.979	42.865	27.443	117.954	47.964	46.998

### 3) 訪問看護

利用者の心身機能の維持回復などを目的として、看護師などが疾患のある利用者の自宅を訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行います。

■訪問看護の利用者数



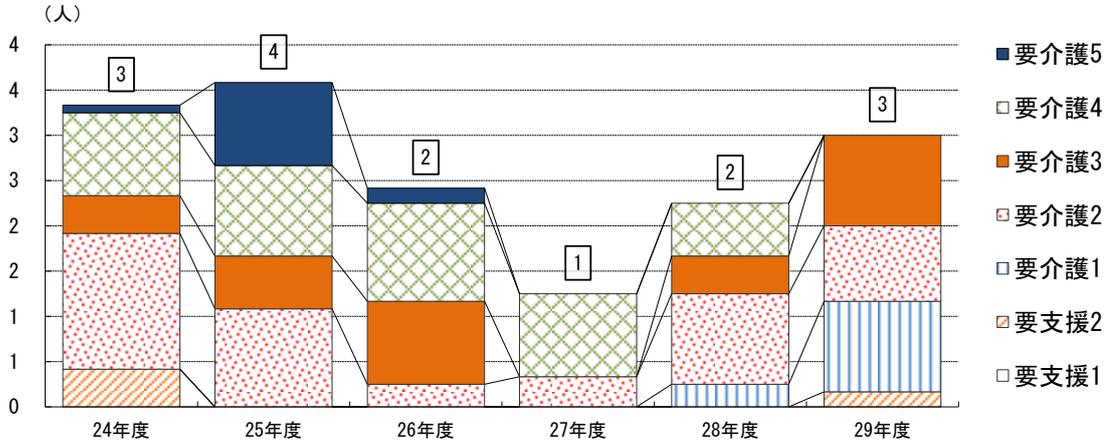
■訪問看護の利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	1	1	2	4	2	2	1	3	12	14
	28	2	1	3	4	1	2	1	1	9	12
	29	3	1	4	3	2	1	1	2	9	13
サービス量 (回)	27	5	3	8	27	10	12	3	26	78	86
	28	8	2	10	27	9	6	3	10	55	64
	29	12	2	14	18	12	3	5	12	50	63
給付額 (千円)	27	38	17	55	240	91	93	24	249	696	751
	28	64	16	80	222	79	52	18	94	464	545
	29	89	16	105	134	98	23	49	143	447	552
1人あたりサービス量 (回/人)	27	4.6	3.7	4.2	6.5	4.9	5.1	3.5	8.5	6.3	6.0
	28	4.1	3.2	3.8	6.0	7.5	4.1	4.0	7.4	5.9	5.5
	29	4.1	2.0	3.5	5.5	6.1	2.1	9.0	7.3	5.6	5.0
1人あたり給付費 (千円)	27	38.288	18.189	28.675	58.712	43.800	41.186	28.983	80.637	56.468	52.730
	28	35.166	20.862	31.013	50.252	67.910	34.633	23.637	70.202	50.668	46.347
	29	31.439	16.317	27.494	40.212	49.130	17.000	97.710	85.813	50.586	43.598

### 4) 訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などが利用者の自宅を訪問し、心身機能の維持回復や日常生活の自立に向けたリハビリテーションを行います。

■訪問リハビリテーションの利用者数の推移



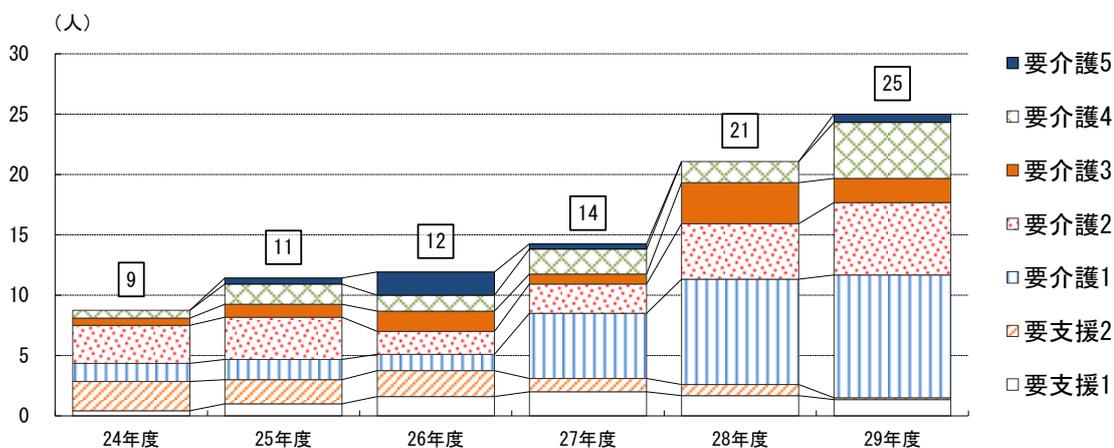
■訪問リハビリテーションの利用実績の推移

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27			0		0		1		1	1
	28			0	0	1	0	1		2	2
	29		0	0	1	1	1			3	3
サービス量 (回)	27			0		1		2		3	3
	28			0	0	4	1	1		7	7
	29		1	1	1	4	4			9	10
給付額 (千円)	27			0		8		9		17	17
	28			0	1	25	8	6		41	41
	29		4	4	5	21	25			52	55
1人あたりサービス量 (回/人)	27					4.0		1.8		2.4	2.4
	28				1.0	4.3	3.4	1.9		3.1	3.1
	29		4.0	4.0	1.0	4.2	4.3			3.1	3.2
1人あたり給付費 (千円)	27					22.716		9.884		13.306	13.306
	28				5.436	25.495	19.910	10.095		18.239	18.239
	29		22.176	22.176	5.436	25.277	25.227			18.257	18.475

## 5) 居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師等が訪問して療養生活を送るために必要な指導を行うサービスです。

### ■居宅療養管理指導の利用者数



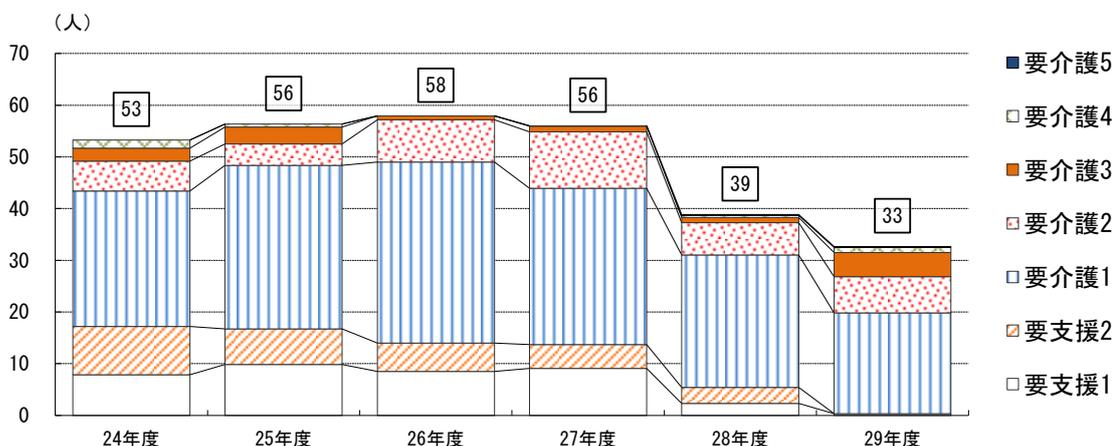
### ■居宅療養管理指導の利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防 給付 小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護 給付 小計	合計
利用者数 (人)	27	2	1	3	5	2	1	2	0	11	14
	28	2	1	3	9	5	3	2		19	21
	29	1	0	2	10	6	2	5	1	24	25
サービス量 (回)	27	3	2	4	8	4	1	2	1	16	20
	28	2	2	4	15	8	5	3		30	34
	29	2	0	2	17	10	3	9	1	41	43
給付額 (千円)	27	9	5	13	28	11	9	8	2	57	70
	28	9	6	16	46	23	15	8		92	107
	29	7	1	8	55	32	10	25	4	126	134
1人あたり サービス量 (回/人)	27	1.3	1.5	1.4	1.5	1.4	1.7	1.0	1.8	1.4	1.4
	28	1.4	1.9	1.6	1.7	1.7	1.4	1.6		1.6	1.6
	29	1.1	2.0	1.2	1.7	1.7	1.7	2.0	1.8	1.8	1.7
1人あたり 給付費 (千円)	27	4.281	4.298	4.287	5.107	4.346	10.858	3.907	4.406	5.122	4.941
	28	5.648	6.989	6.124	5.220	5.089	4.280	4.521		4.948	5.092
	29	4.921	8.136	5.278	5.399	5.261	5.193	5.459	5.978	5.374	5.369

## 6) 通所介護（デイサービス）

利用者が通所介護の施設（デイサービスセンターなど）に通い、施設では、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。生活機能向上グループ活動などの高齢者同士の交流もあり、施設は利用者の自宅から施設までの送迎も行います。

■通所介護の利用者数



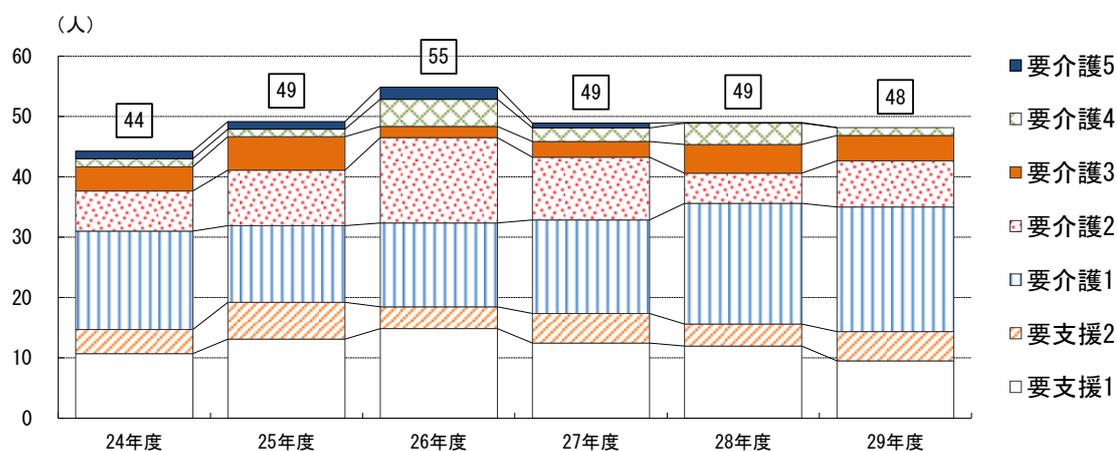
■通所介護の利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	9	5	14	30	11	1	0		42	56
	28	2	3	5	26	6	1	0	0	33	39
	29	0		0	20	7	5	1	0	32	33
サービス量 (回)	27	36	27	63	227	86	7	1		320	383
	28	9	17	26	184	49	6	2	1	241	268
	29	1		1	130	56	25	7	1	219	220
給付額 (千円)	27	150	151	301	1,692	741	61	9		2,502	2,803
	28	39	100	140	1,371	405	56	16	7	1,855	1,994
	29	5		5	954	421	197	69	11	1,652	1,658
1人あたりサービス量 (回/人)	27	3.9	5.9	4.6	7.5	7.8	6.2	10.0		7.6	6.8
	28	3.8	5.6	4.8	7.2	7.8	6.1	4.2	4.0	7.2	6.9
	29	3.0		3.0	6.6	8.0	5.4	7.2	6.0	6.8	6.7
1人あたり給付費 (千円)	27	16.517	32.895	22.009	55.925	67.857	56.275	102.681		59.103	50.050
	28	16.781	32.551	25.757	53.595	64.723	55.902	39.294	39.992	55.499	51.350
	29	16.380		16.380	48.908	60.204	42.269	69.099	63.819	51.096	50.742

## 7) 通所リハビリテーション（デイケア）

利用者が通所リハビリテーションの施設（老人保健施設、病院、診療所など）に通い、食事や入浴などの日常生活上の支援や、生活機能向上のための機能訓練や口腔機能向上サービスなどを日帰りで提供します。

### ■通所リハビリテーションの利用者数



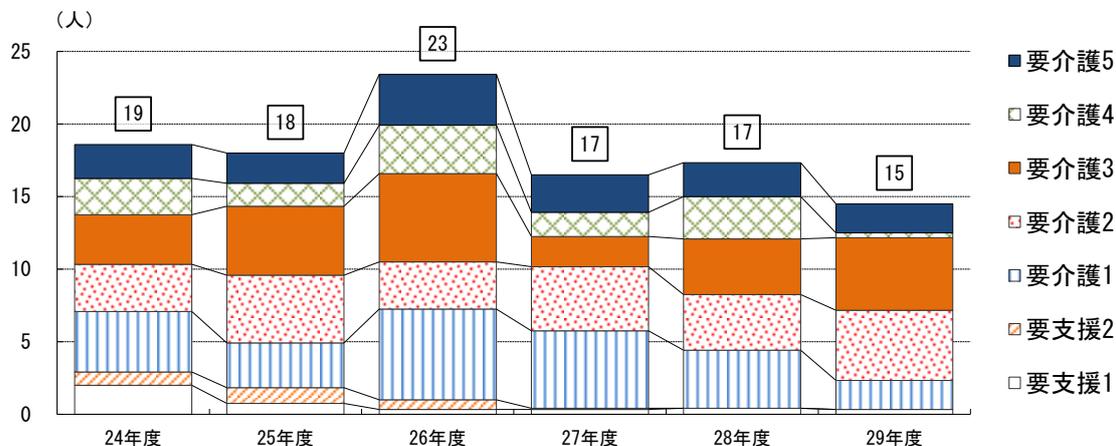
### ■通所リハビリテーションの利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	12	5	17	16	10	3	2	1	32	49
	28	12	4	16	20	5	5	4	0	33	49
	29	10	5	14	21	8	4	1		34	48
サービス量 (回)	27	52	35	87	102	83	20	23	6	234	321
	28	53	26	79	133	46	38	36	1	254	333
	29	47	35	82	132	70	49	10		261	342
給付額 (千円)	27	220	182	403	783	781	209	269	38	2,080	2,482
	28	213	136	349	998	414	399	421	8	2,240	2,589
	29	170	180	350	972	625	516	118		2,230	2,580
1人あたり サービス量 (回/人)	27	4.2	7.1	5.0	6.6	8.0	7.7	10.1	6.8	7.4	6.6
	28	4.5	7.0	5.0	6.7	9.2	8.1	10.0	8.0	7.6	6.8
	29	4.9	7.2	5.7	6.4	9.2	11.8	7.1		7.7	7.1
1人あたり 給付費 (千円)	27	17.749	37.089	23.235	50.502	75.010	80.730	119.694	45.036	65.843	50.745
	28	17.879	37.101	22.402	49.886	82.793	84.038	117.515	97.650	67.035	52.841
	29	17.859	37.239	24.394	47.015	81.498	123.744	88.539		65.914	53.559

## 8) 短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）などが、常に介護が必要な人の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

■短期入所生活介護の利用者数



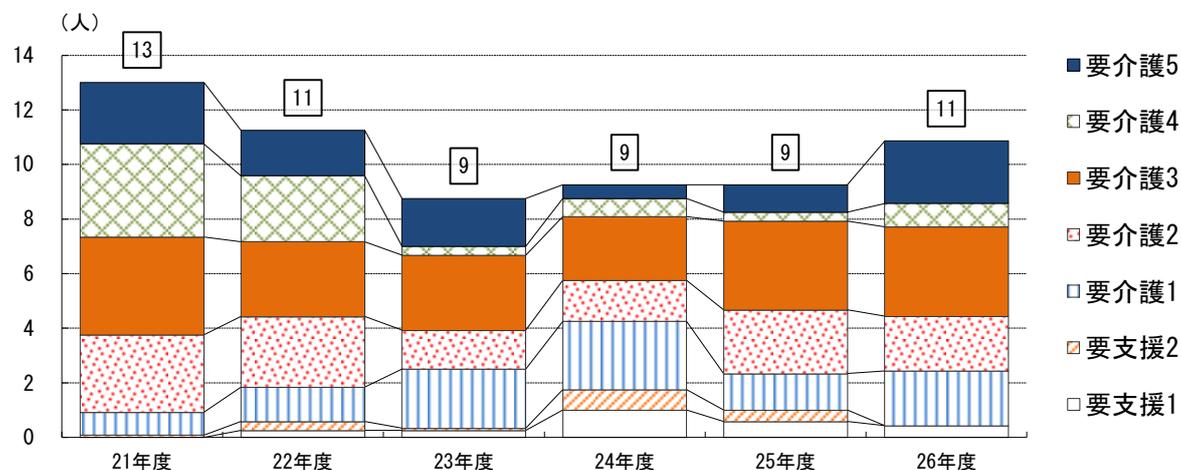
■短期入所生活介護の実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	0	0	0	4	2	2	1	2	11	12
	28	0	0	0	3	2	2	2	2	11	11
	29										
サービス量 (日)	27	0	0	0	17	13	18	12	20	80	80
	28	0	0	0	23	13	31	28	23	119	119
	29										
給付額 (千円)	27	23	21	44	1,824	1,353	1,957	1,327	2,134	8,595	8,639
	28	0	0	0	1,529	1,056	2,514	2,521	2,206	9,826	9,826
	29										
1人あたりサービス量 (日/人)	27										
	28										
	29										
1人あたり給付費 (千円)	27										
	28										
	29										

## 9) 短期入所療養介護（ショートステイ）

医療機関や介護老人保健施設などが、常に療養が必要な人の短期間の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

### ■短期入所療養介護の利用者数



### ■短期入所療養介護の実績

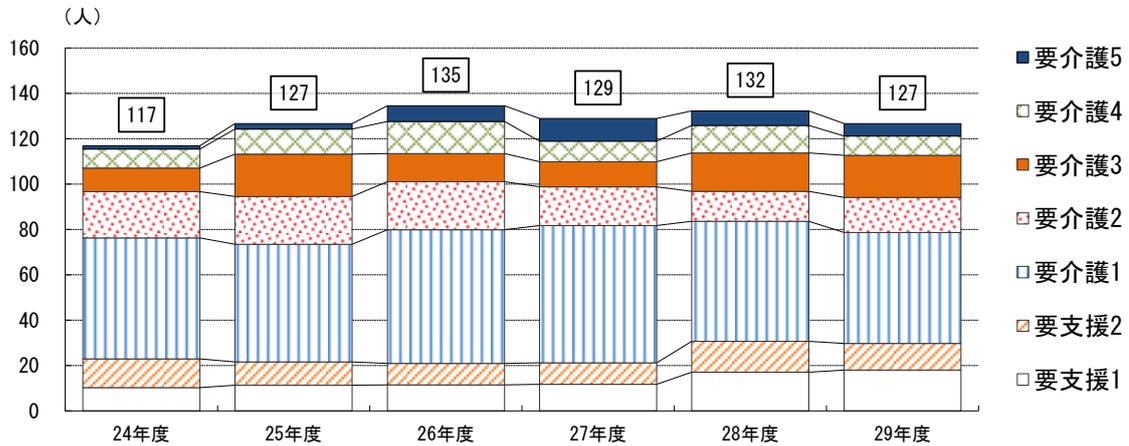
区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	0	0	0	2	2	0	1	1	6	6
	28	0	0	0	1	1	1	1	0	4	4
	29										
サービス量 (日)	27	0	0	0	8	15	2	2	5	32	32
	28	1	0	1	7	12	7	3	2	31	32
	29										
給付額 (千円)	27	43	0	43	899	1,583	158	239	588	3,468	3,511
	28	98	0	98	497	798	1,749	422	340	3,806	3,904
	29										
1人あたり サービス量 (日/人)	27										
	28										
	29										
1人あたり 給付費 (千円)	27										
	28										
	29										

## 10) 福祉用具貸与

指定を受けた事業者が、利用者の心身の状況、希望及びその生活環境等を踏まえ、適切な福祉用具を選ぶための援助・取り付け・調整などを行い、福祉用具を貸与します。

福祉用具を利用することで日常生活上の便宜を図り、家族の介護の負担軽減などを目的として実施します

### ■福祉用具貸与の利用者数



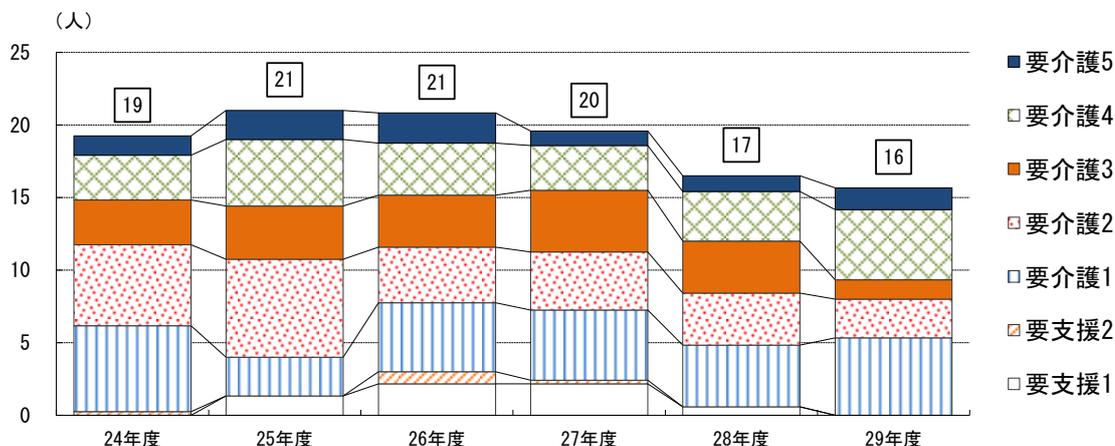
### ■福祉用具貸与の利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	12	10	21	61	17	11	9	10	108	129
	28	17	14	31	53	13	17	12	6	102	132
	29	18	12	30	49	16	19	9	6	97	127
サービス量 (件)	27	337	284	621	1,706	482	311	255	278	3,033	3,653
	28	494	387	881	1,512	369	491	340	175	2,886	3,767
	29	512	325	837	1,374	449	534	248	155	2,760	3,597
給付額 (千円)	27	52	50	102	482	199	107	120	157	1,065	1,166
	28	87	64	150	415	130	160	164	111	981	1,131
	29	101	62	163	339	151	171	84	91	835	998
1人あたりサービス量 (件/人)	27	28.9	29.9	29.3	28.2	28.4	28.0	27.8	28.1	28.1	28.3
	28	28.9	28.6	28.8	28.5	27.9	29.0	27.9	27.6	28.4	28.5
	29	28.4	27.9	28.2	28.0	29.0	28.9	29.2	28.2	28.5	28.4
1人あたり給付費 (千円)	27	4.450	5.236	4.803	7.952	11.694	9.615	13.140	15.857	9.882	9.048
	28	5.077	4.705	4.913	7.828	9.806	9.467	13.520	17.583	9.647	8.552
	29	5.611	5.324	5.498	6.911	9.742	9.252	9.871	16.480	8.612	7.883

## 11) 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム・ケアハウス）

指定を受けた有料老人ホームや軽費老人ホームなどが、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などを提供します。

### ■特定施設入居者生活介護の利用者数



### ■特定施設入居者生活介護の利用実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27	2	0	2	5	4	4	3	1	17	20
	28	1		1	4	4	4	3	1	16	17
	29			0	5	3	1	5	2	16	16
サービス量 (日)	27	63	8	71	147	117	129	83	31	506	577
	28	13		13	123	106	101	102	32	464	477
	29			0	153	81	40	148	38	460	460
給付額 (千円)	27	110	11	122	610	552	634	437	66	2,298	2,420
	28	24		24	553	512	535	531	74	2,205	2,228
	29			0	727	403	120	902	169	2,321	2,321
1人あたりサービス量 (日/人)	27	29.2	30.3	29.3	30.5	29.3	30.3	26.8	30.5	29.5	29.5
	28	22.4		22.4	29.0	29.5	28.2	29.9	29.4	29.1	28.9
	29				28.6	30.5	29.9	30.5	25.4	29.3	29.3
1人あたり給付費 (千円)	27	50.940	44.949	50.320	126.159	138.007	149.091	141.661	65.803	133.866	123.556
	28	40.353		40.353	130.034	142.856	149.213	155.499	68.613	138.524	135.054
	29				136.236	150.953	90.372	186.627	112.925	148.152	148.152

## 12) その他のサービス

### ■その他のサービスの利用実績

		福祉用具購入	住宅改修
件数	平成27年度	28	16
	平成28年度	36	23
	平成29年度	23	21
給付費用 (千円)	平成27年度	826	1,527
	平成28年度	1,261	2,337
	平成29年度	539	2,168

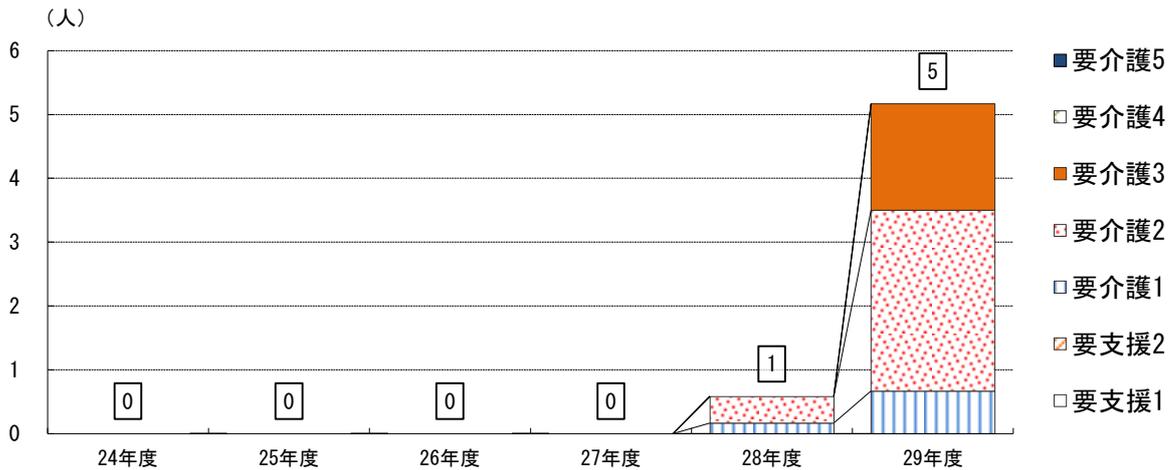
※ 資料は介護給付費年報。平成29年度値は、見込みです。

## (2) 地域密着型サービス

### 1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的に又は密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。一つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携をしてサービスを提供する「連携型」があります。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者数



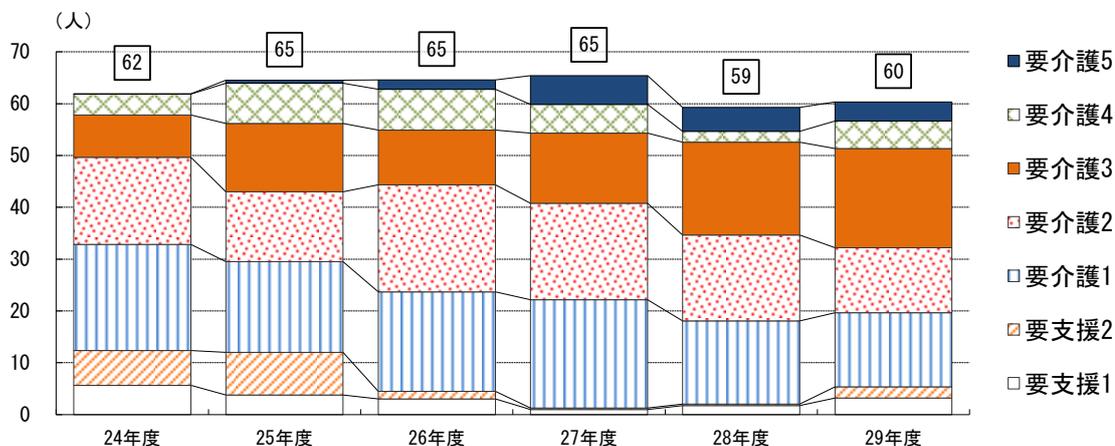
■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27									0	0
	28				0	0				1	1
	29				1	3	2			5	5
サービス量 (回)	27									0	0
	28				5	10				15	15
	29				20	78	43			141	141
給付額 (千円)	27									0	0
	28				14	44				58	58
	29				58	397	306			761	761
1人あたりサービス量 (回/人)	27										
	28				2.600	3.802				3.425	3.425
	29				2.558	4.528	6.091			4.715	4.715
1人あたり給付費 (千円)	27										
	28				74.106	95.045				89.063	89.063
	29				78.028	125.175	155.315			128.814	128.814

## 2) 小規模多機能型居宅介護

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援します。

### ■小規模多機能型居宅介護の利用者数



### ■小規模多機能型居宅介護の実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防 給付 小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護 給付 小計	合計
利用者数 (人)	27	1	0	1	21	19	14	6	6	64	65
	28	2	0	2	16	17	18	2	5	57	59
	29	3	2	5	14	13	19	5	4	55	60
サービス量 (回)	27	4	1	4	305	344	272	136	136	1,192	1,197
	28	10	2	13	227	305	331	38	127	1,029	1,041
	29	23	28	51	237	263	357	115	96	1,068	1,119
給付額 (千円)	27	49	20	69	2,665	3,327	3,259	1,454	1,533	12,236	12,306
	28	80	20	101	2,074	2,977	4,283	524	1,307	11,165	11,266
	29	151	173	324	1,885	2,304	4,756	1,334	1,093	11,372	11,696
1人あたり サービス量 (回/人)	27	3.6	2.7	3.4	14.6	18.5	20.0	24.7	24.3	18.6	18.3
	28	5.8	9.3	6.3	14.1	18.4	18.5	18.4	27.8	18.0	17.6
	29	7.4	12.8	9.6	16.6	21.0	18.6	21.6	26.1	19.4	18.6
1人あたり 給付費 (千円)	27	48.834	81.525	55.372	127.408	179.013	239.902	264.282	274.489	190.697	188.111
	28	45.903	81.126	50.306	128.943	179.537	239.038	251.466	285.206	195.022	190.137
	29	47.709	79.749	60.725	131.493	184.344	248.119	250.189	298.010	206.758	193.849

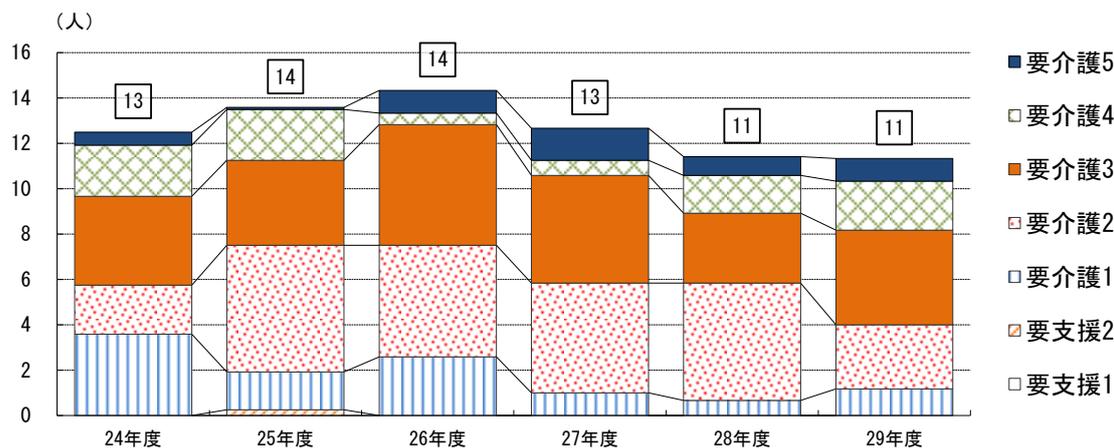
### 3) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の利用者を対象にした専門的なケアを提供するサービスです。

認知症の利用者が、グループホームに入所し、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事や入浴などの日常生活上の支援や、機能訓練などのサービスを受けます。

グループホームでは、一つの共同生活住居に5～9人の少人数の利用者が、介護スタッフとともに共同生活を送ります。

■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の利用者数



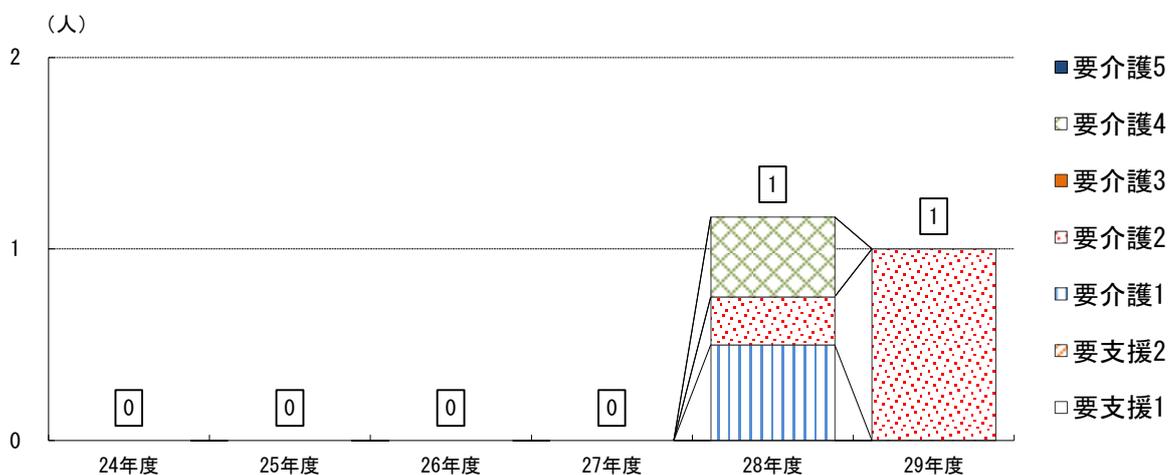
■ 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の実績

区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27				1	5	5	1	1	13	13
	28				1	5	3	2	1	11	11
	29				1	3	4	2	1	11	11
サービス量 (日)	27				29	148	145	20	42	384	384
	28				20	154	93	49	23	340	340
	29				36	87	127	66	31	346	346
給付額 (千円)	27				220	1,207	1,232	177	369	3,206	3,206
	28				162	1,267	798	415	200	2,842	2,842
	29				282	732	1,124	566	278	2,983	2,983
1人あたりサービス量 (日/人)	27				28.9	30.5	30.5	30.5	29.5	30.3	30.3
	28				30.4	29.9	30.2	29.6	27.0	29.7	29.7
	29				30.4	30.6	30.5	30.5	30.5	30.5	30.5
1人あたり給付費 (千円)	27				220.340	249.764	259.392	265.470	260.631	253.094	253.094
	28				242.552	245.216	258.873	249.133	240.012	248.941	248.941
	29				242.124	258.443	269.754	261.411	278.132	263.226	263.226

#### 4) 地域密着型通所介護

利用定員18人以下の小規模のデイサービスセンターで、入浴・食事の提供とその介護、生活等についての相談・助言、健康状態確認等の日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

##### ■地域密着型通所介護の利用者数



##### ■地域密着型通所介護の実績

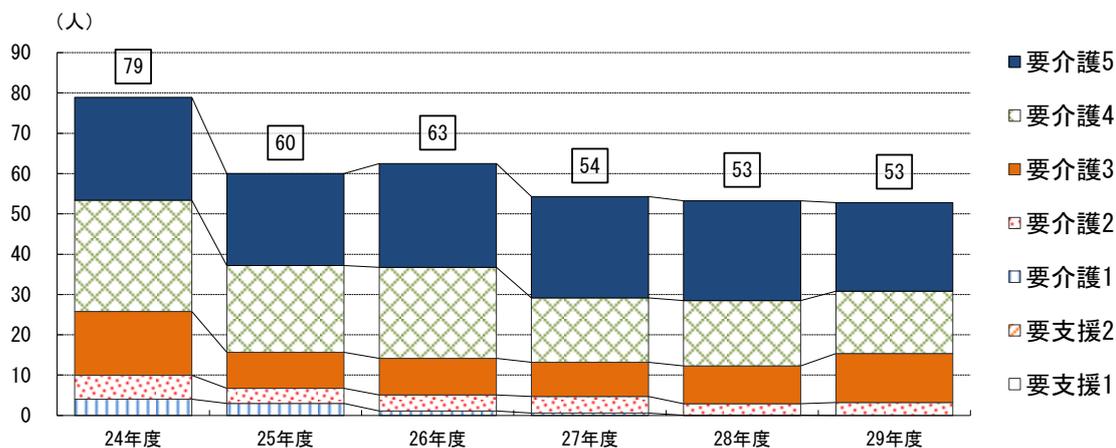
区分	年度	要支援1	要支援2	予防給付小計	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	介護給付小計	合計
利用者数 (人)	27									0	0
	28				1	0		0		1	1
	29					1				1	1
サービス量 (回)	27									0	0
	28				6	2		4		12	12
	29					9				9	9
給付額 (千円)	27									0	0
	28				55	16		36		106	106
	29					67				67	67
1人あたりサービス量 (回/人)	27										
	28				12.0	8.3		8.8		10.1	10.1
	29					8.7				8.7	8.7
1人あたり給付費 (千円)	27										
	28				109.670	62.946		85.660		91.083	91.083
	29					66.663				66.663	66.663

### (3) 施設サービス

#### 1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

入所者が可能な限り在宅復帰できることを念頭に、常に介護が必要な人の入所を受け入れ、入浴や食事などの日常生活上の支援や、機能訓練、療養上の世話などを提供します。

■介護老人福祉施設の利用者数



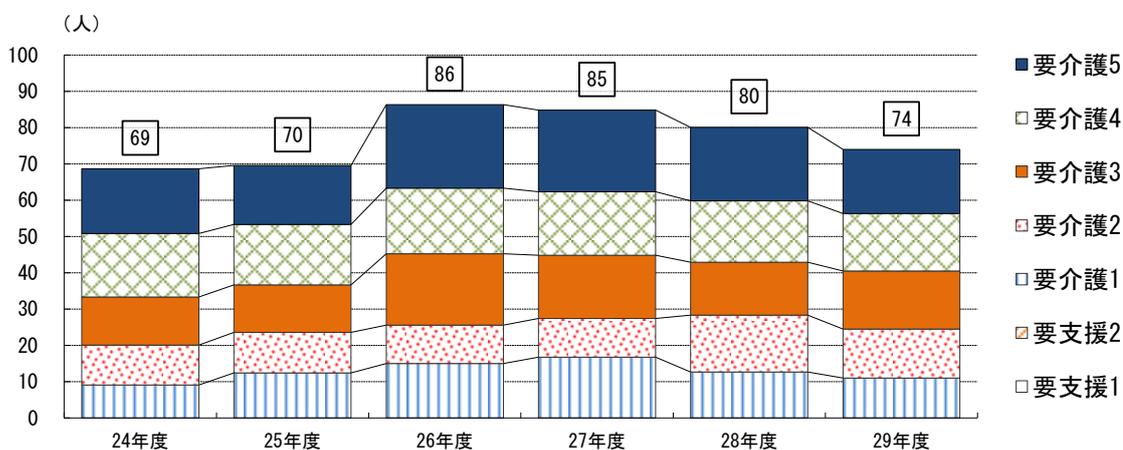
■介護老人福祉施設の実績

区分	年度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用者数(人)	27	1	4	9	16	25	54
	28	0	3	9	16	25	53
	29		3	12	16	22	53
サービス量(日)	27	18	117	254	451	706	1,545
	28	3	86	267	457	664	1,476
	29		88	347	432	598	1,464
給付額(千円)	27	114	805	1,881	3,679	6,178	12,657
	28	15	586	1,932	3,666	5,724	11,923
	29		609	2,565	3,548	5,269	11,991
1人あたりサービス量(日/人)	27	30.6	28.7	29.8	28.2	28.0	28.4
	28	31.0	30.4	28.6	28.1	26.8	27.7
	29		27.6	28.5	27.9	27.2	27.7
1人あたり給付費(千円)	27	195.161	197.254	221.339	229.926	245.481	232.959
	28	184.662	206.691	207.036	225.624	231.253	223.911
	29		192.389	210.847	228.878	239.508	226.965

## 2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、在宅復帰を目指している人の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、リハビリテーションや必要な医療、介護などを提供します。

### ■介護老人保健施設の利用者数



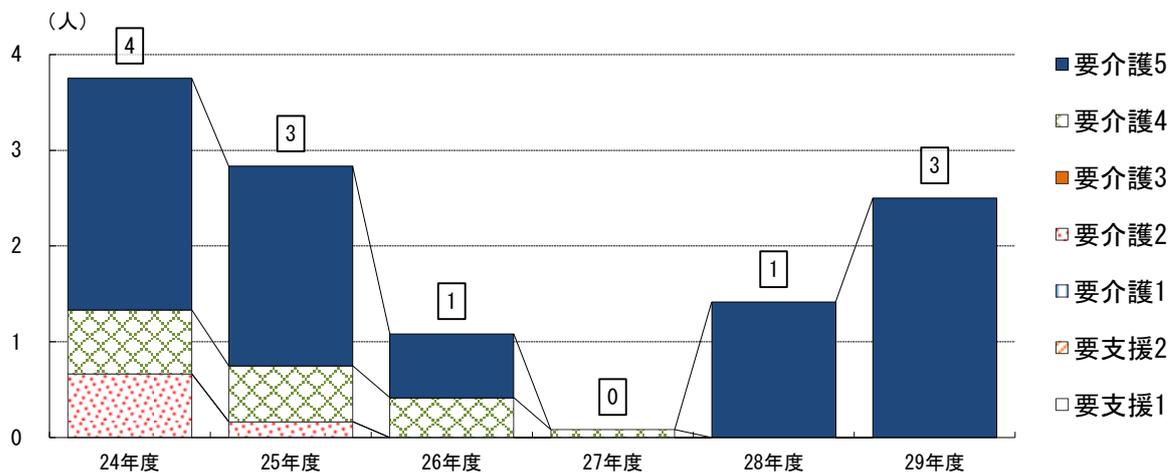
### ■介護老人保健施設の実績

区分	年度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用者数(人)	27	17	11	17	18	23	85
	28	13	16	15	17	20	80
	29	11	14	16	16	18	74
サービス量(日)	27	491	302	492	510	650	2,445
	28	373	446	415	493	581	2,307
	29	318	391	452	451	525	2,137
給付額(千円)	27	3,419	2,346	4,076	4,736	6,359	20,937
	28	2,616	3,436	3,560	4,451	5,801	19,864
	29	2,303	3,011	3,986	4,186	5,438	18,923
1人あたりサービス量(日/人)	27	29.3	28.3	28.2	29.1	28.9	28.8
	28	29.5	28.4	28.4	29.1	28.7	28.8
	29	28.9	29.0	28.3	28.5	29.7	28.9
1人あたり給付費(千円)	27	204.142	219.933	234.050	270.655	282.635	246.807
	28	206.540	219.294	244.114	263.117	286.459	248.037
	29	209.318	223.020	249.108	264.394	307.799	255.716

### 3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、長期にわたって療養が必要な人の入所を受け入れ、入所者が可能な限り自宅で自立した日常生活を送ることができるよう、機能訓練や必要な医療、介護などを提供します。

■介護療養型医療施設の利用者数の推移



■介護療養型医療施設の実績の推移

区分	年度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
利用者数(人)	27				0		0
	28					1	1
	29					3	3
サービス量(日)	27				3		3
	28					41	41
	29					69	69
給付額(千円)	27				29		29
	28					529	529
	29					871	871
1人あたりサービス量(日/人)	27				30.0		30.0
	28					29.2	29.2
	29					27.6	27.6
1人あたり給付費(千円)	27				342.126		342.126
	28					373.480	373.480
	29					348.209	348.209



## 第7期銀河福祉タウン計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

平成30年（2018年）4月～平成33年（2021年）3月

～いつまでも自分らしく～

平成30年3月発行

発行 本別町

編集 本別町総合ケアセンター

住所 〒089-3325 北海道中川郡本別町西美里別 6-15

電話 0156-22-8520

FAX 0156-22-6811

Email [kaigo@town.honbetsu.hokkaido.jp](mailto:kaigo@town.honbetsu.hokkaido.jp)

URL <http://www.town.honbetsu.hokkaido.jp/>